

参 考 資 料

ページ

・ 参考 1	「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」 報告書（抄）	1
・ 参考 2	「労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書」の概要	2
・ 参考 3	「労働災害防止団体改革検討専門委員会」報告書	3
・ 参考 4	各労働災害防止協会の概要	6 9
・ 参考 5	各労働災害防止協会の財務状況（平成 23 年度決算）	7 0
・ 参考 6	労働災害防止団体法、労働災害防止団体法施行規則、労働 災害防止団体法第二条第二項の規定に基づく業種（告示）	7 1
・ 参考 7	第 1 1 次労働災害防止計画（概要）	8 3

「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」 報告書

(抄)

3. 改革への提言

I. 独立行政法人、特別民間法人

＜特別民間法人＞

- ④ 中央労働災害防止協会は、設立根拠となる「労働災害防止団体法」の見直しを含めて、同法の趣旨に見合う適切な経営形態に移行するために、審議会において検討を始め、1年を目途に結論を得る。同時に、他の全ての特別民間法人についても、同様の検討を始める。

中央労働災害防止協会から、特別民間法人の代表例として、ヒアリングを行ったが、同協会の活動と労働災害防止の効果について十分な説明がなされなかった。また、同法人において過去にコンプライアンス違反があったことの指摘もあった。同協会は、労働災害防止団体法に基づく業務が遂行されているかどうかを検証し、それにふさわしい経営形態への移行を検討する。

また、同協会の運営に問題があった原因に、この法人が、独立行政法人でも公益法人でもない、特別民間法人という法人形態故の不十分な情報公開やガバナンス等があったことが浮かび上がった。

他の特別民間法人についても、同様の問題があることが考えられ、同様の検討を始めるべきである。

注) 特別民間法人（特別の法律により設立される民間法人）の定義（※）

「民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人（地方公共団体が設立主体となる法人を除く。）」

※ 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定）」による。

厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告書への対応(労働災害防止団体関係)

経営形態

設立根拠となる「労働災害防止団体法」の見直しを含めて、同法の趣旨に見合う適切な経営形態に移行するために、審議会において検討を始め、1年を目途に結論を得る。



- 中小企業及び特定業種における労働災害発生率等が高い現状においては、特別の法律に基づき事業主団体による継続的な労働災害防止活動を維持することが必要。
- 厚生労働省に外部有識者から成る第三者委員会を設置し、労働災害防止団体法の趣旨に見合った適切な経営を担保。
- 事業場数や労働者数が減少し事業活動の継続が極めて厳しい鉱業労働災害防止協会を廃止。

業務運営

中央労働災害防止協会から、特別民間法人の代表例として、ヒアリングを行ったが、同協会の活動と労働災害防止の効果について十分な説明がなされなかった。



- 適切な目標管理
団体毎に労働災害の削減数を必達目標として掲げるとともに、顧客等のニーズ等に関する測定を行い、PDCAサイクルにより継続的に事業を改善。
- 労働災害防止規程
適宜、規程の見直しを行い必要に応じて変更するとともに、会員の順守状況を定期的に把握し、その順守を担保する仕組みを構築することで労働災害防止規程の実効性を向上。

ガバナンス

(中央労働災害防止協会において)過去にコンプライアンス違反があったとの指摘もあった。…不十分な情報公開やガバナンス等があったことが浮かび上がった。他の特別民間法人についても、同様の問題。



- 理事会等
本来の業務執行機関として機能するよう理事数を大幅に削減し、全支部への監査の徹底等、支部へのガバナンスを強化(現状、理事が多数選任され業務執行機関としての機能が形骸化、本部の支部に対するガバナンスに問題)。
- 会費
必要な事業の継続等に向け、団体全体を支える財源となるよう会費の使途のあり方等を見直すとともに、会費の使途を具体的に会員に公開。

労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書

平成 23 年 11 月 21 日

労働政策審議会安全衛生分科会

労働災害防止団体改革検討専門委員会

目 次

第 1 検討の経緯

第 2 労働災害防止団体の現状と課題

1. 労働災害防止団体法について

2. 労働災害防止団体の事業及び現状

(1) 労働災害防止団体法に基づく事業

(2) 国からの補助金

(3) 理事、理事会

(4) 労働災害防止団体の財務状況

(5) 役員の状況及び情報公開

(6) コンプライアンス～過去に問題となった事案への対応状況

(7) 支部の運営主体

(8) 労働災害防止効果

第 3 労働災害防止団体の今後のあり方

1. 経営形態

2. 組織運営のあり方

(1) 理事数

(2) 支部

3. 継続的な事業活動を図るための財務のあり方

(1) 会費

(2) 経費節減

4. 事業活動の継続が極めて厳しい団体の取扱

5. 業務運営

(1) 目標管理

(2) 労働災害防止規程

6. 業務運営を検証する仕組みの構築

第1 検討の経緯

労働災害防止団体については、厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告書（平成22年12月27日）において、「中央労働災害防止協会は、設立根拠となる労働災害防止団体法の見直しを含めて、同法の趣旨に見合う適切な経営形態に移行するため、審議会において検討を始め、1年を目途に結論を得る。同時に、他の全ての特別民間法人についても、同様の検討を始める。」とされた。

今般、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会の各労働災害防止団体について、労働政策審議会安全衛生分科会の下に、公労使の委員からなる「労働災害防止団体改革検討専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置して、上記報告書に基づく検討を行った。

第2 労働災害防止団体の現状と課題

1 労働災害防止団体法について

各労働災害防止団体の設立の根拠法令は、労働災害防止団体法（昭和39年6月29日法律第28号。以下「根拠法」という。）となっている。この法律については、労働災害の防止を効率的に推進するため、国の行う監督指導に併せて労働者の安全衛生について直接の責任を有する事業主の自主的な労働災害防止活動を促進することが必要であるとして昭和39年に施行された。

この法律による労働災害の防止を目的とする団体として、全産業的なものとして中央労働災害防止協会、特に労働災害の発生率が高い業種を厚生労働大臣が指定するものとして、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会（以下「業種別団体」という。）の各労働災害防止団体が昭和39年に設立された。¹

労働災害は長期的には減少傾向にあるが、依然として、107,759人（平成22年）が休業4日以上災害に被災し、定期健康診断の有所見率については年々増加傾向にある。また、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～」では「2020年までに労働災害発生件数を3割削減」することが目標とされている。

¹ その後、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会については平成元年に、中央労働災害防止協会については平成12年にそれぞれ特別民間法人化された（特別民間法人とは、法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人（地方公共団体が設立主体となる法人を除く。）のことをいう（「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定）」））。

このような中、労働災害防止対策を推進する上では、国の行う監督指導に併せて労働者の安全衛生について直接責任を有する事業主の自主的な労働災害活動を促進する今日的意義は失われていないと考えられる。特に、経営基盤が脆弱な中小企業では、安全衛生管理活動を行う資金的余力に乏しく、また、安全衛生分野のノウハウ・人材が必ずしも十分でないこと等から、大企業に比べ労働災害の発生率が高い傾向にあり、中小企業やその集団を対象とした安全衛生対策の支援に取り組む必要性は高いと言える。

また、我が国の根拠法制定の際に参考とされた独・仏、特に独においては、労使により構成される団体が、自主的規範である労働災害防止規定を定める等により、労働災害防止に大きな役割を果たしてきており、こうした事例も十分に考慮すべきであると考え

2. 労働災害防止団体の事業及び現状

(1) 労働災害防止団体に基づく事業

① 中央労働災害防止協会

中央労働災害防止協会が行う業務については、根拠法第 11 条に規定されているが、これに基づく業務については資料 1「労働災害防止団体に基づく業務」のとおり、安全衛生に関する啓発、教育、技術的援助、情報の収集及び提供、調査研究等を行っている。

また、「労働災害防止計画に即応する業務」については、資料 2 のとおり 8 つの重点対策及びその目標ごとに取組事項を定めて実施されている。

② 業種別団体

業種別団体が行う業務については、根拠法第 36 条に規定されているが、これに基づく業務については資料 1「労働災害防止団体に基づく業務」のとおり、労働災害防止規程の設定、安全衛生に関する技術的な指導及び援助、労働者の技能に関する講習、情報の収集及び提供、調査研究等、各業種の特性を踏まえた労働災害防止のための事業を行うこととされている。（「労働災害防止計画に即応する業務」及び「労働災害防止規程の内容」については、それぞれ資料 2、資料 3 のとおり。）

(2) 国からの補助金

根拠法第 54 条において、「政府は、労働災害防止団体に対して、労働保険特別会計の労災勘定の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。」と規定されており、これに基づき国は、各労働災害防止団体に対して補助金を交付している。

今年度からは、労災保険を財源とする社会復帰促進事業の目的により即したものと

する観点から補助金を、従来の人件費を中心とする補助から中小事業場における業務災害の防止に関する活動に対する補助とし、管理費に対する補助を廃止するほか、

- ・安全衛生調査研究事業（労働災害の防止に関し、労働災害防止協会として必要な実態を把握し、行政の規定する安全衛生基準を踏まえた実用技術の開発、作業指針の作成等きめ細かい基準作成のための委員会を通じ調査研究を行う事業）
- ・安全衛生啓発事業（事業主、その他関係者の安全衛生意識の高揚、労働者の災害防止に関する技能の向上を図ること及び労働災害の防止に関し内外の情報及び資料を収集し提供する事により労働災害の防止のための知識、技術等の付与を行う事業）

の2つの事業に対する補助が廃止された。

（３） 理事、理事会

労働災害防止団体の理事は、根拠法において5人以上置くこととされている。理事は、同じく根拠法において会長を補佐しそれぞれが会務を掌理し、会長に事故があり自らその職務を執ることができないときは会長の代理となり、会長が欠けているときはその職務権限を行うものとされ、業務執行機関として位置付けられている。

しかし、各労働災害防止団体の理事の現状をみると、表1のとおり、100名を超える中央労働災害防止協会を始め、多くの理事が選任されている。

理事会の開催については、表2のとおり年1回、常任理事会も年1、2回程度となっている。さらに、審議内容については、事業報告、決算、事業計画、収支予算案及び役員選任等総会又は総代会に提出する議案に係る審議・議決を中心とし、執行機関としての役割が十分でない。

他方、各労働災害防止団体の理事の選任状況をみると、中央労働災害防止協会及び陸上貨物運送事業労働災害防止協会以外の団体については、常勤理事を置いていないが、各団体とも事業主団体又は関係業界団体のリーダーの方々や地域のリーダーの方々が非常勤として選任されており、これらの方々が我が国の産業界の牽引役として災害防止に取り組んできた結果、労働災害の減少を果たしてきたことも事実である。

また、支部、地域の代表的立場で参画していた理事が、各地域のニーズ・課題の把握と中央への意見具申、地域活動の推進役、組織のまとめ役として果たしてきた役割は労働災害防止団体にとって極めて大きいものとなっている。

しかし、一方では様々な組織運営上の重大な課題、労働災害防止団体に対する信用の低下を来す問題が生じた際にも、多数の理事から構成される理事会が機動的に開催されておらず、その活動が総会又は総代会に提出する議案に係る審議・議決にとどまっているとすれば、根拠法が想定する執行機関として理事が十分に機能しておらず、ガバナンス（統制）が不十分であり、機能が形骸化していると言わざるを得ない。そもそも5人を大きく上回って理事を選任することを根拠法は想定していないと考えられる。

なお、多数の理事を必要とする理由として、会員の意見を事業運営に反映させる、

支部に理事を置き協会の円滑な業務運営を図る等が挙げられているが、これらは総会等別の機会、手段によっても実現可能なものであり、執行機関としての理事会の本来の役割・機能を犠牲にしてまで理事会に担わせるべきものではないと思量される。

表 1 各団体の理事数とその理由

団 体	理事数	現在の理事数を必要とする理由（要旨）
中央労働災害防止協会	107	会員である事業主団体にも積極的に労働災害防止活動に取り組んでもらうことが安全衛生水準の向上に不可欠であるため。
建設業労働災害防止協会	73	建設業に携わる関係者が一体となって、かつ、全国斉一的に労働災害防止団体活動の展開を図られるようにしている。
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	89	47 都道府県支部を有する当協会としては、各支部に理事を置き協会の円滑な業務運営を図る必要がある。
林業・木材製造業労働災害防止協会	60	広範かつ幅広い意見を聴取し審議することにより、的確かつ適正な事業運営を確保できる。
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	61	港湾毎にその事業環境は多様であることから、協会の運営に会員の意見を公正に反映させるため。
鉱業労働災害防止協会	24	事業の運営に当たって業界の意見を幅広く反映させるため。

表2 理事会の開催実績

団 体	理事会の開催実績（平成22年度）
中央労働災害防止協会	理事会：平成22年5月 常任理事会：平成23年3月
建設業労働災害防止協会	常任理事会、理事会：平成22年5月 常任理事会：平成22年9月 理事会：平成23年3月（震災のため中止）
陸上貨物運送事業 労働災害防止協会	常任理事会、理事会：平成22年5月 常任理事会：平成22年12月 常任理事会：平成23年3月（震災のため中止）
林業・木材製造業 労働災害防止協会	理事会：平成22年6月 常任理事会：平成23年3月
港湾貨物運送事業 労働災害防止協会	理事会：平成22年6月 常任理事会：平成22年5月 常任理事会：平成23年3月（震災のため持ち回り開催）
鉱業労働災害防止協会	理事会：平成22年6月 常任理事会：平成22年5月 常任理事会：平成22年11月

（4）労働災害防止団体の財務状況

各団体の貸借対照表及び損益計算書により、平成18年度から平成22年度までの決算及び平成23年度の見込みについて見ると、林業・木材製造業労働災害防止協会を除く全ての団体において基本金が減少しており、特に鉱業労働災害防止協会については、平成18年度以降、一貫して減少している。

会費や国からの補助金の減少により、各労働災害防止団体の財務状況は厳しさを増しており、林業・木材製造業労働災害防止協会以外の労働災害防止団体の基本金の平成23年度見込みは、平成18年度と比べていずれも減少している。

特に、鉱業労働災害防止協会については、国からの補助金の削減のみならず会費収入及び事業収入も年々大きく減少している。これに関して、今般のヒアリングにおいて、収支改善の戦略について聴取したところ、昨年度に支部体制の見直しと職員の削減（2名削減により12名体制に縮小）及び一部の職員を常勤から非常勤化とし、本年度はさらに職員を2名削減することとしているものの、本年度決算では赤字になることは間違いないと述べられており、収支改善については極めて難しい状況であると考えられる。

表3 「基本金の推移」

(単位:千円)

	決算					見込	
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	18 年度 比
中央 労働災害防止協会	3,848,890	4,158,115	4,152,906	1,272,229	1,107,570	966,729	0.25
建設業 労働災害防止協会	2,274,292	2,273,944	2,268,408	2,245,525	2,324,302	2,196,934	0.97
陸上貨物運送事業 労働災害防止協会	94,541	109,244	114,969	60,515	87,513	46,008	0.49
林業・木材製造業 労働災害防止協会	54,742	58,259	52,517	63,886	173,196	183,196	3.35
港湾貨物運送事業 労働災害防止協会	359,756	393,769	409,737	372,191	360,853	332,853	0.93
鉱業 労働災害防止協会	189,398	178,027	161,909	149,887	147,860	145,847	0.77

(5) 役員の状況及び情報公開

各団体の役員のうち所管する官庁の出身者の割合、役員の報酬、退職金及び情報公開についてはいずれも「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成 14 年 4 月 26 日閣議決定)(以下、「指導監督基準」という。)に則したものである。

(6) コンプライアンス～過去に問題となった事案への対応状況

中央労働災害防止協会においては、平成 12 年度から平成 16 年度における国の委託費及び補助金について、不適正な経理処理が行われた事等を受けて、コンプライアンス室の設置、経理規程の改正及び外部の委員から経理問題等について意見を求める仕組みの構築等、再発防止に向けた取組が行われた。

一方、陸上貨物運送事業労働災害防止協会においては、平成 18 年 11 月及び平成 19 年 1 月に、林業・木材製造業労働災害防止協会においては、平成 20 年 3 月、平成 22 年 3 月及び平成 23 年 2 月に支部の実施する技能講習において不適正な処理が行われ、その都度所轄の労働局から業務停止処分等を受けたが、これらに対して緊急理事会等を開催し再発防止策について審議されたことはなく、支部長等に対する管理監督責任に対する措置も行われておらず、全国の支部長及び担当者に対して本部から指導が行

われる等事務的な対応に止まっている。

(7) 支部の運営主体

各防災団体の支部の運営主体については表4のとおり、鉱業労働災害防止協会の一部の支部を別として、各都道府県における関係団体の長が支部長を兼務しているなど、実態として支部と関係団体との関係が極めて密接なものとなっている。このような運営形態により、関係団体と労働災害防止団体の支部が一体となって、それぞれの業界の労働現場の特性に応じてきめ細かな災害防止の指導・援助を行うことにより、労働災害の発生率を低下させてきたと考えられる一方、支部の独立性を高め、本部の支部に対するガバナンスをしにくい要因ともなっている。

中央労働災害防止協会の支部の業務については、「都道府県の労働基準協会の中で中災防に関する一部の特定の業務を行う部分が支部の業務」、「各都道府県の領域における中災防の事業に関する問い合わせへの対応や広報、さらには中災防が国から受託する委託事業で全国的な展開を図るものについて、支部で活動いただいている」旨、ヒアリングにおいて当団体から説明がなされた。

一方、当団体では、地区安全衛生サービスセンターを全国9カ所に設置して安全衛生教育・ゼロ災運動研修の実施、安全管理士等による事業場の安全衛生状態の診断等の業務を行っている。

また、当団体が賛助会員に行ったアンケート結果においても、「中災防で実施している各種活動研修等は、ほとんどが、労働基準協会と内容的に同じであり、両方の団体に所属する意味が見えにくい。」と指摘されており、ヒアリングにおいても、「確かに一部重複している部分はある」と当団体も重複を認めている。

表4 「支部の運営主体」

団 体	支部の運営主体（設置数）
中央労働災害防止協会	都道府県労働基準協会、労働基準協会連合会又はこれらに準ずる労働災害防止の業務を主として行う団体（47）
建設業労働災害防止協会	都道府県建設業協会（47）
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	都道府県トラック協会（47）
林業・木材製造業労働災害防止協会	都道府県森林組合連合会（3）、都道府県木材組合連合会（33）、その他（都道府県労働基準協会、林材業関連団体）（11）
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	・総支部：日本港運協会各地区港運協会（13） ・支部：同上（79）
鉱業労働災害防止協会	・鉱山支部：本部直轄（2）、鉱業会（3）、

	鉱山会（2）、石灰石鉱業協会（1）、碎石協会（1） ・碎石支部：日本碎石協会（29）
--	---

本部の支部の運営費に関する把握の状況については表5のとおり、陸上貨物運送事業労働災害防止協会及び林業・木材製造業労働災害防止協会が人件費及び管理費について把握していない状況であった。なお、中央労働災害防止協会については、支部の人件費及び管理費を負担していないとしている。

さらに、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会については、監事の支部に対する監査が、国庫補助金が支部において使用された場合以外には十分に行われていない可能性がある。例えば、本部及び支部の監査を、毎年度、監事により2回行っていると述べているが、本部に加え全支部等を2日で行う日程となっているなど、十分な監査が行われているか懸念される団体も見受けられた。

表5 「支部の運営の把握状況」

団 体	事業費	人件費	管理費
中央労働災害防止協会	本部事業収入 会費収入	0	0
建設業労働災害防止協会	支部事業収入	支部事業収入 会費収入	支部事業収入 会費収入
陸上貨物運送事業 労働災害防止協会	支部事業収入 会費収入 国庫補助金収入	把握せず	把握せず
林業・木材製造業 労働災害防止協会	支部事業収入 会費収入 国庫補助金収入	把握せず	把握せず
港湾貨物運送事業 労働災害防止協会	会費収入 国庫補助金収入	本部事業収入 支部事業収入 会費収入	本部事業収入 支部事業収入 会費収入
鉱業労働災害防止協会	支部事業収入 国庫補助金収入	支部事業収入 会費収入 国庫補助金収入	国庫補助金収入

(8) 労働災害防止効果

表6の「会員・非会員別労働災害発生比較²」については、会員となる事業場は活発な事業活動が行われており災害発生のリスクもそれなりに高いと推測される点や、経済センサスの事業所の中には常用の雇用者がいない事業所も含まれている点については留意が必要であるが、概ね会員事業場の労働災害発生率は相対的に低いという結果となっている。

なお、鉱業労働災害防止協会の対象とする採石業については、平成15年度から会員となったが、会員となる前後8年間を比較すると、会員となる前の8年間の死傷者数の減少率が20.6%なのに対し、会員となった後の8年間の死傷者数の減少率は42.3%と2倍強となっており、会員となったことにより相応の労働災害抑制効果があったと

²業種別団体毎に対象業種を選定し、平成21年経済センサス（総務省）（但し、陸上貨物運送事業労働災害防止協会については、自動車輸送統計調査（平成21年度 国土交通省））の対象業種の事業所数のうち、平成23年4月時点の各業種別団体の会員事業場の割合を算出した。次に、平成22年における労働者死傷病報告のデータから各業種別団体に対応する業種を抽出して比較（港湾貨物運送事業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会以外の対象業種は完全無作為抽出方式により500件を抽出）。すなわち対象業種のうち会員の割合（A）を、死傷病報告数（死亡又は休業4日以上）の労働災害の会員事業場割合（B）が下回っていれば、当該労働災害防止団体会員としての効果が一定程度認められるとして比較を行った。（鉱業労働災害防止協会の採石業関係については会員である採石業者団体の傘下企業数を会員事業場としている。）

判断できる。³

また、業種別団体については、根拠法第 36 条において、労働災害防止規程を定めることとされている。その趣旨は、労働安全衛生法は、労働災害の防止に関し、事業者の守るべき最低基準を定めているが、労働災害の防止の徹底を期するためには、産業の種別、事業の規模等に応じて、よりきめ細かい規制を行うことが必要であるものの、産業毎の実情の差異に応じて法令による規制を講じていくことは法技術的に困難かつ適当でないことから、労働災害の防止に関し、当該業種の実態に即して会員の守るべき自主的な規範を定め、その順守を図ることで労働災害の防止に寄与することとしたものである。

労働災害防止規程については、根拠法第 41 条において会員の順守が義務づけられているが、各団体において、これを制度的に担保する仕組みが設けられておらず、また、会員に順守を促す取組も必ずしも積極的に行われていない実態が見受けられた。

³採石業における労働災害発生状況（死傷者数）は、平成 7 年度が 252 人、平成 14 年度が 200 人と減少率が 20.6%に対して、平成 15 年度が 208 人、平成 22 年度が 120 人と減少率が 42.3%となっている。（鉱業労働災害防止協会提出資料から作成）

表 6 「労働災害防止効果（会員・非会員事業場間の比較）」

建設業労働災害防止協会（対象業種：建設業）			
対象業種事業場数①	583,616	対象業種の死傷病報告数	16,143
		抽出数①	500
会員事業場数②	374,708	会員事業場数②	123
（A）会員の割合（②/①）	64.2%	（B）会員の割合（②/①）	24.6%

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（対象業種：陸上貨物運送業、交通運輸業）			
対象業種事業場数①	62,712	対象業種の死傷病報告数	13,815
		抽出数①	500
会員事業場数②	47,093	会員事業場数②	339
（A）会員の割合（②/①）	75.1%	（B）会員の割合（②/①）	67.8%

林業・木材製造業労働災害防止協会（対象業種：林業、木材製造業）			
対象業種事業場数①	19,172	対象業種の死傷病報告数	3,809
		抽出数①	500
会員事業場数②	13,863	会員事業場数②	288
（A）会員の割合（②/①）	72.3%	（B）会員の割合（②/①）	57.6%

港湾貨物運送事業労働災害防止協会（対象業種：港湾荷役業）			
対象業種事業場数①	2,149	対象業種の死傷病報告数	340
		抽出数①	340
会員事業場数②	1,736	会員事業場数②	251
（A）会員の割合（②/①）	80.8%	（B）会員の割合（②/①）	73.8%

鉱業労働災害防止協会（対象業種：鉱業、採石業）			
対象業種事業場数①	2,912	対象業種の死傷病報告数	218
		抽出数①	218
会員事業場数②	829	会員事業場数②	64
（A）会員の割合（②/①）	28.5%	（B）会員の割合（②/①）	29.4%

第3 労働災害防止団体における今後のあり方

1. 経営形態

当専門委員会の設置の端緒となっている、「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会報告書」（平成22年12月27日）において指摘されている、労働災害防止団体法の趣旨に見合う適切な経営形態について検討を行ったところ以下のとおりである。

独立行政法人については、政策の実施部門のうち一定の事務・事業を分離したもので、本来国が実施する事業の実施機関と解されることから、人事、業務運営、財務について国の強い関与が行われており、最高意思決定機関が、法人の長に集中している。

公益法人については、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し得る民間非営利部門である。公益法人改革により平成20年12月以降は、従来の公益法人は一般と公益に分離し、「公益」として認定されると報告徴収や立入検査等一定の国の関与が残ることとなる。「最高意思決定機関」については、社団法人であれば社員総会、公益財団法人であれば評議員会ということとなる。

労働災害防止団体が該当するところの、「特別の法律に基づく民間法人」については、民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人をいうものである。

国の関与については、指導監督基準による他、労働災害防止団体については、根拠法に基づき国が一定の関与を行うこととされている。最高意思決定機関については、根拠法により「総会」、「総代会」となっている。ディスクロージャーについては、法人が公表する項目に加えて、所管官庁が更にこれらに関する情報について公開することとなっている。「会計基準」については、企業会計原則その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準となっている。

これらの経営形態のいずれが根拠法の趣旨に見合うのかについてであるが、少なくとも中小企業及び特定業種における労働災害発生率等がいまだに高い現状においては、まず、特別の法律に基づき労働災害防止活動を行う団体を少なくとも一つ確保して各団体が関係行政庁との密接な連携の下、継続的な労働災害防止活動を維持することが必要であると考えらる。

具体的には、労働災害防止団体の活動については、事業主による自主的な活動ではあるため、その活動が労働災害防止に実効性を期すために、根拠法により活動の内容を定めているところである。例えば、団体会員の自主規制である労働災害防止規程を定めることとしているのは、労働安全衛生法令が全産業の最低限の規制であるところ、個々の業種ごとにきめ細かく法令を制定・見直しを行うことは技術的に困難であるため、団体内部における自主的な規制を制定させ、団体の会員に順守義務を課しているところであ

る。

よって、根拠法を廃止した場合、自主規制である労働災害防止規程を定めこれを順守するための取組を行うことは期待できず、労働災害防止活動の実効性が低下する恐れがある。

また、労働災害防止団体の活動は事業主による自主的な活動であることから、そもそも本来国が行う事業として独立行政法人に移行することに馴染まない。団体の活動を活性化させる観点からも、独立行政法人の様な国の強い関与下に置いた場合、事業主の自主性による柔軟で機動的な活動を阻害してしまう恐れがある。また、独立行政法人は最高意思決定機関が法人の長に集中しており、事業主の自主的活動を促進するという団体の性格には馴染まない形態である。

このようなことから、特別の法律に基づく民間法人が最もふさわしい経営形態と考えられる。

ただし、各労働災害防止団体のガバナンス等については特別民間法人としての制度上のものというよりも運用上のものとして第2で述べた様な問題が生じていることは事実であり、これらに対しては以下で述べる見直しが必要である。

2. 組織運営のあり方

(1) 理事数

理事数については、各団体の規模等を勘案し根拠法に想定されている執行機関とすべく、迅速な意志決定を妨げない数（根拠法に定めている理事数が「5人以上」とされていることに鑑み、中央労働災害防止協会及び建設業労働災害防止協会については10人以内、その他の労働災害防止団体については5人）に削減することにより、労働災害防止団体としての効果的かつ持続可能な事業運営に向け、理事が本来の執行機関としての役割を主導的に発揮できるような取組が必要である。

その際には、地域活動の推進役、組織のまとめ役、各地域のニーズ・課題の把握と中央への意見具申等の現在の理事が担っている役割についても、別の形で維持されるよう特段の配慮が必要である。

(2) 支部

第2で述べたとおり、中央労働災害防止協会については、本部直轄の地方拠点として地区安全衛生サービスセンターを全国に9カ所を設置している一方で、各都道府県に支部を設置している。これまでは国の委託事業を受託した際、各都道府県における事業展開を実施してきたところであるが、現在は主に広報や問い合わせ等の対応が中心となっている。

よって、現在支部で行っている業務については、地区安全衛生サービスセンター及び本部で対応することも可能であるから、支部を廃止することとして効率化を図るべ

きである。

また、鉱業労働災害防止協会以外の労働災害防止団体については、本部の支部の運営費に関する把握状況や支部に対する監査の実施体制等が必ずしも十分でない上、団体設立時の経緯等もあり、支部に対する本部のガバナンスが、様々な重要な局面で効きにくい状態となっている。

業種別の労働災害防止団体の活動は支部が関係業界の協力の下、災害防止に取り組んできた実績は大きなものがあるが、今後は、一つの法人として本部が全ての支部に対して、監査等、本来あるべきガバナンスを徹底すべきである。あるいは、支部という形ではなく、地域別の関係事業主団体等に適正な形で業務を委託するという形も考えられる。いずれにしても、支部の運営形態について団体において検討がなされるべきである。

3. 継続的な事業活動を図るための財務のあり方

(1) 会費

鉱業労働災害防止協会以外の業種別労働災害防止団体は、自己収入のうち、会費収入の全部又は大部分を支部の運営費としている一方、中央労働災害防止協会は用途を特定できないとしている。

これら会費のあり方について、労働災害防止団体として必要な事業活動を継続に行うための団体全体を支える貴重な財源となるよう、これらの会費や会費の使途のあり方について見直すべきである。その際に、会費がどのように使われたのかについて会員に対して公開することや、会員として労働災害防止抑制効果等のメリットを実感できる事業運営の仕組みを構築することも併せて検討することが重要である。

(2) 経費節減

これまで、人件費の削減をはじめとする経費の節減に取り組んできたところであるが、中小企業やその集団を対象とした安全衛生対策の支援等労働災害防止活動を推進するために必要な事業予算を確保した上で、業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図るべきである。一例を挙げると、広告効果測定を行い、費用対効果の認められない広告は廃止する。刊行物、啓発グッズについては、真に必要と認められるものに厳選し統廃合する。印刷物、OA 機器、消耗品等各団体で共通する物品、役務等の調達については、団体毎に行うのではなく一括して調達する等である。

なお、経費削減に当たっては、コストパフォーマンスを追求するあまり安全衛生活動が脆弱な中小企業に対する支援が不十分とならないよう配慮するとともに、職員の志気等にも配慮しつつ取り組むべきである。

4. 事業活動の継続が極めて厳しい団体の取扱

鉱業労働災害防止協会については、対象とする事業場数や労働者数が減少する中で、健全な業務運営を維持しつつ、更に人件費等の運営経費を大幅に削減することはこれ以上困難と考えられ、近い将来、事業の継続が困難な事態に陥ることが予想される。

今後、当団体の存立と併せ当団体がこれまで培ってきた災害防止に関するノウハウや財産の必要な承継範囲を別途検討したうえで、適切な承継団体に引き継がれるよう関係機関において速やかに調整を実施する必要がある。

5. 業務運営

(1) 目標管理等

労働災害防止団体は、労働災害の防止を目的として組織されており（根拠法第8条）、その存在を法の趣旨に沿ったより実効あるものにするためには、団体毎に労働災害の削減数を必達目標として掲げ、これを達成するためには何に取り組まなければならないのか、何を重点とするのか、何を対象にどのような事業を行うべきか等につき、事業計画において具体的な業務目標を設定する等の取組を検討すべきである。

また、事業計画の作成に際しては、産業構造・就業構造・産業現場等の変化、労働災害の発生状況、労働者の健康を巡る状況等総合的に勘案することはもとより、参与の意見、利用者や潜在的な利用者層の意見や要望等の情報をきめ細かく把握すると共に、実施に際しては、労働災害の発生状況、アンケートによる利用者の評価や意見・要望及びサービス利用の一定期間経過後の労働災害防止効果など、常に事業の成果や課題を把握し、それに基づく事業の改善を図るなど、PDCAサイクルによる継続的な事業改善を行うことが必要である。

さらに、各労働災害防止団体が会員事業場の対して行ったアンケート結果を見ると、事業を活用した有用度については概ね高い評価を得ていることから、今後は、研修等の各種事業を単にホームページ等で宣伝するに止まらず、それぞれの事業の価値、すなわち利用することで具体的にどのような効果が見込めるのか及び実際に利用した方の評価や感想などを効果的に利用者層に伝えていくこと等により、利用者の拡大を図るべきである。

加えて、会員のニーズへの対応の観点からは、最近では、海外に進出する企業が増加しており、これら企業の海外派遣労働者の労働安全衛生水準向上等のため、諸外国の情報収集及び提供の充実化等についても取り組むことを検討すべきである。

(2) 労働災害防止規程

労働災害防止規程については、これを努力義務として会員の順守状況すら把握していない団体があるなど、形骸化している状況も見受けられた。よって、各業種別団体において、各業種を巡る環境の変化等を踏まえ、適宜、当該規程の見直しを行い必要

に応じて変更すること及び、会員の順守状況を定期的に把握すると共に、その順守を担保する仕組みを根拠法第37条に基づき構築すること等により、労働災害防止規程の実効性を高めるべきである。順守を担保する仕組みについては、規程の違反によって発生した労働災害に係る情報に併せて再発防止対策を他の会員にも直ちに公表して同種の災害を防止することや、再発防止のために講習や研修を受講させるなどの取組等が考えられる。

(3) 安全衛生調査研究活動

各労働災害防止団体は、相互間及び行政機関との労働災害の防止に関する情報の共有化を図るのみならず、(独)労働安全衛生総合研究所等調査研究機関ともコミュニケーションを積極的に図り、労働災害防止に資する有益な情報について会員をはじめ一般にも発信し、災害防止に一層の貢献を果たすよう取り組むべきである。

(4) 表彰事業の継続

安全衛生水準の向上は、事業場における日々の地道な取組みによって図られるものである。それらの取組みを日々支える人達の功績を称えることは、安全衛生担当者の地位を向上させ、当該事業場のみならず産業界のモチベーションを高めるために極めて有用であることから、今後とも継続することが望ましい。

6. 業務運営を検証する仕組みの構築

現在、各労働災害防止団体においては外部有識者による業務実績の評価が実施されており、これについては、社会にとって真に価値のある事業となっているか自己検証するための取組として一層の充実を図るべきであるが、労働災害防止団体の業務の公共性や当報告書を踏まえた改革の実行を担保する観点からは、その取組状況を外部から定期的に検証し評価する必要がある。

従って、当専門委員会の報告書を踏まえた改善状況等業務全般について検証するために、厚生労働省において、外部有識者から構成される第三者委員会を設置し、専門的、客観的、中立的な立場から評価を行い、適正性を確保すべきである。

評価の間隔は年1回とし、第三者委員会の評価結果については厚生労働省に報告し、厚生労働省は評価内容を団体に通知するとともに、必要があると認めるときは当該団体に運営の改善を求めるようにすべきである。

○ 検討の経過

- (1) 第1回専門委員会（平成23年7月29日（金）開催）
労働災害防止団体改革検討専門委員会設置の趣旨、労働災害防止団体の概要、労働災害防止団体法に基づく労働災害防止団体の業務等について
- (2) 第2回専門委員会（平成23年9月26日（月）開催）
中央労働災害防止協会及び建設業労働災害防止協会に対するヒアリング
- (3) 第3回専門委員会（平成23年9月28日（水）開催）
陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会及び鉱業労働災害防止協会に対するヒアリング
- (4) 第4回専門委員会（平成23年10月31日（月）開催）
報告書（案）について議論
- (5) 第5回専門委員会
報告書の取りまとめ

○ 委員名簿

（公益代表）

相澤 好治	北里大学副学長（座長）
三柴 丈典	近畿大学法学部准教授（座長代理）
五十嵐邦彦	公認会計士
田極 春美	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員

（労働者代表）

市川 佳子	日本労働組合総連合会（連合）総合労働局雇用法制対策局長（第3回まで）
杉山 豊治	日本労働組合総連合会（連合）総合労働局雇用法制対策局長（第4回から）
谷口 元	全国ガス労働組合連合会中央執行委員長

（使用者代表）

高橋 信雄	JFEスチール(株)安全衛生部 部長
中村 聡子	日本アイ・ビー・エム(株) 産業医

○ 事務局

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

労働災害防止団体法に基づく業務

	ページ
・ 中央労働災害防止協会	・ ・ ・ 1
・ 建設業労働災害防止協会	・ ・ ・ 3
・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会	・ ・ ・ 7
・ 林業・木材製造業労働災害防止協会	・ ・ ・ 8
・ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会	・ ・ ・ 12
・ 鉱業労働災害防止協会	・ ・ ・ 13

労働災害防止団体に則した事業内容

中央労働災害防止協会

法第11条第1項 (次の業務を行うものとする。)	事業内容	事業実績
労働災害の防止に関し会員間の連絡及び調整を図る	2号会員である全国規模の事業主団体との製造業、小売業、サービス業等業種別意見交換会の開催による情報交換や意見交換	製造業については、11月に開催し、7団体の参加 小売業については、11月に開催し、6団体の参加 サービス業等については、12月に開催し、5団体の参加
	3号会員である都道府県労働基準協会との連絡会議の開催による情報交換や意見交換	2月に開催
一 事業主、事業主の団体等が行なう労働災害の防止のための活動を促進すること。	「全国産業安全衛生大会」の開催	10月6日～8日の3日間、福岡市にて開催。1日目は総合集会、2～3日目は事例・研究発表、講演、シンポジウム等を実施(参加者 11,500人)
	「緑十字展(安全衛生保護具、職場環境改善機器等の展示会)」の開催	10月6日～8日の3日間、福岡市にて開催。安全衛生保護具等の展示を通じて、安全衛生水準の向上が目的(参加者 14,390人)
	「産業安全運動100年記念事業」の実施	業界団体等の有志38団体で構成される産業安全運動100年記念事業実行委員会の事務局として、100年記念サイトを開設するとともに、記念ロゴ・スローガンの作成及び公表、さらに、リーフレットや総合プログラムの制作など広報活動を行った。また、「産業安全運動100年史」等の制作を進めた。
	安全衛生の向上に努めた企業や個人等に対する表彰	会長賞、顕功賞、緑十字賞など産業安全及び労働衛生の向上に努めた企業や個人等に対し表彰を行う。
二 教育及び技術的援助のための施設を設置し、及び運営すること。	地区安全衛生サービスセンター(7センター・2支所)を設置・運営し、教育及び技術的援助の実施	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡にセンターを、富山と高松に支所を設置、運営。
三 技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。(労働災害防止のための措置には高度の技術的な知識経験を必要とする事項が多いため専門家として安全管理士及び衛生管理士を置く)	リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)の普及 (1)リスクアセスメント・OSHMS関連事業の推進 ①人材育成のための研修会 ②事業場への個別支援 (2)化学物質のリスクアセスメント実施支援等の推進 ①人材育成のための研修会 ②事業場への個別支援 ③化学物質等安全データシート(MSDS)の作成・ 情報提供及び相談対応等の実施(委託事業) (3)機械設備のリスクアセスメント実施支援等の推進 ①人材育成のための研修会 ②事業場への個別支援 ③製造業における元方事業者による関係請負人を含めた事業場全体にわたる安全衛生管理マニュアルの作成・ 研修会の開催 (委託事業) (4)労働安全衛生マネジメントシステム構築事業場の認定 現場力強化のための安全衛生教育事業の推進 (1)安全衛生教育の推進 ①経営幹部、ライン管理者、安全衛生スタッフ等を対象とした安全衛生教育研修 (2)ゼロ災運動の推進 ①経営トップ、安全衛生スタッフ、管理監督者等を対象としたゼロ災運動研修 ②事業場への個別指導	(1)①研修・セミナーを160回開催し、5,733名の参加を得た。 ②リスクアセスメント・OSHMSに関する出張研修、リスクアセスメント実施方法、マネジメントシステムの構築等事業場への個別支援を82件行った。 (2)①研修・セミナーを27回開催し、1,018名の参加を得た。 ②事業場からの依頼によるMSDS等作成、有害性評価等の実施を25件、出張研修を11件行った。 ③事業場における化学物質管理の支援のため、災害事例(95件)の整備、モデルMSDS(250物質)の作成とインターネットによる情報提供(1,058件)、MSDS及び化学物質リスクアセスメントについての相談窓口の開設(相談件数718件)等を行った。 (3)①研修・セミナーを37回開催し、1,003名の参加を得た。 ②出張研修を1件行った。 ③「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」に基づき、対策を実施するうえでの留意事項を示したマニュアルの作成・研修会の開催を行い、その普及を図った。(15回、1,096名の参加) (4)JISHA方式適格OSHMS認定として、35の新規事業場、57の更新事業場の認定を行った。
	心とからだの健康づくり事業の推進 (1)健康づくり・メンタルヘルス研修の開催 (2)事業場への講師派遣等の実施 (3)生活習慣改善及びメンタルヘルスケアを促すためのアドバイスサービス (4)労働者の健康保持増進に向けた取組の推進(委託事業 平成22年度限り) (5)過重労働による健康障害防止のための自主的改善に向けた取組の推進(委託事業 平成22年度限り)	(1)①研修・セミナーを228回開催し、7,170名の参加を得た。 (2)①研修・セミナーを162回開催し、7,429名の参加を得た。 ②個別事業場指導等を122回行った。
	安全衛生技術サービスの実施 (1)事業場の安全衛生状態の診断・安全衛生教育・安全衛生講演の実施 (2)作業環境測定の実施 (3)血中有毒物・化学物質等の分析の実施 (4)有害業務従事者に対する特殊健康診断等の実施	(1)メンタルヘルス関連の研修・セミナーを57回開催し2,079名の参加、健康づくり関連の研修・セミナーを67回開催し3,202名の参加を得た。 (2)メンタルヘルス関連の事業場教育に525回、健康づくり関連の事業場教育に99回講師派遣等を行った。 (3)247事業場114,204名に対し実施した。 (4)・自殺予防セミナーや事業場内の教育担当者養成研修を開催(54回開催・5,675人参加) ・介護及び運送事業用の腰痛予防対策(介護28回・993人参加、運送36回・1,142人参加) ・自動車運転業務及び深夜・交代制勤務を対象に効果的な運動や栄養摂取等の指導の実施(指導事業場数 自動車運転業務287事業場、深夜交代制勤務511事業場) (5)中小規模事業場における対策を推進するため、中小事業主集団を47集団(962事業場)選定し、指導員が助言・指導等を実施した。
	中小企業に対する支援の実施 (1)小規模事業場で構成する団体への安全衛生活動援助事業の実施(委託事業 平成24年度限りの予定)	(1)安全・衛生診断を525件、安全衛生教育を1,074件、安全衛生講演を412件実施した。 (2)作業環境測定を1,203事業場に対し実施した。 (3)作業者の尿、血液、毛髪等の中の有害物質やその代謝物の分析(生体試料の分析)及び作業場の空気中の有害化学物質や建材中の石綿分析(非生体試料の分析)を23,185検体実施した。 (4)特殊健康診断及び一般健康診断を11,935名実施した。
		(1)団体安全衛生活動援助事業として、平成22年度は新たに46団体を登録し、21年度の53団体、20年度のアフターケア団体の73団体の合計172団体(構成小規模事業場3,380事業場)が実施する安全衛生活動に対し、指導・助言を行った。
四 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。		
五 労働者の技能に関する講習を行なうこと。	三号に同じ	三号に同じ
六 情報及び資料を収集し、及び提供すること。	安全衛生に係る図書等の普及 (1)技能講習等のテキストの迅速な発行・改訂 (2)安全衛生ポスター等の制作 (3)定期刊行物の発行	(1)16冊の安全衛生テキストの改訂、15冊の安全衛生小冊子の作成、33冊の安全衛生図書の新刊発行・改訂を行った。 (2)ポスター等の用品について77点を制作した。 (3)定期刊行物「安全と健康」「安全衛生のひろば」を年12回発行。「心とからだのオアシス」を年4回発行。「安全衛生通信」年22回発行のほか「安全衛生かべしんぶん」年24回発行した。
	会員に電子メールで「中防災マガジン」を送付することにより、中防災情報や行政情報等を提供	月に2回発行。
	インターネットによる安全衛生情報の提供(平成22年度は委託事業、平成23年度より自主事業)	労働災害発生状況、労働災害事例、化学物質に関する安全衛生情報等の情報をホームページで提供し、3,248万件のアクセスを得た。
	技能講習修了証明書統合発行システムの管理及び運営(委託事業 平成22年度限り)	登録教育機関から引き渡された技能講習の帳簿等を、証明書統合発行システムに登録した(約86万件)。11,642枚の技能講習修了証明書を発行した。

労働災害防止団体に則した事業内容

中央労働災害防止協会

法第11条第1項 (次の業務を行うものとする。)	事業内容	事業実績
(つづき)	産業安全技術館及び大阪産業安全技術館の運営(委託事業 平成22年度限り)	実際の安全装置や安全対策の展示パネルを通じて、安全意識の高揚を図った。労働災害の動向や新しい安全技術など、社会的に関心のあるテーマで特別展を行った(来館者数62,494人)。
七 調査及び広報を行なうこと。	労働災害防止に資する調査研究の実施(補助事業)	①労働災害が多発している小売業における安全衛生対策に関する調査研究 ②食品加工作業における効果的なリスクアセスメントの進め方に関する調査研究 ③安全衛生への取組が取引等に好影響を与えている事例等に関する調査研究の3テーマについて調査研究を実施した。
	職場における化学物質のばく露実態調査、有害性評価等化学物質リスク評価の実施(委託事業)	①リスク評価対象物質(18物質)について、ばく露実態調査(59事業場)を実施し、ばく露評価を行った。 ②リスク評価対象物質(20物質)について、有害性評価書を作成した。 ③化学物質のリスク評価に係るリスクコミュニケーションを3回開催した。
	全国安全週間、全国労働衛生週間及び年末年始無災害運動等の広報	労働災害の重要性、安全衛生意識の高揚を図るため全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始無災害運動等の運動を主唱し、ホームページや月刊誌、ポスター等を通じて広く広報を行った。
八 その他必要な業務を行なうこと。	国際協力等の推進 (1)開発途上国に対する技術協力の推進 (2)海外の安全衛生対策について相談等の支援の実施 (3)諸外国の労働安全衛生団体等との交流の促進	(1)開発途上国に対する技術協力として、開発途上国の担当者を招聘し有害化学物質の管理及びOSHMSに関する研修を実施、また、JICAの集団研修を、東京・大阪において実施するなどした。 (2)海外での労働安全衛生対策に問題を抱える日系企業等からの相談等への支援を行った(131件)。 また、ホームページに海外トピック等を掲載するとともに、アニュアルレポートを作成し、国内外に情報提供した。 (3)APOSHOの年次総会で「日本のリスクアセスメント及びOSHMSの普及状況と促進方策に係る調査研究」について発表した。

法第11条第2項 (国からの委託を受けて、次の業務を行うことができる。)	事業内容	事業実績
一 安全衛生教育に従事する指導員の養成及び資質の向上を図るための業務を行うこと。	東京・大阪安全衛生教育センターにおいて、安全衛生教育を行うトレーナー等の養成	東京開催分:173回、3,040人 大阪開催分:156回、2,877人 合計 329回の講習会を開催し、5,917名のトレーナー等の養成を行った。
二 化学物質等で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の検査のための業務を行なうこと。	日本バイオアッセイ研究センターにおける事業の実施 (1)既存化学物質の有害性調査(委託事業) (2)ナノマテリアルの有害性等調査(委託事業) (3)特定の物質・材料の毒性試験等の調査	(1)既存化学物質の有害性を調査するため、動物を用いた吸入による発がん性試験を実施した。 (2)ナノマテリアルの特性に対応した吸入ばく露試験の装置を改良・増設し、動物試験等を実施した。 (3)化学物質等特性の物質・材料について、動物を用いた一般毒性試験及び生殖発生試験や遺伝毒性試験を実施した。
	労働衛生調査分析センター及び大阪労働衛生総合センターにおける業務の実施 (1)血中有害物・化学物質等の分析の実施(再掲) (2)有害業務従事者に対する特殊健康診断等の実施(再掲) (3)職場における化学物質のばく露実態調査(委託事業)(再掲) (4)職業性疾病の予防等労働者の健康障害防止のための調査研究(委託事業)	(1)作業者の尿、血液、毛髪等の中の有害物質やその代謝物の分析(生体試料の分析)及び作業場の空気中の有害化学物質や建材中の石綿分析(非生体試料の分析)を23,185検体実施した。 (2)特殊健康診断及び一般健康診断を11,935名実施した。 (3)化学物質のリスク評価対象物質に係るばく露実態調査を実施した。 (4)・個人ばく露方式の測定方法について、測定方法、測定結果の評価方法等の実証的検証を実施した。 ・吸引した有害物質含有空気を浄化し再度屋内に還す方式の局所排気装置等の有効性を検証した。
三 快適な職場環境の形成に関する情報及び資料の収集及び提供並びに広報その他の啓発活動を行なうこと。	快適職場推進のため、「快適職場フォーラム」や「職場のソフト面の快適化のための講習会」を開催するとともに、パンフレットや事例集を作成・配布等を行った。また、受講喫煙防止対策に関する調査研究を行った。(委託事業 平成22年度限り)	①福岡県にて快適職場フォーラムを開催し、277名の参加を得た。 ②職場のソフト面の快適化のための講習会を全国7箇所で開催し、405名の参加を得た。 ③職場の心理的・制度的側面の改善方法に関する調査研究を実施した。 ④パンフレット、事例集を9種類、202,000部を作成し配布を行った。また、ホームページへの事例の掲載を行った。 ⑤職場における受動喫煙防止対策委員会を3回開催し検討を行った。
四 一般社団法人又は一般財団法人であつて、都道府県の区域内において事業者に対する快適な職場環境を形成するための措置に係る技術的な事項についての指導及び援助その他の快適な職場環境の形成の促進に関する業務を行うものに対して、相談、助言その他の援助を行なうこと。	快適職場推進のためのパンフレット、事例集の提供(委託事業 平成22年度限り)	9種類、202,000部作成した事例集やパンフレットを配布するとともに、快適職場形成促進に関する指導・助言を行った。

法第11条第4項 中央協会は、第1項の業務を行なうにあたっては、労働安全衛生法に基づいて策定された労働災害防止計画に即応するように努めなければならない。	資料8に掲載	
---	--------	--

労働災害防止団体法に則した事業内容

建設業労働災害防止協会

法第36条第1項 (次の業務を行うものとする。)	事業内容	事業実績
一 労働災害防止規程を設定すること。	直近では、建設業労働災害防止規程(以下、「災防規程」という。)を平成21年度に改正し、安全指導者が周知し、遵守させるための指導を行っている。 なお、災防規程は、建設工事の実態を踏まえ、継続的に改訂作業を行うこととしている。現行の災防規程については、平成23年度より見直し意見等を安全指導者等から徴収することとしている。	—
二 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。	労働災害防止団体法施行規則第1条及び第2条に示されている資格を有する者のうちから、安全管理士、衛生管理士を選任し、本部1名・支部6名を配置している。 安全管理士及び衛生管理士は、会員事業場等に対し、現場指導、安全衛生協議会、安全衛生教育等に対する技術的な指導・支援等を行う。	現場指導等: 782件 (個別527件、集団60件、パトロール195件) 講習会等: 230回 (講演79回受講者8,499名、講習151回受講者9,314名) 調査研究等: 65回 相談等: 411回 情報収集等: 47回 安全論文等の監修等の技術的指導等: 486回

労働災害防止団体に則した事業内容

建設業労働災害防止協会

法第36条第2項 (指定業種にかかる労働災害 防止に関し、次の業務を行う ことができる。)	事業内容	事業実績
一 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。	安全装置、安全衛生保護具及び安全用具等(以下、「安全装器具」という。)について、建災防が推薦することによって、こうした安全装器具が普及と性能品質の向上を図り、もって労働災害の防止に寄与することを目的として実施する。	平成22年度 ・耳位置対応調節付き脱落防止強化機構あご紐(M・FIT) ＜参考＞ 平成16年度 ・建設現場敷鉄板緊結金具「リンクプレート」 平成19年度 ・高機能保護帽「ヘルメッシュⅢ飛翔」
二 労働者の技能に関する講習を行なうこと。	(1)本部・支部の講習 ①本部で実施 建災防支部、建設企業等で実施する管理監督者、指導者を養成する教育を実施する。 また、労働安全衛生法令に定められている研修(厚生労働大臣が定める研修)について実施する。 ＜主な教育＞ ・特別教育及び特別教育に準ずる講師養成講座 ・安全管理者選任時研修 ②事業者に代わって実施する安全衛生推進向上のための教育 ＜リスクアセスメントを取り入れた研修＞・・・支部で実施 ③技能講習作業主任者等支部で実施 労働安全衛生法に基づく各都道府県労働局の登録教習機関として、法令で定める各種の技能講習を実施する。 また、特別教育や事業者に代わって各種の安全衛生教育を実施する。 ＜主な教育＞ ・作業主任者技能講習 ・運転等技能講習 ・特別教育 ・職長・安全衛生責任者教育 ・建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育(建設従事者教育) ④その他の教育 (2)教育センターの講習 ①技能講習などを実施するための講師の養成 ②建設技術者に対する安全衛生教育	(1)本部・支部の講習 ①建災防支部、建設企業等で実施する管理監督者、指導者を養成する教育を実施した。 7月に出された通達に基づき特別教育に準じた教育として、丸のこ等取扱い作業従事者教育を実施した。 猛暑で多発した熱中症予防に対応するため、予防指導員研修を計画し、23年度において実施するために3月に支部を対象に2回実施した教育も含む 労働安全衛生法令に定められている研修(厚生労働大臣が定める研修)についても実施した。 回数:35回 参加人数:1,999人 ②安全衛生推進向上のための教育＜リスクアセスメントを取り入れた＞を実施した。回数:1,563回 参加人数:50,590人 ③作業主任者技能講習・運転等技能講習・特別教育及び特別教育に準じる教育等を実施した。回数:2,514回 参加人数:91,112人 ④平成22年夏季の猛暑で多発した熱中症予防に対応するため、熱中症予防指導員研修を計画 (2)教育センターの講習 ①講師の養成 26回 581人 ②技術者教育 48回 984人
三 情報及び資料を収集し、及び提供すること。	①会員に対し広報誌「建設の安全」を年10回発行、配付する。 ②国が策定した「労働災害防止計画」を基本とした「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望(第6次建設業労働災害防止5ヵ年計画)」を作成し配付する。 ③年度毎に会員等が取り組む労働災害防止計画を作成し配付する。 ④全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始、年度末の各期間に重点対策等を記載した実施要領を作成し配付する。 ⑤海外の安全衛生情報を収集する。 ⑥年1回、全国建設業労働災害防止大会を開催している。 ⑦同大会において会員企業が参加している安全衛生管理、 ⑧コスモス普及促進事業 国の「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に準拠し、建設業の特性を踏まえた労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(以下「コスモスガイドライン」という。)に基づく労働安全衛生マネジメントシステムの構築、又は内部システム監査のための情報及び資料を提供することによりコスモス運用のための支援サービスを実施する。	①行政通達、災害統計や会員が取り組んでいる安全衛生活動をタイムリーに広報誌「建設の安全」掲載し、年10回発行して、会員に配付した。 ②建設業労働災害防止5ヵ年計画を作成し、会員に配付した。 ③年度毎に会員等が取り組む労働災害防止計画を作成し、会員等に提供した。 ④毎年、全国安全週間、全国労働衛生週間、年末年始、年度末の各期間に重点対策等を記載した実施要領を作成して会員等に配付した。 ⑤海外の安全衛生情報を収集し、必要に応じて会員に提供した。 ⑥年1回、全国建設業労働災害防止大会を開催して、安全衛生担当者等約5,000名が参加して、会員等の最新の安全衛生管理活動のノウハウなどの情報を提供し、安全衛生水準の向上を図った。 ⑧8件(8社)の実施であった。
四 調査及び広報を行なうこと。	1.広報誌「建設の安全」の発行及びホームページを開設して、安全衛生情報の提供を行う。 2.労働災害の更なる減少には、企業の自主的な安全衛生管理活動が一層重要となっている。 また、新しい施工技術や機械等が開発され、作業の省力化が進む中で、今までにはない形態の労働災害の発生が懸念されている。 このようなことから、最近の安全衛生管理の実態を踏まえ、建設業の安全衛生水準向上のための基礎となる調査研究を行う。 また、調査研究結果については、当協会の機関誌や教育の場を通じて周知を行っている。 3.コスモス認定事業 コスモスガイドラインに基づいて労働安全衛生マネジメントシステムを導入した建設事業場が、導入したシステムの客観的な評価を希望する場合に、その建設事業場における同システムの構築及び実施状況を調査し、コスモス認定基準に基づき評価し、同基準に適合している建設事業場に対しコスモス認定証を交付する。	1.行政通達、災害統計等の情報をホームページで公開した。 広報誌に行政の通達等を分かりやすい解説を掲載して会員提供した。 2. ・クレーン機能付きドラグショベルの安全対策に関する調査研究 ・建設工事における熱中症対策と保護具等の活用等に関する調査研究 ・土砂崩壊防止対策に関する調査研究 ・足場の組立て、解体工法に関する調査研究 ・木造家屋建築工事に係る労働災害防止に関する調査研究 ・安全衛生経費の確保に関する調査研究 ・安全衛生活動に熱心に取り組んでいる企業に対する評価・優遇措置(インセンティブ)に関する調査研究 ・労働災害防止に向けた危険体感型教育のあり方等に関する調査研究 ・建設現場における振動障害予防対策に関する調査研究 3.コスモス認定事業 27件(26社)の実施であった。
五 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。	1.広報活動等 ①全国大会において、安全衛生装器具及び仮設機材を展示し広報する。 ②安全について優秀な発明、考案について顕彰し、会員の創意工夫を支援する。	1.広報活動等 ①カタログ集の他、大会会場、研修会会場において実物の安全衛生装器具を展示することで、利用促進と装器具の適正な使用方法の普及を図った。 ②顕彰作品は、会員に広報誌「建設の安全」、ホームページ等で募集し、顕彰作品は全国大会において壇上表彰して、会員の安全の工夫に対する意欲を図った。

法第36条第2項 (指定業種にかかる労働災害 防止に関し、次の業務を行う ことができる。)	事業内容	事業実績
(つづき)	2.委託事業 (1)専門工事業者安全管理活動等促進事業 自律的安全管理活動促進事業 (本部の実施事項) ・指定工事業者団体等への協力要請 ・事業運営会議の開催 ・事業運営委員会の開催 ・危険性・有害性等の調査標準モデル教材作成委員会の開催 ・危険性・有害性等の調査標準モデル教材作成ワーキンググループ委員会の開催 ・新任の専門工事業安全管理促進指導員に対する研修会の開催 (支部の実施事項) ・専門工事業安全管理促進指導員の配置 ・専門工事業安全管理活動等促進事業協力員の配置 ・専門工事業務責任者の配置 ・経営首脳者セミナーの開催 ・専門工事業安全管理担当者研修会の開催 ・危険性・有害性等調査マニュアル作成研修会の開催 ・個別指導の実施 (2)中小総合工事業者指導力向上事業 (本部の実施事項) ・事業運営会議の開催 ・事業推進委員会の開催 ・新任の中小総合工事業者指導員に対する研修会の開催 (支部の実施事項) ・事業打合せ会議 ・中小総合工事業者指導員の配置 ・中小総合工事業務責任者の委嘱・配置 ・モデル店社の指定、支援 ・現場所長研修会の開催 ・店社安全衛生管理担当者研修会の開催 (3)建築工事等における墜落防止対策推進事業 ①手すり先行工法安全対策推進事業 (本部の実施事項) ・事業運営会議の開催 ・専門委員会の設置・運営 ・手すり先行工法中央技術指導員の配置 ・新任の手すり先行工法技術相談員に対する研修会の開催 ・手すり先行工法に関する説明会の開催 ・工事の実施に対する支援及び安全パトロール用資料等の作成 (支部の実施事項) ・支部技術指導員の配置 ・手すり先行工法技術相談員の配置 ・事業推進打合せ会の開催 ・手すり先行工法による工事の実施に対する支援 ・安全パトロールの実施 ・災害発生事例、ヒヤリハット事例等の収集 ・事業者団体・足場工事業者等関係団体に対する支援 ②低層住宅建築工事安全対策推進事業 (本部の実施事項) ・事業運営会議の開催 ・専門委員会等の設置・運営 ・中央技術指導員の配置 ・新任の低層住宅工事技術相談員に対する研修会の開催 (支部の実施事項) ・低層住宅工事技術相談員の配置 ・低層住宅工事業務責任者の配置 ・事業推進打合せ会の開催 ・教育研修会の開催 ・支援団体の指定、支援 ・安全パトロールの実施 ・低層住宅工事関係者に対する安全衛生教育の実施 ③墜落防止のための作業箇所別基本対策の検討 ・基本対策のパンフレットの作成 ・リーフレットの作成	2.委託事業 (1)専門工事業者安全管理活動等促進事業 自律的安全管理活動促進事業 (本部の実施事項) ・指定工事業者団体等への協力要請 12団体 ・事業運営会議の開催 1回 ・事業運営委員会の開催 3回 ・危険性・有害性等の調査標準モデル教材作成委員会の開催 3回 ・危険性・有害性等の調査標準モデル教材作成ワーキンググループ委員会の開催 42回 ・新任の専門工事業安全管理促進指導員に対する研修会の開催 1回 (支部の実施事項) ・専門工事業安全管理促進指導員の配置 150名 ・専門工事業安全管理活動等促進事業協力員の配置 250名 ・専門工事業務責任者の配置 51名 ・経営首脳者セミナーの開催 93回 ・専門工事業安全管理担当者研修会の開催 82回 ・危険性・有害性等調査マニュアル作成研修会の開催 85回 ・個別指導の実施 283事業場 (2)中小総合工事業者指導力向上事業 (本部の実施事項) ・事業運営会議の開催 1回 ・事業推進委員会の開催 1回 ・新任の中小総合工事業者指導員に対する研修会の開催 1回 (支部の実施事項) ・事業打合せ会議 155回 ・中小総合工事業者指導員の配置 125名 ・中小総合工事業務責任者の配置 47名 ・モデル店社の指定、支援 318店社 ・現場所長研修会の開催 47回 ・店社安全衛生管理担当者研修会の開催 47回 (3)建築工事等における墜落防止対策推進事業 ①手すり先行工法安全対策推進事業 (本部の実施事項) ・事業運営会議の開催 1回 ・専門委員会の開催 2回 ・手すり先行工法中央技術指導員の配置 3名 ・新任の手すり先行工法技術相談員に対する研修会の開催 1回 ・手すり先行工法に関する説明会の開催 6回 ・工事の実施に対する支援及び安全パトロール用資料等の作成 リーフレット等141,000部 (支部の実施事項) ・支部技術指導員の配置 47名 ・手すり先行工法技術相談員の配置 63名 ・事業推進打合せ会の開催 84回 ・手すり先行工法による工事の実施に対する支援 150現場 ・安全パトロールの実施 865現場 ・災害発生事例、ヒヤリハット事例等の収集 232件 ・事業者団体・足場工事業者等関係団体に対する支援 24団体 ②低層住宅建築工事安全対策推進事業 (本部の実施事項) ・事業運営会議の開催 1回 ・専門委員会等の開催 3回 ・中央技術指導員の配置 1名 ・新任の低層住宅工事技術相談員に対する研修会の開催 1回 (支部の実施事項) ・低層住宅工事技術相談員の配置 63名 ・低層住宅工事業務責任者の配置 47名 ・事業推進打合せ会の開催 91回 ・教育研修会の開催 41回 ・支援団体の指定、支援 54団体、182回 ・安全パトロールの実施 1,140現場 ・低層住宅工事関係者に対する安全衛生教育の実施 41回 ③墜落防止のための作業箇所別基本対策の検討 ・委員会の開催 8回 ・基本対策のパンフレット作成 8,000部 ・リーフレットの作成 42,400部 ・報告書の作成 100部

労働災害防止団体に則した事業内容

建設業労働災害防止協会

法第36条第2項 (指定業種にかかる労働災害 防止に関し、次の業務を行う ことができる。)	事業内容	事業実績
(つづき)	3.安全衛生図書用品等の作成頒布 各事業が実施する労働災害防止活動を支援するため、 ニーズに即した安全衛生に関する資料及びポスター等を適 宜作成・頒布する。 ①全国安全週間及び全国労働衛生週間、年末年始 及び年度末等の労働災害防止運動に資するための ポスター・のぼり等 ②建災防統一安全標識等 ③技能講習、特別教育等の教材 ④リスクアセスメントの的確な実施を図るための関係 資料 ⑤その他、安全衛生教育用資料及び安全衛生用品等	3.安全衛生図書用品等の作成頒布 各企業が実施する労働災害防止活動を支援することを目的に、国が定めたリスクアセスメント指 針に基づき、建設業の特徴を踏まえた「建設業のリスクアセスメント(建設業盤マニュアルの解 説)」、建設業における熱中症予防のための労働衛生教育の指導員及び作業員用教材、特別教育 に準ずる教育用教材「丸のこ等取扱い作業の安全」などの安全衛生図書を企画・作成し、頒布を 行ったほか、ずい道等建設工事における換気技術指針の見直しのための専門委員会を設けて 種々検討を行った。 また、企業が取り組む安全衛生活動を支援するためのポスターやのぼり等の安全衛生用品等を 企画・制作し、頒布を行った。 ①全国安全週間及び全国労働衛生週間、年末年始 及び年度末等の労働災害防止運動に資するための ポスター・のぼり等 イ ポスター等 全国安全週間ポスターほか57種 約451,600枚 ロ のぼり等 全国安全週間のぼりほか64種 約109,300枚 ②建災防統一安全標識等 建災防統一安全標識ほか147種 約5,000枚 ③技能講習、特別教育等の教材 イ 足場の組立て等工事の作業指針ほか16種 約126,700部 ロ 高所作業車運転者必携ほか12種 約179,000部 ④リスクアセスメントの的確な実施を図るための関係 資料 建設業のリスクアセスメント (マニュアルの解説) ほか12種 約21,300部 ⑤その他、安全衛生教育用資料及び安全衛生用品等 イ 石綿粉じんへのばく露防止マニュアルほか 221種 約284,000部 ロ 視聴覚教材:進めよう現地KYほか64種 570点 ハ 足場の組立て後点検表CD-ROMほか167種 26,500点

労働災害防止団体に則した事業内容

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

法第36条第1項 (次の業務を行うものとする。)	事業内容	事業実績
一 労働災害防止規程を設定すること。	陸上貨物運送事業労働災害防止規定を昭和41年7月に制定し、その後6回の改訂を行った。	設定 昭和41年7月3日 変更 昭和42年7月3日 変更 昭和43年8月3日 変更 昭和48年12月1日 変更 昭和61年7月1日 変更 平成3年11月25日 変更 平成13年3月28日 (申請 平成23年5月30日)
二 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。	安全管理士等が主となり、会員に対し、次の事項について指導及び援助を行う。 ①安全衛生関係法令に係る技術的な事項についての指導 ②安全及び衛生に係る技術的な事項についての教材及び図書の作成 ③安全及び衛生に係る教育方法についての指導	①安全管理士による安全衛生に関する技術的事項に関する指導 32回/84事業場 ②平成22年版「安全衛生のしおり」の作成 「陸運業で働く人のはじめての安全と健康(雇入れ時教育用テキスト)」の作成 「フォークリフトの作業開始前点検の進め方(DVD)」の作成 安全管理者必携—安全管理者選任時研修テキスト改訂 ③集団的指導により257回/14,051事業場に対し指導 ④炎防指導員が2,235人日

法第36条第2項 (指定業種にかかる労働災害防止に関し、次の業務を行うことができる。)	事業内容	事業実績
一 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。	—	
二 労働者の技能に関する講習を行なうこと。	I 労働安全衛生法に基づく技能講習 ①フォークリフト運転技能講習の実施 ②ショベルローダー等運転技能講習の実施 ③はい作業主任者技能講習の実施 ④玉掛技能講習の実施 ⑤小型移動式クレーン運転技能講習の実施 II 労働安全衛生法及び関係行政通達に基づく安全衛生教育 ①陸災防安全衛生教育講師(インストラクター)養成講座 ②安全管理者選任時研修 ③安全衛生推進者養成講習 ④安全衛生推進者能力向上教育(初任時) ⑤リスクアセスメント研修 ⑥フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育 ⑦車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育 ⑧積卸し作業指揮者教育 ⑨交通労働災害防止担当管理者教育 ⑩自動車運転業務従事者安全衛生教育 ⑪交通KYT講習 ⑫腰痛予防のための対象作業管理者教育	I 労働安全衛生法に基づく技能講習(回数/受講者数) ①2,015回/43,576人 ②40回/697人 ③123回/6,196人 ④73回/1,484人 ⑤39回/482人 II 労働安全衛生法及び関係行政通達に基づく安全衛生教育 ①1回/24人 ②6回/97人 ③18回/967人 ④25回/1,003人 ⑤44回/2,102人 ⑥58回/1,968人 ⑦22回/626人 ⑧62回/2,423人 ⑨41回/2,186人 ⑩4回/329人 ⑪30回/1,013人 ⑫5回/103人
三 情報及び資料を収集し、及び提供すること。	①安全及び衛生に係る調査統計資料の作成並びに情報の収集、整備に関すること。	①「荷役作業時における墜落・転落災害防止のためのマニュアル」(パンフレット) 3,680部 ②「荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル」(パンフレット) 9,500部 ③「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」(パンフレット) 31,000部 ④「陸上貨物運送事業・倉庫業における派遣労働者に係る安全衛生管理マニュアル」(小冊子) ⑤「陸運業・倉庫業で働く派遣労働者の安全・健康のために」(リーフレット) 24,000部 ⑥「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント」(リーフレット) 101,000部 ⑦啓発用ミニポスター(「緊急! 陸運業の死亡災害が大幅に増加」) 6,200部 ⑧熱中症予防対策のポイント(リーフレット)
四 調査及び広報を行なうこと。	安全及び衛生に係る技術的な事項についての調査研究に関すること。	(調査) 陸運業における荷役作業の労働災害防止対策等について、以下の3テーマについて、事業場の取組状況のヒアリングを実施の上、「労働災害防止対策に関する実態調査検討専門委員会報告書」としてとりまとめを行った。 ①「新規に雇用された労働者に対する安全衛生教育の効果的な実施に関する調査研究」 ②「陸運業におけるリスクアセスメントの取組に関する調査研究」 ③「荷主庭先における自動車運転者の荷役作業の安全確保に関する調査研究」 (広報) ・広報誌「陸運と安全衛生」: 毎月発行 年間合計 625,030部 ・ホームページ: 平成22年度アクセス件数 88,905件(平成13年度開始以来の累計 539,122件) ・リーフレット等 安全作業マニュアル 安全設備マニュアル ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法 派遣労働者の安全衛生管理マニュアル 交通労働災害防止のためのガイドラインのポイント 啓発用ミニポスター(死亡急増の緊急対策用)
五 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。	安全衛生意識の高揚に関すること。	第46回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 ①開催日 平成22年11月4日(木) ②開催地 栃木県宇都宮市(栃木県総合文化センター) ③参加者数 1000名余りの会員事業場 第25回全国フォークリフト運転競技大会 ①開催日 平成22年9月26日(日) ②開催地 埼玉県深谷市(埼玉県トラック総合教育センター) ③参加者数 支部代表選手78名(一般の部63名、女性の部15名) 平成22年 フォークリフト運転競技地方大会 参加者数 全国計 907名(男性 863名、女性44名) 平成22年 安全衛生標語応募数 4,910作品(過去最多数)

労働災害防止団体法に則した事業内容

林業・木材製造業労働災害防止協会

法第36条第1項 (次の業務を行うものとする)	事業内容	事業実績
一 労働災害防止規程を設定すること。	1 林業・木材製造業労働災害防止規程の改正 林業・木材製造業労働災害防止規程は、法令等の改正や作業態様の変化等に対応して条文を加えるなど、時代の変遷に対応して改正を行う。昭和41年制定。8回改正。	(1)規程の改正経過(年月はいずれも施行時期) 昭和41年10月 伐木造材作業関係 昭和42年10月 製材作業関係 昭和43年11月 機械集材作業関係 昭和44年11月 運材索道関係 昭和49年3月 労働安全衛生法施行に伴う改正(伐木安全士、集材機運転士) 昭和52年5月 造林作業、チェーンソー取扱い作業、フォークリフト作業関係の新設及び再教育制度の新設 平成4年12月 林内作業車による集材作業、刈払機取扱い作業、木材加工作業の新設及び規程全般の見直し及び規程名称変更(林業→林業・木材製造業) 平成13年3月 安全衛生管理体制等、伐木造材機械による作業、タワヤーダによる作業、林業用単軌条運搬機の取扱い、林業の作業現場における緊急連絡体制、木材加工作業における安全確認者の選任 平成20年4月(最新) リスクアセスメント及び過重労働に係る対策の新設、スイングヤーダによる作業の新設、蜂刺され対策及びチェーンソー作業用防護衣の備え付けの新設、かかり処理作業の充実、クリップ使用基準の見直し (2)平成22年度における規程改正の準備実績 製材機械と木工機械の一部にとどまっている現行規程を、現場の作業実態に合わせるための木材加工用機械全般にわたる安全対策に関する調査研究を実施した。 具体的には、どのような業種を取り上げ、規程における木材製造業の構成及び設置規定項目について検討。
二 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。	1 労働災害防止活動等の支援事業 林材業においては、小規模零細事業場が大半を占め、労働災害防止活動の取組みがなされていない事例がみられ、また、安全衛生管理体制も十分に確立していない事業場も少なくない。実効性のある労働災害防止対策の知識の付与と、これらの有効性の理解と認識を深めていくための指導と援助の事業を行う。 2 安全管理士による指導、援助活動事業 本部及び全国7ブロックに駐在する安全管理士が、事業場における安全パトロール、個別指導、集団指導において技術的指導、援助を行うとともに、労働災害防止研修会及び特別教育など支部の行う各種事業について指導を行う。	(1)労働災害防止活動等の支援事業 ①林材業リスクアセスメントの普及定着 林材業リスクアセスメントのテキスト、視聴覚教材、パンフレットにより、あらゆる会議や労働災害防止活動の場を捉え、林材業リスクアセスメントの普及定着を図るとともに、リスクアセスメントの講習会等を開催した。 また、林業における事業場は小規模零細なものが多く、リスクアセスメントを普及するためには分かりやすいモデルを作成し、このモデルを活用して指導する必要があることから、平成20年度「スイングヤーダ集材編」、同21年度「刈払機作業編」を作成したのに続き、同22年度は「間伐作業編」のモデルを作成し、支部が指導を行う事業場への導入活動に活用した。 <リスクアセスメント「間伐作業編」モデルを活用して導入指導を実施した事業場数： 100事業場> ②小規模事業主等に対する労働関係法令等の周知定着 林材業の事業主及び労働者に対して労働関係法令の基本的知識を付与することを目的に、全国47支部において、平成22年8月から平成23年3月にかけて林材業労働関係法令等集団指導会を開催し、労働関係法令等の周知定着を図った。 <林材業労働法令等集団指導会> 事業主向け：48回(47都道府県) 1,509人 労働者向け：48回(47都道府県) 1,616人 ③「林材業労災防止専門調査員」による機動的労働災害防止活動の推進 地方駐在安全管理士と連携の下に、同管理士の活動をサポートする「林材業労災防止専門調査員」(以下「専門調査員」という。)を都道府県ごとに配置し、同管理士の指揮の下、合同安全パトロール、労働災害情報の収集、労働災害調査等を実施した。 なお、平成22年度は、労働災害の防止を図ることとして、専門調査員研修のための資料及び安全パトロールのための指導用テキスト(マニュアル)を作成し、研修会を開催し、都道府県ごとに43人の専門調査員を委嘱・任命した。また、専門調査員、安全管理士及び労働行政機関との合同安全パトロールを実施した。 <専門調査員による合同安全パトロール： 43都道府県 86回> (2)安全管理士による指導、援助活動実績 個別指導 83回 89事業場 集団指導 118回 4,994人 講習会 107回 3,680人 安全パトロール 80回 104事業場

労働災害防止団体に則した事業内容

林業・木材製造業労働災害防止協会

法第36条第2項 (指定業種にかかる労働災害 防止に関し、次の業務を行う ことができる。)	事業内容	事業実績
一 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。	なし	なし
二 労働者の技能に関する講習を行なうこと。	1 安全衛生教育の実施事業 林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、法令、通達に基づく技能講習、特別教育等の安全衛生教育に必要な情報の提供を行うとともに、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図り、積極的に取り組む。	(1)安全衛生教育の実施と資格取得の促進実績 労働安全衛生意識の向上と法令等に基づいた資格取得の周知啓発に努め、各種安全衛生教育を計画的に実施するとともに、講習会等への積極的な受講勧奨を行った。 また、講習会の開催予定については、ホームページに掲載して受講者の利便性を図った。 平成22年度実施した安全衛生教育講習等は次のとおりである。 ＜技能講習＞ 木材加工用機械作業主任者：36支部 1,125人 はい作業主任者：11支部 577人 小型移動式クレーン運転(1トン以上5トン未満)：5支部 299人 フォークリフト運転(1トン以上)：10支部 1,293人 不整地運搬車運転：1支部 57人 玉掛け(1トン以上)：4支部 425人 車両系建設機械(整理・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習：1支部 40人 ＜安全衛生特別教育＞ 機械集材装置の運転の業務：12支部 319人 伐木等業務(則36条8号及び則36条8号の2)：47支部 14,476人 小型車両系建設機械(3トン未満)運転業務：2支部 24人 クレーンの運転の業務(5トン未満)：1支部 7人 ＜能力向上教育・安全衛生教育・通達教育等＞ 安全衛生推進者能力向上研修(木材・木製品製造関係)：1支部 14人 安全衛生推進者能力向上研修(林業関係)：1支部 11人 木材加工用機械作業主任者能力向上教育：1支部 47人 フォークリフト運転業務(令20条11号)従事者安全衛生教育(1トン以上)：2支部 63人 機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育：1支部 13人 チェーンソーを用いて行う伐木等業務従事者安全衛生教育：13支部 1,240人 刈払機取扱作業安全衛生教育：47支部 18,581人 造林作業の作業指揮者等に対する安全衛生教育：3支部 49人 林内作業車を使用する集材作業に従事する者に対する安全教育：20支部 1,017人 林業架線作業主任者免許取得講習：2支部 20人 リスクアセスメント実務研修：9支部 279人 その他：2支部 210人 ＜その他＞ 安全作業技術現地実技研修会：14支部 1,368人 安全衛生指導員養成研修：14支部 204人 安全巡回指導の実施箇所数(指導班による巡回指導を含む)：44支部 3,175人 救助訓練：2支部 77人 労働安全衛生改善対策セミナー(都道府県単位)：8支部 796人 ブロック別安全管理指導セミナー：2支部 109人 林業架線作業主任者免許取得講習：9支部 93人 その他：8支部 2,312人
三 情報及び資料を収集し、及び提供すること。	1 労働災害情報の収集分析及び提供事業 林材業における労働災害発生状況を収集分析し、支部、会員をはじめ関係団体等に速報するとともに、毎年の労働災害発生の傾向等を分析、取りまとめ、情報として広く提供する。	(1)労働災害情報の収集分析 労働災害(死亡災害)の発生情報を得た支部、安全管理士は、労働災害(死亡災害)発生速報を本部に送付するとともに、詳細な発生状況を災害発生事業場から聞き取りや監督機関を通じて調査して詳報を報告し、本部はこれらを取りまとめて発生状況を分析した。 (2)労働災害情報の提供 上記(1)で収集、分析した労働災害情報は、次の手段を用い、支部を通じて分会及び会員、関係機関並びに関係団体等に提供した。 ①労働災害発生状況速報(12回) ②死亡災害事例速報(随時) ③月刊情報誌「林材安全」への労働災害発生状況、労働災害事例の掲載(12回) ④ホームページへの労働災害発生状況、死亡災害事例速報の掲載(随時) ⑤林材業における労働災害の現状と対策(平成21年版 800部) ⑥林材業労働災害防止年報(平成22年版 450部)
四 調査及び広報を行なうこと。	1 調査研究事業 労働災害が多発する作業について、安全な作業を行う手順、手法等について、労働災害の発生状況の調査分析を行い、長年蓄積してきた労働災害防止対策の成果とともに、作業機械や作業態様の動向も見据え、学識経験者や業界内の専門家による委員会を設置して関係者のニーズに応えた調査・研究を行う。	(1)調査研究事業 林業事業場における安全技術指導体制、木材加工用機械の安全対策、間伐作業におけるリスクアセスメントの普及促進、高性能林業機械の安全対策及び安全教育に関する調査研究を行った。 ア 林材業労働災害防止対策の検討 ①林業事業場における効果的な安全技術指導体制のあり方に関する調査研究 林業事業場における新規就業者等の未熟練労働者に対する技術の指導体制等についてアンケート調査を行い、班長等による教育・指導の現状について分析した。 ②製材機械と木工機械の一部にとどまっている現行防災規程を現場の作業実態に合わせるための木材加工用機械全般にわたる安全対策に関する調査研究 前回の防災規程変更案の検討において、木材加工の実態に合わせ規程の見直しと再構成をすべきとの委員会の指摘を踏まえ、防災規程における木材製造業関係の構成及び設置規定項目について調査研究を実施した。

労働災害防止団体に則した事業内容

林業・木材製造業労働災害防止協会

法第36条第2項 (指定業種にかかる労働災害 防止に関し、次の業務を行う ことができる。)	事業内容	事業実績
(つづき)	2 広報事業 林材業界唯一の労働安全衛生専門誌である月刊情報誌「林材安全」を発刊し、労働災害防止対策・手法、最新の労働災害情報、調査研究成果、行政の動きを分かりやすく、迅速かつ確実に伝えるよう内容の充実に努める。また、ホームページによる災害事例報告、労働安全衛生対策の最新情報、協会事業案内の提供に努める。	イ 間伐作業におけるリスクアセスメントの普及促進 リスクアセスメントを普及するための分かりやすいモデルを作成し、このモデルを活用して指導するため、「間伐作業編」のモデルを作成した。 ウ 高性能林業機械の安全対策及び安全教育の検討 油圧ショベル等車両系建設機械をベースマシンとする林業用の自走式大型機械の導入台数の増加とともに、それらの使用に伴う災害の発生もあつて安全対策が大きな課題になってきた。 このため、伐出の現場に導入されている各種高性能林業機械の普及状況、労働災害発生状況等を踏まえた包括的な安全対策の検討を行うとともに、新たに高性能林業機械の運転業務に就く者に対する安全教育の必要性、教育内容等について検討を行い、林業用自走式機械を対象に、中欧におけるオペレータ養成のための教育課程及び試験規程を調査するとともに、過去に実施した高性能林業機械の安全教育に係る調査研究の結果を再考することで、新たな教育内容に必要な事項の抽出とその基本的な考え方の提示を行った。 検討結果は、林業用自走式大型機械の安全教育体制の整備・実施に関する厚労省通達の基礎資料として活用される予定。 (1) 月刊情報誌「林材安全」の発刊による安全衛生情報等の提供 協会の月刊情報誌「林材安全」については、林材業界唯一の労働安全衛生専門誌としての公益性、社会性に則して労働災害防止対策・手法、最新の労働災害情報、調査研究成果、行政の動きを分かりやすく、迅速かつ確実に伝えるよう内容の充実に努め、全国林材業労働災害防止大会で配布するなど広報活動を推進した。平成22年4月号から、本文を縦書きから横書きにするとともにA4判に大判化、また文字のポイントも大きく、文字間や行間もゆとりをもつて、見やすい誌面づくりとして体裁を大きく変えた。 (年間 延べ42,700部発行) (2) ホームページの内容充実と、災害事例報告、労働安全衛生対策の最新情報、協会事業案内の提供に努めた。 (平成22年度中アクセス総件数 74,282件(204件/日))
五 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。	1 「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」目標達成に向けた労働災害防止活動の推進及び労働災害防止規程の遵守徹底 2 木材製造業に係る安全対策の実施 木材製造業の度数率は、製造業全体の約2.5倍になるなど他製造業に比べて著しく高い状況が続いているため、木材製造業に係る労働災害の減少を期するため、あらゆる機会を活用して次の対策の周知に努める。 ・安全管理体制の確立 ・木材加工用機械作業主任者の選任と職務履行の徹底 ・木材加工用機械の自主点検の実施及び定着 3 「林業における死亡災害増加に対する緊急対策」の実施 4 大会等による労働安全衛生意識の高揚 全国の林材業関係者が一堂に会し、労働安全衛生の意識の高揚を図るとともに、労働災害撲滅の決意を新たにする全国林材業労働災害防止大会を開催する。 当大会においては労働災害防止に関する体験事例の発表など内容を充実させ、労働災害防止に対する意識の向上と情報の共有を図り、また労働災害防止に多大な功績のあった事業場、団体並びに個人を表彰して安全衛生意識の高揚を図る。	(1) 国の第11次労働災害防止計画を受けた防災計画の3年目の中間年として、目標達成に向けた労働災害防止対策の推進に積極的に取り組むとともに、労働災害の撲滅に向け事業者が遵守すべき基本事項を定めた防災規程が労働災害防止にとって極めて重要であることから、あらゆる機会をとらえて防災規程の趣旨、内容等の遵守徹底を図った。 特に、「林業における死亡災害増加に対する緊急対策」の実施に当たっては、集散的に防災計画の周知と防災規程の遵守の徹底を図った。 (2) あらゆる機会を活用して対策の周知に努めるとともに、自己点検表をホームページからダウンロードできるようにして、事業場が安全点検を実施するうえでの利便性を高めた。 (3) 「林業における死亡災害増加に対する緊急対策」の実施 林業における労働災害の死亡者数が増加したことから、8月に「林業における死亡災害の増加に対する緊急対策」を実施した。 同緊急対策では、死亡災害の多発に歯止めをかけるため、① 伐木作業、特に間伐作業における安全な作業手順の遵守、② 高年齢労働者への労働災害防止対策の徹底、③ 未熟練労働者への安全衛生教育と熟練労働者への再教育の徹底の3点を重点取組課題として、会長からの「林業における死亡災害増加に伴う緊急要請」を行い、林業事業場における「経営トップによる現場安全パトロールと一斉自主点検」を実施した。 また、労働災害多発の北海道及び岩手県については、緊急労働災害防止対策会議の開催、緊急安全パトロール等の実施を支部に指示し、労働災害防止に努めた。 同緊急対策の緊急要請文、自主点検表等については、ホームページからダウンロードできるよう利便性に配慮した。 <林業における死亡災害増加に対する緊急対策(平成22年8月～12月)> 現場安全パトロール実施事業場：1,075事業場 自主点検実施事業場(自主点検実施現場)：905事業場(1,194現場) 安全巡回指導：1,031回 高年齢労働者の災害防止対策と熟練度に応じた安全衛生教育：470回 緊急労働災害防止対策会議(多発支部以外を含む)：41回 緊急安全パトロール(多発支部以外を含む)：125回 (4) 第47回全国林材業労働災害防止大会の開催 ア 第47回全国林材業労働災害防止大会を、平成22年10月28日、鳥取県鳥取市において開催し、功労者等の表彰、事業場の体験事例発表等を通じて安全衛生意識の高揚を図った。 また、地方労働災害防止大会を支部、分会の単独又は関係団体との共催のもと開催した。 全国林材業労働災害防止大会 鳥取県鳥取市：1,020人 地方労働災害防止大会等：3支部 658人 イ 全国林材業労働災害防止大会会長表彰 全国大会において、安全衛生に優秀な成績をあげた団体及び会員事業場並びに労働災害防止のため特に功労、功績のあった個人の表彰を行った。 事業場賞優良賞：2事業場 事業場賞進歩賞：7事業場 個人賞功労賞：18人 個人賞功績賞：12人

労働災害防止団体法に則した事業内容

林業・木材製造業労働災害防止協会

法第36条第2項 (指定業種にかかる労働災害 防止に関し、次の業務を行う ことができる。)	事業内容	事業実績
(つづき)	5 「林材業労働災害防止月間」の設定 厚生労働省、中央労働災害防止協会が主唱する「全国安全週間」(7月1日～7日)に併せて当協会が中心となり、7月1日から31日までの間を「林材業労働災害防止月間」として設定し、林業、木材製造業ともに業界を挙げて労働災害防止活動の集中・深化を図る。 6 労働安全及び労働衛生標語ポスターによる労働安全衛生意識の啓発 林材業労働安全標語及び林材業労働衛生標語を一般公募し、採用された標語を使用した労働安全ポスター及び労働衛生ポスターを作成する。 7 図書・安全衛生用具等の普及 図書・教材等について、会員事業場等に広く紹介を図ること で、労働安全衛生意識の向上と労働災害防止活動の活性化の ための販売促進を図る。 また、労働災害防止に有効な安全衛生用品・保護具等につい て、会員事業場等に広く紹介するとともに、全国大会での展 示、各種講習会等の機会を捉え、労働安全衛生意識の向上と 労働災害防止活動の活性化のための販売促進を図る。	イ「林材業労働災害防止月間」 会長メッセージの発出・周知(月刊情報誌「林材安全」及びホームページへの掲載と、FAXでの支部への一斉送信)を通じて、各事業場の事業主及び従業員による「安全の誓い」など、労働災害防止対策の取組要請を行うなどにより同月間を盛り上げ、労働安全衛生意識の高揚を図った。 (6)労働安全及び労働衛生標語ポスターによる労働安全衛生意識の啓発 林材業労働安全標語及び林材業労働衛生標語を一般公募し、採用された標語を使用した労働安全ポスター及び労働衛生ポスターを作成、頒布した。 ・林材業労働安全標語 「ヒヤリハットで得た教訓 皆(みんな)で活かしてO(ゼロ)災職場」 ・林材業労働衛生標語 「オンとオフ 切り替え上手でリフレッシュ」 ・労働安全ポスター 11,500枚 ・労働衛生ポスター 9,500枚 (1)図書教材等の作成頒布 図書教材等について、「図書・安全衛生用品・DVDカタログ」を作成・配布するとともに、ホームページに掲載するなど積極的なPRに努めた。また、会員をはじめ一般にも広く紹介して販売促進に努め、労働安全衛生意識の向上を図った。 (2)安全衛生用具等の普及促進 安全衛生用品・保護具等について、「図書・安全衛生用品・DVDカタログ」を作成・配布するとともに、ホームページに掲載するなど積極的なPR・販売に努め、労働安全衛生意識の向上を図った。

労働災害防止団体に則した事業内容

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

法第36条第1項 (次の業務を行うものとする。)	事業内容	事業実績
一 労働災害防止規程を設定すること。		港湾貨物運送事業労働災害防止規程を次のように設定 ・船内荷役作業関係を設定 昭和41年7月3日大臣認可 ・沿岸荷役関係を追加 昭和42年7月3日大臣認可 ・はしけ、いかだ、検数及び検量関係を追加 昭和43年8月3日大臣認可 ・労働衛生基準関係を追加 昭和55年12月1日大臣認可 ・防災規程の条項を総括的事項、全般的安全衛生管理システムに関する章、現場作業に直接関係する章等12章に整理区分し、条文も292条と大幅に追加・変更 昭和60年3月3日大臣認可 ・その後、変更について平成6年3月3日、平成12年12月28日、平成20年1月4日各大臣認可
二 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。	1 港湾荷役現場の安全衛生指導 ① 個別巡回指導 ② 主要港督励巡視(8大港) 2 安全管理士(員)による個別指導及び集団指導等 3 安全衛生強調運動 ① 港湾労働安全強調期間(7月1日～9月30日) ② 港湾労働衛生強調月間(10月1日～10月31日) ③ 年末年始港湾無災害強調期間(12月16日～1月15日) 4 安全衛生教育・研修等 ① 経営トップ・セミナー ② 安全衛生セミナー(経営首脳、管理監督者等) ③ 安全管理者選任時研修等 ④ リスクアセスメント研修 ⑤ 指差呼称定着化研究会 ⑥ 指差呼称実践者養成研修 ⑦ 港湾実地研修 5 安全衛生資料の作成 「港湾労働災害防止規程」、「労働安全衛生関係法令(港湾貨物運送事業)」、 「揚貨装置安全運転必携、同左問題集」、「沿岸荷役主任者テキスト」、 「フォークリフト運転者安全ポケットブック」、「職長等の安全衛生テキスト」等	1 港湾荷役現場の安全衛生指導 ① 1, 378回/17, 487名 ② 各港で労働災害防止活動の督励、厚生労働省等の担当官による団員に対する指導等 7月27日～7月30日 東京ー清水ー大阪ー門司の各港 30名のメンバーをもって督励巡視団を編成 2 安全管理士(員)による個別指導及び集団指導等 ① 個別指導等 ・ 安全衛生指導 346事業場 ・ パトロール 362回 ② 集団指導等 ・ 講習会・研修会、検討会 348回 ・ 安全衛生委員会・会議 200回 ③ 調査等 212回 3 安全衛生強調運動 ① 港湾労働安全強調期間(7月1日～9月30日) ② 港湾労働衛生強調月間(10月1日～10月31日) ③ 年末年始港湾無災害強調期間(12月16日～1月15日) 上記の各期間・月間に併せて開催要領・ポスターを作成し運動を展開 4 安全衛生教育・研修等 ① 1回/199名 ② 11回/437名 ③ 2回/92名 ④ 5回/111名 ⑤ 1回/82名 ⑥ 3回/105名 ⑦ 重要港湾の施設及び安全衛生活動状況を学習 10月21日～10月22日 広島港 参加者101名 5 安全衛生資料の作成 ①「港湾労働災害防止規程」増刷 800部 ②「労働安全衛生関係法令(港湾貨物運送事業)」1, 000部 ③「揚貨装置安全運転必携、同左問題集」1, 000部 ④「沿岸荷役主任者テキスト」1, 000部 ⑤「フォークリフト運転者安全ポケットブック」1, 500部 ⑥「職長等の安全衛生テキスト」500部

法第36条第2項 (指定業種にかかる労働災害防止に関し、次の業務を行うことができる。)	事業内容	事業実績
一 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。	—	
二 労働者の技能に関する講習を行なうこと。	1 技能講習 ①フォークリフト運転技能講習 ②玉掛け技能講習 ③船内荷役作業主任者技能講習 ④はい作業主任者技能講習 等 2 特別教育等 ①フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育 等 ②ストラドルキャリアー運転業務安全教育(初任時) ③ストラドルキャリアー運転業務安全衛生教育(定期) ④沿岸荷役主任者講習 等	1 技能講習 ① 97回/2, 227名 ② 29回/604名 ③ 16回/482名 ④ 50回/923名 2 特別教育等 ① 80回/2, 312名 ② 3回/99名 ③ 1回/18名 ④ 45回/1, 109名
三 情報及び資料を収集し、及び提供すること。	1 労働災害事案(全数) ①死亡・重大災害事案 ②休業4日以上の労働災害事案 2 労働災害防止対策事例 ①工夫改善事例 ②会員事業場の取組事例	1 労働災害事案(全数) ①死亡・重大災害事案の原因究明及び同種災害防止のための対策等災害情報を提供し、その共有化を推進した。 ②休業4日以上の労働災害事案の原因究明及び同種災害防止のための対策等災害情報を提供し、その共有化を推進した。 2 労働災害防止対策事例 工夫改善事例や会員事業場の取組事例について、情報及び資料等を収集し提供した。
四 調査及び広報を行なうこと。	1 労働災害に関する調査分析 ①死亡・重大災害の発生原因・同種災害防止対策 等 ②休業4日以上の労働災害の発生状況 2 広報 ①機関誌「港湾防災」の発行(毎月) ②労働安全衛生強調運動及び指差呼称に係るポスターの作成	1 労働災害に関する調査分析 ① 労働災害統計の作成(死亡・重大災害の件数、態様、発生原因等を分析、検討) 「港湾貨物運送事業の安全・衛生便利帳2010年」の作成 ② 「港湾貨物運送事業の労働災害(休業4日以上)発生状況」に取りまとめ(休業4日以上の労働災害を詳細に分析) ①②とも、「港湾貨物運送事業の安全・衛生便利帳2010年」の作成等により周知 2 広報 ① 4, 400部/毎月発行 ② 各安全衛生強調運動のポスター各7, 000枚作成 指差呼称の実施・定着の促進のためのポスター7, 000枚作成
五 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。	労働安全衛生意識の高揚	1 第48回全国港湾労働災害防止大会の開催 10月22日 広島市広島国際会議場 参加者 約1, 100名 2 表彰 ①安全衛生表彰 事業場表彰(優良賞13事業場、努力賞6事業場) 個人表彰(功労賞11名、功績賞(イ)18名、功績賞(ロ)11名、善行賞4名、発明考案賞1名 ②無災害記録表彰 港湾労災防止協会無災害記録証 195事業場

労働災害防止団体に則した事業内容

鉱業労働災害防止協会

法第36条第1項 (次の業務を行うものとする。)	事業内容	事業実績
一 労働災害防止規程を設定すること。	1.平成15年4月に採石業が会員になったことに伴い、平成16年9月16日設定 2.平成18年4月に労働安全衛生法が改正されたことに伴い、同規程も平成20年1月4日付けで変更	鉱業については労働災害防止規程の作成が適用除外されている(労働災害防止団体法58条2項)ことから、採石業が会員対象になって初めて労働災害防止規程を策定。平成20年の改正では、平成18年施行の改正労働安全衛生法の内容を盛り込んだ外、砕石会員に対する労働災害状況の報告を義務付けた。
二 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。	1. 企業研修 2. 保安指導	企業の要請に応じて、主に危険予知について、企業研修を行っている(平成22年度6件)。また企業の要請に応じて保安診断等を行っているが、平成20年度に1件行って以降企業からの要請がない。 また各支部において、支部事業として安全パトロールを実施。

法第36条第2項 (指定業種にかかる労働災害防止に関し、次の業務を行うことができる。)	事業内容	事業実績
一 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。	—	
二 労働者の技能に関する講習を行なうこと。	1. リスクマネジメント研修事業 2. KYT研修事業 3. 鉱山救急法講習会 4. 採石業労働災害防止対策研修会 5. 採石業リスクアセスメント研修会 6. 安全衛生推進者能力向上教育研修会 7. 各種講演、技術指導等講師派遣	1. 本部講師による講習 リスクマネジメント講習 18回、353名 KYT研修 18回、365名 鉱山救急法 4回、41名 採石業労働災害防止対策講習 11回、408名 等合計63回、1,474名に対し実施。 2. 本部講師以外の講習 鉱山保安教育研修 32回 422名 鉱山作業講習会 14回 400名 鉱山救急法 3回 72名 採石業務管理者講習等 9回 295名 等合計68回 2,168名に対し実施。
三 情報及び資料を収集し、及び提供すること。	1. 労働災害防止ビデオの作成・貸し出し 2. 鉱山・採石災害速報の発信 3. 安全衛生教材の作成・頒布 4. 中災防図書等の販売斡旋	1. 労働災害情報の提供 ・原子力安全・保安院から発信された災害情報を毎月発行する機関誌において災害速報として掲載する。 ・労働災害防止規程に基づき砕石会員から報告される災害情報を取りまとめて機関誌等により会員に周知する。 2. 安全衛生教材の作成、頒布等 ・調査研究事業により作成した教材等を会員に配布し、会員に対し労働災害の防止を促す。 3. 行政情報等の提供 ・鉱山保安週間、安全週間等安全衛生を中心に広く行政情報を機関誌を通じて会員に提供する。 4. 労働災害防止に役立つと思われる裁判例を機関誌に掲載し解説を行う。
四 調査及び広報を行なうこと。	1. 全国鉱業安全衛生大会の開催 2. 各種調査研究委員会実施 3. 保安活動発表会 4. 機関誌「鉱山防」「東北鉱山ニュース」、「保安みんなの広場」発行 5. 全国保安・安全週間行事としての「保安標語」募集、保安タオル・安全タオル作成・頒布 6. ホームページの作成・更新	1. 全国鉱業安全衛生大会を10月14日に開催し、優良事業所・作者等の表彰を行う外、複数の事業所から保安・安全についての活動発表をしてもらい、各会員の安全対策の参考に資する(式典、保安活動発表延べ221名参加)。 2. 委員会を開催し、21年度に作成した中小鉱山向けのリスクマネジメントに関するテキストを踏まえ、リスクマネジメント講習のカリキュラムを作成した。 3. 本部機関誌「鉱山防」は10,860部、仙台支部の「東北鉱山ニュース」は3,000部、近畿支部の「保安みんなの広場」は1,161部発行。 4. 全国鉱山保安週間行事の一環として、「保安標語」を募集し、3,411の応募を受け、50を入選とした。また、全国鉱山保安・安全週間用品としてタオルを3,600本頒布した。
五 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。	1. 会長表彰 2. 原子力安全・保安院主催地方鉱山保安表彰の支援	1. 会長表彰は全国鉱業安全衛生大会で行い、事業場2個人19人に対して表彰した。また、原子力安全・保安院が行う地方鉱山保安表彰の受賞者に対し、支部長が記念品を授与し、祝賀会を開催した。

労働災害防止計画に即応する業務

	ページ
・ 中央労働災害防止協会	・ ・ ・ 1
・ 建設業労働災害防止協会	・ ・ ・ 4
・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会	・ ・ ・ 6
・ 林業・木材製造業労働災害防止協会	・ ・ ・ 8
・ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会	・ ・ ・ 9
・ 鉱業労働災害防止協会	・ ・ ・ 11

第11次労働災害防止計画に対する 中央労働災害防止協会(中災防)の取組

○計画(期間:平成20年度～平成24年度)における3つの目標

- ①死亡者数:平成24年において、平成19年と比して20%以上減少させること。
- ②死傷者数:平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させること。
- ③労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

○重点対策に対する中災防の主な取組

計画では、8つの重点対策及びその目標が定められており、対策ごとの中災防の取組は以下のとおり。

重点対策1 リスクアセスメント(危険性又は有害性等の調査)及びその結果に基づく措置の促進

【目標】 リスクアセスメントの実施率を着実に向上させる

【中災防の主な取組】

1 事業場における人材養成

- 安全衛生スタッフ、ライン管理者等を対象としたリスクアセスメント研修会

【実績等】 H23(計画):140回5,485名 H22:107回4,178名 H21:97回3,562名 H20:98回4,401名

- リスクアセスメントの実施が必要事項である労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)に関する研修会

【実績等】 H23(計画):71回2,470名 H22:54回1,578名 H21:50回1,501名 H20:61回2,035名

2 事業場への個別支援

- リスクアセスメント・OSHMSに関する出張研修

【実績等】 H23(計画):85件 H22:63件 H21:74件 H20:101件

- リスクアセスメントの実施、マネジメントシステムの構築等に関する事業場への個別サービス

【実績等】 H23(計画):25件 H22:19件 H21:15件 H20:33件

重点対策2 化学物質におけるリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施の促進

【目標】 化学物質におけるリスクアセスメントの実施率を着実に向上させる

【中災防の主な取組】

1 事業場における人材養成

- ライン課長、職長、化学物質管理者等を対象としたMSDSの読み方、化学物質のリスクアセスメントの進め方に関する研修会

【実績等】 H23(計画):19回680名 H22:16回394名 H21:8回170名 H20:19回243名

2 事業場への個別支援

- 事業場からの依頼によるMSDS等の作成、有害性評価等の実施

【実績等】 H23(計画):52件 H22:25件 H21:18件 H20:11件

- 化学物質管理に関する出張研修

【実績等】 H23(計画):14件 H22:11件 H21:11件

3 化学物質等安全データシート(MSDS)等の作成・情報提供

- 国からの委託によるモデルMSDSの作成とインターネットによる情報提供【受託】

【実績】 MSDS作成数 H22:250物質 H21:466物質 H20:1,001物質
アクセス数 H22:1,058万件 H21:1,043万件 H20:694万件

重点対策3 機械災害の防止

【目標】 機械災害を更に減少させる

【中災防の主な取組】

1 事業場における機械設備のリスクアセスメントを実施する人材養成

- 機械設備のメーカー及びユーザーの技術者等を対象とした機械設備のリスクアセスメントの進め方に関する研修会

【実績等】 H23(計画):33回790名 H22:28回550名 H21:18回390名 H20:19回452名

2 機械設備のリスクアセスメントに係る事業場への支援

- 機械設備の安全化に関する出張研修

【実績等】 H23(計画):5件 H22:1件 H21:2件 H20:8件

- 機械設備のリスクアセスメントを始めようとする事業場向けマニュアルの作成(H21)【受託】

重点対策4 墜落・転落災害の防止

【目標】 墜落・転落災害を更に減少させる

【中災防の主な取組】

- 1 墜落・転落災害防止に関する研修会の実施
 - 墜落・転落・転倒災害防止に関する研修会
【実績等】 H23(計画):1回45名 H22:1回42名 H21:1回58名 H20:1回60名
- 2 安全衛生技術館(東京・大阪)における特別展及びセミナーの実施
 - 特別展「防ごう 墜落・落下災害 ～安全な足場等の普及のために～」の開催(H21)【受託】
【実績】 東京4,452名 大阪4,261名
 - 安全衛生基礎セミナー「これからの墜落・落下防止対策～法令改正に伴う足場等の対応について～」の開催(H21)【受託】
【実績】 東京1回70名 大阪1回74名

重点対策5 粉じん障害の防止

【目標】 じん肺新規有所見者数を減少させる

【中災防の主な取組】

- 1 粉じん作業における特別教育の講師養成
 - 粉じん作業における特別教育のインストラクターを養成するための講座
【実績等】 H23(計画):5回108名 H22:5回138名 H21:5回116名 H20:4回109名
- 2 じん肺有所見者に対する健康管理教育に関する講習会の実施
 - 産業医、衛生管理者等を対象とした「じん肺有所見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に関する講習会【受託】
【実績】 H21:5回317名 H20:5回286名
- 3 屋外のアーク溶接作業及び金属等研ま作業時の粉じんに関する実態調査の実施(H21、H20)【受託】

重点対策6 化学物質による健康障害の防止

【目標】 化学物質による職業性疾病を減少させる

【中災防の主な取組】

- 1 作業環境の測定
 - 有害物質を扱う事業場における作業環境測定
【実績等】 H23(計画):1,250事業場 H22:1,203事業場 H21:1,245事業場 H20:1,505事業場
- 2 事業場における人材養成【再掲】
 - ライン課長、職長、化学物質管理者等を対象としたMSDSの読み方、化学物質のリスクアセスメントの進め方に関する研修会
【実績等】 H23(計画):19回680名 H22:16回394名 H21:8回170名 H20:19回243名
- 3 化学物質等安全データシート(MSDS)等の作成・情報提供【再掲】
 - 国からの委託によるモデルMSDSの作成とインターネットによる情報提供【受託】
【実績】 MSDS作成数H22:250物質 H21:466物質 H20:1,001物質
アクセス数H22:1,058万件 H21:1,043万件 H20:694万件
- 4 職場における化学物質のばく露実態調査、有害性評価等化学物質リスク評価の実施【受託】

重点対策7 健康診断の推進

【目標】 健康診断結果等に基づく健康管理措置の実施率を着実に向上させる

【中災防の主な取組】

- 1 健康づくりに関する人材養成
 - 健康づくりスタッフ等を対象とした健康づくりに関する研修会(特定保健指導を含む。)
【実績等】 H23:60回3,699名 H22:67回3,202名 H21:74回3,700名 H20:73回4,047名
- 2 生活習慣改善を促すためのアドバイスサービス
 - 中災防ヘルスアドバイスサービス(総合版)
【実績等】 H23(計画):14,000名 H22:12,228名 H21:9,437名 H20:20,920名
- 3 健康診断及びその結果に基づく事後措置の実施
 - 特殊健康診断及び一般健康診断の実施
【実績等】 H23(計画):13,216名 H22:11,935名 H21:12,478名 H20:12,571名

重点対策8 メンタルヘルス対策の推進

【目標】 メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を50%以上とする

【中災防の主な取組】

1 事業場におけるメンタルヘルスを担当する人材養成

- 人事・労務担当者、産業保健スタッフ等を対象としたメンタルヘルスに関する研修会

【実績等】 H23(計画):90回4,730名 H22:57回2,079名 H21:41回1,504名 H20:42回1,657名

2 メンタルヘルス・過重労働対策に関する事業場への支援

- 事業場への講師派遣、コンサルティングなど事業場におけるメンタルヘルス対策の取組への個別支援

【実績等】 H23(計画):720件 H22:525件 H21:503件 H20:522件

- メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策のための助言指導(H22年度限り)【受託】

【実績】 H22:2,898回 H21:2,958回 H20:2,354回

- 過重労働による健康障害防止について自主的に取り組む集団への助言・指導(H22年度限り)【受託】

【実績】 H22:47集団962事業場 H21:61集団1,280事業場 H20:62集団1,418事業場

3 メンタルヘルスケアを促すためのアドバイスサービス

- 中災防ヘルスアドバイスサービス(メンタルヘルス版)

【実績等】 H23(計画):147,000名 H22:101,976名 H21:76,431名 H20:57,255名

業種別災害防止団体の労働災害防止計画に即応する事業 (平成 23 年度事業計画)

1. 建設業労働災害防止協会

(1) 教育事業

教育事業については、教育効果を高めるため、演習等の充実や教育内容の改善、講座カリキュラムの検討等を行う。特に、リスクアセスメント教育については、国の指針に基づいた「リスクアセスメント建設業版マニュアル」が示されたことから、リスクアセスメントを取り入れた安全衛生教育の充実と積極的な推進を図る。

また、昨年の猛暑で多発した熱中症に対応するため、建設現場における熱中症予防のための作業者教育等を実施するほか、平成 22 年 7 月に厚生労働省より「建設業等において「携帯用丸のこ盤」を使用する作業に従事する者に対する安全教育の徹底」が示されたことから、「特別教育に準ずる教育」としての「丸のこ等取扱い作業従事者教育」を引き続き積極的に実施する。さらに、会員企業からのニーズに即した「酸素欠乏症・硫化水素危険作業特別教育」を実施する。

(2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業

建設業における労働災害を防止し、労働者の健康増進及び快適な職場環境の形成の促進による安全衛生水準の向上を図っていくためには、建設企業において、リスクアセスメントの的確な実施と、安全衛生管理活動を組織的かつ計画的・継続的に取組む「労働安全衛生マネジメントシステム」の導入が重要となる。

このため、多くの建設企業が、コスモスガイドラインに基づく労働安全衛生マネジメントシステムを確立し、その機能的、効果的な運用ができるよう、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業」を展開する。

(3) 安全衛生意識の高揚及び安全衛生管理ノウハウの共有化のための事業

全国規模の安全衛生活動の展開によって、安全衛生思想の普及と安全衛生意識の一層の高揚を図ることで建設業の安全衛生水準の向上を目指すとともに、現下の建設業界並びに建設企業の現状、課題等を踏まえた今日的な安全衛生管理活動のあり方について共に考え、そのノウハウの共有化を図るため、全国建設業労働災害防止大会を開催する。また、支部の労働災害防止大会、並びに会員企業が開催する安全衛生大会等、集合形式で行われる安全衛生活動を積極的に推進する。

(4) 調査研究・開発事業

新しい施工技術や機械等が開発され、作業の省力化が進む中で、今までにはない形態の災害が発生することが懸念されている。また、建設工事の受注競争が激化し、コスト低減がなされる中で安全経費の確保等が重要課題となっている。さらに、建設産業の海外展開が進展する中、海外の安全衛生管理に関する情報の収集、提供等が求められている。

このようなことから、建設業の安全衛生水準向上のための基礎となる調査研究及び教材の開発等を行う。

(5) 専門家による技術指導・支援事業

補助事業

安全・衛生管理士が会員事業場、支部、分会、安全衛生協議会等に対し、建設業労働災害防止規程を踏まえた現場指導、安全衛生教育、技術指導・支援等を行う。

また、会員の中から安全衛生の専門家として安全衛生指導者を委嘱し都道府県支部分会に

配置して、会員に対する労働災害防止規定の周知徹底、現場安全パトロール等を行う。

(6) 専門工事業者安全活動自律促進事業

補助事業

建設業では、実際に現場において作業を行う専門工事業者の労働災害が多く、専門工事業者に対してリスクアセスメント等の教育を実施することが労働災害を減少させる有効な手段であることから、都道府県に配置する指導員等が地域の特性に合わせた教育・指導を実施する。

(7) 中小建設事業者の安全衛生対策支援事業

補助事業

中小建設事業者に対する安全衛生対策として、労働災害の発生状況及び作業の特性を踏まえ、労働災害防止対策を的確に推進するため、屋外型作業の特性である熱中症予防対策及び中小零細工事が大半を占める木造家屋等低層住宅建築工事における安全衛生対策について検討し普及定着を図る。

2. 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

(1) 計画的な安全衛生管理活動の推進

補助事業

- ① リスクアセスメントの周知・普及を図るための安全管理者選任時研修やリスクアセスメント研修の実施、好事例の提供、個別事業場への支援等
- ② 労働安全衛生マネジメントシステムの周知・普及を図るための好事例の収集と提供及び個別事業場への支援等
- ③ 労働災害防止に積極的に取り組もうとする中小規模の事業場(以下「特定事業場」という。)を選定し、集合的な手法等により、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムを含む計画的な安全衛生管理活動を推進するための個別の指導支援を行う。

(2) 荷役運搬作業の災害防止

- ① 荷役運搬作業の「リスクアセスメントイラストシート」、リスクアセスメントに関するリーフレット等を活用した研修の実施等によるリスクアセスメントの普及
- ② 荷役作業中の墜落・転落災害防止の推進
- ③ 作業指示書と安全作業連絡書を活用した荷主先における積卸し作業の安全確保
- ④ 作業主任者、作業指揮者等に対する安全衛生教育の実施
- ⑤ フォークリフト運転業務従事者に対する安全衛生教育用の視聴覚教材「フォークリフト作業開始前点検の進め方」(DVD)の活用による同教育の一層の充実
- ⑥ 本部・支部において、それぞれ関係行政機関と連携して、荷主庭先における労働災害防止に向けた荷主に対する協力要請

補助事業

(3) 交通労働災害の防止

- ① 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成20年4月改正)の周知徹底
- ② 交通労働災害防止担当管理者教育の実施
- ③ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)」の周知徹底
- ④ 「交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ(ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法)」の周知
- ⑤ 「交通労働災害防止リスクアセスメントチェックシート」、「過重労働防止を重点とする交通労働災害防止点呼シート」等を活用した適正な走行・運行管理

(4) 健康確保対策

- ① 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(平成20年3月改正)に基づく時間外・休日労働時間の削減、適切な健康管理に関する措置等の推進
- ② 長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導の実施
- ③ 脳・心臓疾患や精神障害等の労災認定に関する情報の把握を図り、これらに係る労働災害の防止についての必要な情報の提供と対策の推進
- ④ メンタルヘルス対策に関する情報の提供
- ⑤ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策の推進

補助事業

(5) 安全衛生教育

- ① 安全衛生教育の推進
- ② 安全管理者選任時研修、陸災防イストラクター養成講座、リスクアセスメント研修等の実施
- ③ 安全衛生教育に必要なテキスト、図書、DVD等の作成・頒布

補助事業

(6) 安全衛生意識の高揚

- ① 第47回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会及び第26回全国フォークリフト運転競技

大会の開催

- ② 夏期及び年末・年始労働災害防止強調運動の実施
- ③ ホームページ及び広報紙「陸運と安全衛生」における広報機能の充実強化

(7) 調査研究等の推進

- ① 「陸運業における労働安全衛生マネジメントシステム」(RIKMS・リクムス)に係る認定制度についての検討
- ② フォークリフトを使用した荷役関連作業に関する安全荷役作業評価についての調査・検討
- ③ IT 機器を活用した安全衛生管理手法導入の実態の調査・検討
- ④ 脳・心臓疾患等に対する健康確保対策についての調査・検討

補助事業

補助事業

補助事業

3. 林業・木材製造業労働災害防止協会

(1) 林業現場責任者安全衛生教育訓練事業

補助事業

林材業の事業場における安全衛生管理体制の確立を図るため、平成 22 年度は労務管理や安全衛生に関する諸法令、事業者責任等についての理解と認識を深めるための支援事業に取り組んだところであるが、平成 23 年度では事業場における安全管理の中核を担ういわゆる班長、職長等の現場責任者に対しての教育訓練事業を展開して安全指導体制の強化に取り組む。

(2) 「林材業労災防止専門調査員」による労働災害防止活動支援事業

補助事業

林材業では 1 年に 4,000 件近い労働災害が発生しており、死亡災害の発生件数も林材業労働災害防止計画の目標を上回る状況にある。労働災害発生状況を迅速に把握し、労働災害発生事業場に対して助言、指導等を行って再発防止を図ることや、労働災害の未然防止のための現場安全パトロールや個別指導など会員をはじめとした事業場への密接な指導を行う。

(3) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業

補助事業

平成 21 年 7 月に新たな振動障害予防対策指針が策定されたが、林業では未だに振動障害に認定される労働者が後を絶たない状況にある。このため平成 23 年度は、林業労働者の振動障害の予防を図るため、当協会がこれまで蓄積したチェーンソー取扱事業場及び労働者のデータ及びノウハウを活用して、林業巡回特殊健康診断の受診勧奨、指導を行い、労働者に対する林業巡回特殊健康診断を実施するとともに、特殊健康診断の実施状況やチェーンソー取扱事業場及び労働者の把握を継続的に実施して振動障害の防止を図る。

(4) 安全衛生対策支援事業

① 林業・木材製造業労働災害防止規程の遵守徹底

事業者が遵守すべき安全の基本事項を定めた「林業・木材製造業労働災害防止規程（平成 20 年 4 月適用）」の趣旨、内容等の更なる周知・徹底に引き続き努める。

② 林材業リスクアセスメントの普及定着

労働災害防止にとって、極めて有効な林材業リスクアセスメントの一層の普及・定着に引き続き取り組んでいく。

③ 労働災害情報の収集分析と提供

労働災害発生状況を速報するとともに、労働災害の発生動向を分析評価し、その結果を取りまとめ、広く情報提供を行う。

④ 労働災害防止大会の開催による情報の共有

事業場の体験事例発表等を通じて、労働安全衛生意識の高揚と有益な安全衛生情報の共有を図る。

(5) 調査研究事業

林業事業場における新規就労者に対する教育・指導の実態を分析・整理し、模範事例などを基に、新規就労者を熟練労働者に育成していくための安全技術指導体制、教育・指導のあり方を検討する。

4. 港湾貨物運送事業労働災害防止協会

(1) 安全衛生活動の促進について

- ① リスクの低減対策の実施を図り、併せてマネジメントシステムの導入に努める。
- ② 安全衛生管理水準の向上を図るため、個別の会員事業場に対して、安全管理士(員)による安全衛生の技術支援・指導を実施するとともに、作業現場の安全確保のための安全衛生パトロールを積極的に展開する。
- ③ 安全衛生手法の工夫改善事例の把握・収集に努め、その普及を図る。
- ④ 船舶や埠頭の施設・設備に由来する労働災害を防止するため、点検及び整備や船主等への点検等の確認、必要な改善措置の要請を徹底する。
- ⑤ 荷役機械のトラブル等による整備等非常作業を行うときは、安全な作業方法を具体的に示すよう徹底する。

補助事業

(2) 安全衛生の能力向上等について

- ① 船内荷役作業主任者等の作業指揮者の指導力の向上を図るための能力向上教育を実施する。
- ② フォアマン等について、セミナーの実施等により安全衛生に係る管理能力の向上を図る。
- ③ 新規採用労働者、未熟練労働者等に対する危険感受性を向上させる教育及び雇入れ時等の安全衛生教育の的確な実施に努める。
- ④ 安全管理者、安全衛生推進者等について、能力向上のための教育を推進する。
- ⑤ 船内荷役作業主任者、沿岸荷役主任者、ストラドルキャリアー運転者等の資格を有する者の計画的な養成に努める。
- ⑥ 指差呼称を組み込んだ危険予知訓練(KYT)等の定着を促進するため、トレーナー及び実践者の育成に努める。

補助事業(中小対象)

(3) 特定災害対策について

- ① 大型の車両系荷役運搬機械について、事前に接触事故等を防止できる具体的な作業計画を作り、作業者に周知するとともに、安全確認等の対策を徹底する。
- ② 揚貨装置、クレーン等の作業について、安全な退避場所の設定、作業範囲内への立入禁止、退避等の安全確認、適正な玉掛方法の実施、ワイヤ・スリング等に係る作業開始前の点検、整備等の実施及び船主等への必要な確認、安全措置についての要請を徹底する。
- ③ 墜落、転落災害の防止対策として柵、手すり等の設置、はしご・安全帯の使用等を徹底する。特に、コンテナ上での作業による墜落・転落災害の防止対策について、安全な作業方法の普及を図る。

(4) 一般健康診断等健康確保対策等について

- ① 健康管理の重要性の周知と健康診断及び適切な事後措置の実施により、脳・心臓疾患の予防を促進する。また、過重労働防止対策として長時間労働した者に対する医師による面接指導等及び事後対策の実施を促進する。
- ② メンタルヘルス対策について、心の健康の保持増進のための指針の周知、一人ひとりの気づきと相談体制の整備を促すための研修に努める。

(5) 職業性疾病予防対策等について

- ① 腰痛予防対策として、職場における腰痛予防対策指針を周知し、作業方法等の改善、腰痛予防体操の普及等予防対策の徹底に努める。
- ② 酸素欠乏症防止対策として、酸素欠乏危険場所の認識の向上に努めるとともに、酸素濃度

の測定、作業主任者の選任、換気の実施、保護具の整備等を徹底する。

- ③ 特定化学物質、有機溶剤、一酸化炭素等化学物質による健康障害を防止するため、作業主任者の選任とその職務の励行、健康診断の実施、必要な保護具の周知と保護具の整備等の徹底に努める。

(6) 協会の活動の充実について

- ① 死亡・重大災害はもとより休業期間が著しく長い、あるいは、重度の障害が残る重篤災害についても、会員からの災害原因を含む迅速かつ詳細な報告とそれに基づく対策等の情報の共有化に努める。
- ② 災害防止に資する安全衛生情報について、災害事例、基本的な安全衛生のQ & A、リスクアセスメント導入方法等の提供の充実を図り、災害防止に効果的な作業方法の改善や設備・機器の改善に係る好事例について普及を図る。

5. 鉱業労働災害防止協会

(1) 「中小鉱山における保安責任者等の技術維持制度」の検討

補助事業

現場における保安レベルの維持向上、或いは鉱山労働者の鉱山保安法の理解、鉱山会社等における処遇や配置の目安としての役割を果たしていた旧法の保安技術者等の有用性を活かしつつ、これに代わる保安責任者制度を確立するため、新たな保安技術育成・維持制度創設とその講習制度の検討を行う。

(2) 「保安教育ガイドライン作成」の検討

補助事業

鉱業権者が鉱山の実態に応じて実施する自主的な保安教育の充実を図るため、リスクマネジメントやヒューマンエラー防止も含めた保安教育に関するガイドラインを作成し、より具体的に教育対象、程度及び方法を例示し、自主保安を支援する。

(3) 「採石業労働災害防止指導基準書作成」の検討

補助事業

リスクアセスメント導入の努力義務が課せられた平成18年からの労働災害の実態を分析するとともに、採石業者が一般的に採用すべき労働災害防止方法を定め、自主的な労働災害防止の指針を作成し、採石業者の労働災害低減を目指す。

(4) 教育事業

補助事業

- ① 危険予知訓練（KYT）研修会（採石業KYT研修会を含む）
- ② リスクマネジメント講習会等及び採石業リスクアセスメント研修会
- ③ 鉱山救急法講習会
- ④ 粉じん障害防止対策講習会
- ⑤ 採石業労働災害防止対策講習会
- ⑥ 保安教育講習会
- ⑦ 鉱山作業講習会

(5) 普及啓発・広報事業

- ① 機関誌、ホームページによる労働災害防止等情報の提供
- ② 全国鉱山保安週間、全国安全週間、全国労働衛生週間等の行事の実施
- ③ 安全衛生教育教材の作成・頒布
- ④ 全国鉱業安全衛生大会の開催

労働災害防止規程の内容

	ページ
・ 建設業労働災害防止協会	・ ・ ・ 1
・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会	・ ・ ・ 5
・ 林業・木材製造業労働災害防止協会	・ ・ ・ 8
・ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会	・ ・ ・ 17
・ 鉱業労働災害防止協会	・ ・ ・ 21

労働災害防止規程の法令以上の上乗せ規定

建設業労働災害防止協会

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第6条	(自主的な安全衛生活動の促進) 会員は、事業場における安全衛生水準の向上を図るため、危険予知活動(KYK)の実施、業務に起因する危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施、労働安全衛生マネジメントシステムの導入等会員の事業に適合した安全衛生活動の実施に努めなければならない。	努力義務(法第28条の2) 指針 ・「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」 ・「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」	建設業では、店社及び工事現場での自主的な安全衛生活動の取組みが安全衛生水準の向上に極めて重要である。労働安全衛生法の改正により「リスクアセスメント」の実施が努力義務化されたこと、事業場における安全衛生管理に係る仕組みとして「労働安全衛生マネジメントシステム」の確立が重要であるための措置として、これらを規定するとともに、屋外型産業である建設業では、現場での環境変化等にも対応するため、危険予知活動(KYK)の実施も規定した。	平成20年度 (新規)
第8条	(その他自主的な教育) 会員は、労働者に対し、次の各号に掲げる教育及び研修を行い、又はこれを受ける機会を与えるように努めなければならない。 (1)危険予知活動に関する研修 (2)リスクアセスメントに関する研修 (3)労働安全衛生マネジメントシステムに関する研修 (4)安全衛生管理業務に関する能力向上教育 (5)危険又は有害な業務に従事する者に対する安全衛生教育 (6)建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育(建設従事者教育) (7)新規入場者教育 (8)送り出し教育	(4)、(5)は努力義務(法第19条の2、法第60条の2) それ以外は、災防規程独自のもの	安全衛生管理体制の確立には、第7条で定める安全衛生教育以外にも、企業が自主的に行う安全衛生教育、研修の実施、受講の便宜を図ることが重要であるため。	平成20年度 (新規)
第13条	(作業指揮者の指名等) 会員は、前条各号に掲げる作業を行う場合には、あらかじめ作業指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)その日の作業を開始する前に、安全帯取付設備(安全帯を安全に取り付けるための設備をいう。以下同じ)に異常がないことを確認すること。 (2)作業者が安全帯を適切に使用していることを確認すること。 (3)作業者が保護帽及び安全靴等の安全な履物を着用していることを確認すること。 (4)開口部等の防護設備を取り外して作業を行う場合にあっては、当該作業の休止時又は終了時に防護設備が元の状態に復していることを確認すること。	災防規程独自のもの	12条各号に掲げる作業を行う場合に、作業指揮者を指名することとした。	平成20年度 (一部改正)
第14条	(安全帯の取付設備等) 会員は、高さが2m以上の箇所で作業者に安全帯を使用させて作業を行う場合には、安全帯の取付設備を設け、その設置場所、使用方法等を関係作業者に周知しなければならない。	取付設備の設置―法令上の義務(安衛則第521条第1項) 設置場所、使用方法の周知―災防規程独自のもの	安衛則第521条第1項で定める取付設備等について、その設置場所、使用方法を関係作業者に周知することが労働災害防止上、重要であるため。	平成20年度 (一部改正)
第15条	(安全帯の取付設備の構造及び強度) 会員は、安全帯の取付設備については、次の各号に掲げるところによらなければならない。 (1)使用条件に応じた十分な強度を有すること。 (2)安全帯を損傷するおそれのない形状であること。 (3)安全帯を容易に取り付けて使用できるものであること。 (4)作業者の腰より上方の位置に設けること。	災防規程独自のもの	安全帯取付設備の構造及び強度を自主基準として定めた。	平成20年度 (新規)
第16条	(安全帯の取付設備の取付け) 会員は、安全帯の取付設備を取り付ける場合には、地上、作業床等の安全な作業場所で行わなければならない。ただし、やむを得ず、墜落による作業者の危険のおそれのある箇所で取り付ける場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。 (1)安全な昇降設備を設けること。 (2)臨時的な安全帯の取付設備を設け、安全帯を使用させること。 (3)作業責任者を指名して作業の手順、安全帯の使用などを確認させること。	災防規程独自のもの	自主基準として、安全帯の取付設備を取り付ける場合には、地上、作業床等の安全な場所で行わなければならないこととし、やむを得ず墜落による危険がある場所での取付けに係る基準を規定として定めた。	平成20年度 (新規)
第17条	(点検等) 会員は、安全帯の取付設備については、あらかじめ、点検者を指名し、その者に次の各号に掲げる事項を点検させ、異常がある場合には、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。 (1)取付金具の亀裂、変形、ゆるみ、脱落等の有無 (2)親綱の摩耗、変形、損傷、腐食等の有無 (3)素線又はストランドの切れ、ゆるみ等の有無 (4)緊結箇所のゆるみ等の有無	点検者の指名―災防規程独自のもの	法令で定めのある安全帯の取付設備の点検、補修の実施のほか、自主基準として点検者の指名、点検項目を定めた。	平成20年度 (新規)
第18条	(架設通路) 会員は、架設通路を設ける場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。 (1)床は、幅が40cm以上で、かつ、床材間のすき間が3cm以下であること。 (2)床材は、強度上の著しい欠点となる変形、腐食等がないものであること。 (3)手すりは、次によること。 ア 丈夫な構造であること。 イ 材料は、著しい損傷、腐食等がないものであること。 ウ 床面からの高さは90cm以上として、中さんを設けること。 エ 必要に応じて、幅木を設けること。 (4)こう配は30度以下とすること。ただし、階段を設けたものについては、この限りでない。 (5)こう配が15度を超えるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。	(1)、(2)、(3)イ、ウ、エは災防規程独自のもの	建築物と間の通行設備に限定せず、工事現場内のすべての「架設通路」を対象とした。また、法令にあわせて「階段の架設通路」を新たに条文に追加した。	平成20年度 (一部改正)
第19条	(悪天候時の作業の禁止) 会員は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、墜落の危険が予想される場合には、第11条各号に掲げる作業を行ってはならない。	安衛則第564条に規定する足場の組立等の作業以外に作業についても規定した。	「気象等の悪条件下の作業の禁止」の範囲を拡大した。	平成20年度 (一部改訂)
第20条	(防護設備の設置) 会員は、高さ2m異常の開口部等には、次のいずれかに掲げる防護設備を設けなければならない。この場合において、手すりを設けたときは、中さん及び幅木(必要な場合に限る。)を設けるものとする。 (1)床面からの高さが90cm以上の手すり、囲い等 (2)滑動防止措置を講じた覆い	手すりの高さ90cm、中さん、幅木の設置―災防規程独自のもの	対象を開口部のほか、「作業床の端」を加え、「手すりの高さ」をガイドライン等の指導基準に合わせ、手すりの高さを90cmとし、中さん及び幅木の設置について自主基準として規定を設けることとした。	平成20年度 (一部改訂)
第21条	(点検等) 会員は、開口部の防護設備については、あらかじめ、点検者を指名し、その者に防護設備の状態について点検させ、異常がある場合には、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。	災防規程独自のもの	自主基準として、点検者を指名することにより、防護設備の安全の確認を徹底することとした。	平成20年度 (一部改訂)
第22条	(表示) 会員は、開口部等の防護設備を取り外して作業を行う場合には、「開口部使用中注意」等の表示をしなければならない。	災防規程独自のもの	関係者の立入禁止を含め、開口部の防護設備を取りはずした場合の注意表示をすることとした。	平成20年度 (一部改訂)
第24条	(足場に設ける手すり等) 会員は、足場に設ける手すり等については、次の各号に掲げるところによらなければならない。 (1)丈夫な構造とすること。 (2)材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。 (3)手すりの床面からの高さは90cm以上として、中さんを設けること(軒の高さ10メートル未満の木造家屋等低層住宅建築工事において、当該作業を行う場合を除く。) (4)必要に応じて、幅木を設けること。	(3)、(4)について、災防規程独自のもの	手すりの高さを90cmとし、中さんを設けることとした。	平成20年度 (一部改訂)

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第25条	(点検等) 会員は、足場に設けた作業床、手すり等については、あらかじめ、点検者を指名し、その者に作業床、手すり等の状態について点検させ、異常がある場合には、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。	点検者を指名すること→防災規程独自のもの	点検者の指名を明示することとした。	平成20年度 (一部改訂)
第26条	(最大積載荷重等の表示等) 会員は、足場の構造及び材料に応じた作業床の最大積載荷重及びそれに載せる主な材料等の種類ごとの最大数量を表示するとともに、作業床の破損を防止するため、作業床に物を載せる場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。 (1)集中荷重にならないようにすること。 (2)著しい衝撃を与えないようにすること。	作業床に載せる主な材料等の種類ごとの最大数量を表示→防災規程独自のもの	作業床に載せる物を材料等として対象とするものの明確化を図った。最大数量を表示することで、最大積載荷重がより分かりやすく周知しやすくなる。	平成20年度 (一部改正)
第27条	(足場を使用する場合の禁止事項等) 会員は、足場を使用する作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1)昇降設備以外の場所からの昇降の禁止 (2)許可された場合以外の足場の部材の取外しの禁止	防災規程独自のもの	足場の指定された場所等以外での昇降の禁止を明確にした。	平成20年度 (一部改訂)
第28条	(移動式足場) 会員は、脚輪を取り付けた移動式足場を使用する場合には、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1)昇降設備、作業床及び手すりを設けること。 (2)手すりは、次によること。 ア 丈夫な構造とすること。 イ 材料は著しい損傷、腐食等がないものとする。 ウ 床面からの高さは90cm以上として、中さんを設けること。 エ 必要に応じて、幅木を設けること。 (3)作業者を乗せたまま移動させることを禁止すること。 (4)脚輪のストッパーを掛けること(移動させる場合を除く。)	(2)イ、ウ、エ、(3)は防災規程独自のもの	移動式足場のストッパーのかけ忘れ等による災害が多いことから、新たに追加した。	平成20年度 (新規)
第29条	(作業指揮者の指名等) 会員は、足場における作業(第12条各号の作業及び足場の組立て、解体又は変更の作業を除く。)を行う場合には、あらかじめ、作業指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)作業者が安全帯を適切に使用していることを確認すること。 (2)作業者が保護帽及び安全靴等安全な履物を着用していることを確認すること。 (3)足場からの材料、工具等の落下を防止するため、足場上の整理整頓の状況を確認すること。 (4)足場の作業床に載せてある物が表示してある最大積載荷重を超えていないことを確認すること。	防災規程独自のもの	足場からの墜落、転落災害を防止するため、足場作業においては、作業指揮者を指名し直接指揮させることとした。	平成20年度 (一部改訂)
第30条	(歩み板等の設置等) 会員は、作業者が、スレート、木毛板等でふかれた屋根の上での作業又はその屋根の上を通行する場合には、幅30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる作業者の危険を防止するための措置を講じなければならない。	屋根の上を通行する場合→防災規程独自のもの	スレート屋根等における作業行動には、作業そのものと移動中とがあるが、その踏み抜きの危険性には差異はないので、移動中を含めて規程として定めた。	平成20年度 (一部改訂)
第31条	(歩み板の設置方法) 会員は、歩み板が滑動、てんびん等を起こさないよう緊結しなければならない。	防災規程独自のもの	歩み板が滑動、脱落による転落を防止するため、歩み板を緊結することとした。	平成20年度 (一部改訂)
第32条	(屋根足場の設置) 会員は、こう配が31度(6/10こう配)以上の屋根の上において作業を行う場合には、屋根足場を設置し、幅20cm以上の作業床を2m以下の間隔で設けなければならない。	屋根足場を設置し……→防災規程独自のもの	屋根足場の設置基準を現行の通達やガイドライン等の指導基準に合わせた。	平成20年度 (一部改訂)
第33条	(スレート等に衝撃を与える行為の禁止等) 会員は、スレート等の屋根上で作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1)スレート等の屋根への飛び降り、材料、工具等の投げおろしのスレート等の屋根に衝撃を与える行為を行わないこと。 (2)安全靴等の安全な履物を着用すること。	防災規程独自のもの	特に危険な作業時の不安全行動の禁止を自主基準として定めた。	平成20年度 (一部改訂)
第34条	(作業指揮者の指名等) 会員は、スレート等の屋根上で作業を行う場合には、あらかじめ、作業の指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)作業者の歩み板又は作業床の使用状況を監視すること。 (2)作業者が安全帯を使用していることを確認すること。 (3)作業者に前条の規定を遵守させること。	防災規程独自のもの	自主基準として、作業指図者を作業指揮者に修正した。	平成20年度 (一部改訂)
第37条	(調査及び計画) 会員は、工事の施工計画を立てる場合又は作業中に必要が生じた場合には、次の各号に掲げる事項について調査し、感電による危険の防止に必要な計画を立てなければならない。 (1)架空電線の近接状況 (2)地中電線の敷設状況 (3)電気機械器具等の電気使用設備の種類及びその状況 (4)受変電設備の状況	防災規程独自のもの	工事の施工計画に、必要に応じて現場に設置されている既設の自家受変電設備を加えた。	平成20年度 (一部改訂)
第38条	(作業者の指名等) 会員は、法令の定めるところにより、低圧の充電電路の敷設若しくは修理の作業及び区画された場所に設置する低圧電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の作業を行う場合には、あらかじめ電気取扱業務に係わる特別教育を修了した者から作業者を指名し、その者に作業を行わせなければならない。 2 会員は、前項の規定により低圧電路を接続させる場合には、接続器具、接続箱を用いて感電の危険のおそれがないようにしなければならない。	「…作業者を指名しなければならない。」は、防災規程独自のもの	低圧電路に係る機器の取り扱いに関する特別教育等の関係条文をまとめ、特別教育修了者であっても、事業者から指名された者とした。	平成20年度 (一部改訂)
第39条	(停電作業) 会員は、停電して作業を行う場合には、電源の操作を担当する者との連絡を確実に取るとともに、作業中、開閉器に施錠し、若しくは通電禁止を表示し、又は監視人を置くことにより、不意の通電による感電を防止しなければならない。	「…連絡を確実に取るとともに…」は、防災規程独自のもの	工事現場内での電気工事は、停電作業を前提として行うことを基本とし、停電作業に際して「施錠」、「監視人」を加えることにより、電源側の開閉器の誤操作等による感電防止対策を明確にした。	平成20年度 (一部改訂)
第42条	(作業方法の指示) 会員は、高圧架空電線等に近接して作業を行う場合には、あらかじめ、感電を防止するため安全な離隔距離の確保等、その作業方法について指示しなければならない。ただし、第40条により停電及び移設した場合を除く。	防災規程独自のもの	高圧活線近接作業について、「安全な離隔距離の確保」を加えて、「作業方法」、「作業手順」の安全化を図ることとした。	平成20年度 (一部改訂)

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第44条	(感電防止用漏電しや断装置の設置等) 会員は、法令の定めるところにより、移動式電動機械器具(ベルトコンベヤ、コンクリートミキサー等をいう。)又は可搬式電動機械器具(電気ドリル、電動グラインダ等をいう。)を使用する場合には、これらの電動機械器具が接続される電路の定格に適合し、感度が良好であり、かつ、確実に作動する感電防止用漏電しや断装置を使用しなければならない。 ただし、その措置を講ずることが困難な場合には、移動式電動機械器具又は可搬式電動機械器具の金属製外わく等を接地しなければならない。 2 前項の接地線の被覆は、緑色としなければならない。ただし、やむを得ず緑色の被覆でないものを使用する場合には、接地線の両端に緑色のテープを巻かなければならない。 3 第1項の電気機械器具に接続する移動電線は、単相用では3心、三相用では4心のものを使用し、そのうちの1心を専用の接地線としなければならない。 4 前各項の規定は、二重絶縁構造の電動機械器具には適用しない。	第2項の「…被覆の色は緑」及び「…単相用では3心、三相用では4心のものを使用し」が防災規程独自のもの	工事現場で使用する移動式若しくは、可搬式の低圧電気機械器具等に係るものを規定した。	平成20年度 (一部改訂)
第46条	(点検等) 会員は、移動式電動機械器具、可搬式電動機械器具及びアーク溶接機については、あらかじめ、点検者を指名し、その者に移動式電動機械器具、可搬式電動機械器具及びアーク溶接機の状態について点検させ、異常がある場合には、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。 2 会員は、定期的点検を、1月を超えない一定の期間ごとに行わなければならない。	「…点検者を指名し、…」は、防災規程独自のもの	感電災害防止のために、関係法令に加え、点検者の指名を規定したものである。	平成20年度 (一部改訂)
第49条	(施工計画) 会員は、地山の掘削の作業を行う場合には、前条の調査に基づいて、次の各号に掲げる事項について、計画を立てなければならない。 (1) 施工の時期、方法及び順序 (2) 掘削の順序に応じた安全なこう配のとり方 (3) 掘削の作業を行う場合又は掘削面の下方で作業を行う場合には、掘削箇所の上部の地山若しくは掘削面の崩壊又は落石を防止するための防護の方法 (4) 土止め支保工等の構造 (5) 排水の方法 (6) 掘削面又は土止め支保工等の点検及び補修等の方法 2 会員は、地山の掘削の作業を行う場合において、地質の変化、異常な湧水等が発見されたときには、直ちに、その状態に応じて計画を変更する等必要な措置を講じなければならない。	掘削面の勾配の基準→安衛則356条 材料→安衛則第368条 土止め支保工の構造→安衛則369条 点検→安衛則356条、373条 以外は自主基準 等を含む施工計画の策定は、防災規程独自のもの	地山の崩壊による労働災害を防止するため、(1)～(6)に掲げる事項を含む施工計画によって作業を行うことを規定したものである。	平成20年度 (一部改訂)
第50条	(立入禁止等) 会員は、地山の掘削の作業を行う場合には、作業箇所及びその下方に関係者以外の者の立入を禁止するとともに、その旨を表示し、又は監視人を置く等の措置を講じなければならない。	作業箇所、下方に関係者以外の立入禁止をして表示をするか監視人を配置すること →防災規程独自のもの	安衛則第361条に定める労働者の立入を禁止する等による対策をより明確にした。	平成20年度 (一部改訂)
第52条	(掘削した土砂等の置き方) 会員は、掘削面の肩に接近して、掘削した土砂又は工事用の資材等を置いてはならない。ただし、やむを得ない場合において、土止め支保工を補強する等の措置を講じたときは、この限りでない。	防災規程独自のもの	土砂崩壊防止のために、掘削面に影響を与える位置に土砂や資材を置いてはならないことを規定した。	平成20年度 (一部改訂)
第55条	(補強) 会員は、土止め支保工の腹おこし、切りばり等を足場として使用し、又はこれらに重量物を載せてはならない。ただし、やむを得ない場合において、支柱又は方杖等で補強したときは、この限りでない。	防災規程独自のもの	設置した腹おこし、切りばりを足場として使用していて発生した墜落転落災害、資機材を載せていて、崩壊した事例があることから規定を設けた。	平成20年度 (一部改訂)
第66条	(調査) 会員は、車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を調査しなければならない。 (1) 地山の地形、地質、含水、湧水等の状況 (2) 埋設物、架空電線等の有無及びその状況 (3) 既設の道路の状況 (4) 既設の建設物の状況	(2)～(4)は防災規程独自のもの	安衛則第154条で定める転落等の災害防止のほか、市街地等におけるガス・水道等の埋設物や架空電線等の損傷に伴う災害防止について定めたものである。	平成20年度 (一部改訂)
第68条	(運転者の指名等) 会員は、車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、当該車両系建設機械の種類及び能力に応じて、あらかじめ、法令に定める資格を有する者の中から運転者を指名し、その者の氏名を当該車両系建設機械に掲示しなければならない。	防災規程独自のもの	作業計画に基づき運転者を配置する場合、車両系建設機械の運転者を指名し、掲示することにより、作業中に周囲からも誰が運転者であるかが明確にわかり、資格を有していない者の運転による労働災害の防止を図ることができるため。	平成20年度 (一部改正)
第72条	(制限速度等) 会員は、作業現場の車両系建設機械の走行路の必要箇所に、制限速度、高さ制限、危険箇所等の標識を設けなければならない。	必要箇所に、制限速度、高さ制限、危険箇所等の標識を設ける→防災規程独自のもの	車両系建設機械の転落等による運転者自身の災害防止と安全な通路が確保できない狭隘な場所での車両系建設機械と作業者との混在、夜間作業を考慮し、見やすい箇所に表示し関係者に周知することとした。	平成20年度 (一部改正)
第77条	(コンクリートポンプ車の作業) 会員は、コンクリートポンプ車を用いて作業を行う場合には、第69条に定めるもののほか、その構造上定められたブーム先端ホース長を守らなければならない。	防災規程独自のもの	コンクリートポンプ車の「安全等に関するガイドライン」に定める注意銘板に表示してある「先端ホース長さ制限」以内で使用することを規定した。	平成20年度 (新規)
第78条	(ブーム下の作業禁止) 会員は、コンクリートポンプ車のブーム使用時には、ブーム下における作業を禁止しなければならない。	防災規程独自のもの	災害発生状況に鑑み、ブーム直下には作業者が立ち入ることを禁止した。	平成20年度 (新規)
第107条	(安全確認者の選任等) 会員は、木材加工用機械を用いて木材を加工する作業を行う場合には、あらかじめ安全確認者を選任し、その者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 作業を直接指揮すること。 (2) 適正な安全装置及び治具、工具等の使用状況を確認すること。 (3) 点検の実施及びその実施状況を確認すること。 (4) 関係者以外の者が立ち入っていないことを確認すること。	防災規程独自のもの	建設業における木材加工用機械の労働災害は、その多くが作業主任者の選任を必要としない5台未満の機械を設置する現場で発生している。このことから、これらの作業現場においても、作業主任者に準じた安全確認者を置くことを規定することによって労働災害の防止を図るため。	平成20年度 (新規)
第108条	(安全確認者の氏名等の掲示) 会員は、前条により選任された安全確認者の氏名等を作業場の見やすい箇所に掲示しなければならない。	防災規程独自のもの	前条と併せ、安全確認者の指名等の掲示を規定した。	平成20年度 (新規)
第111条	(点検等) 会員は、丸のこ盤ガイドライン等に定めるところにより、作業開始前に、木材加工用機械及びその安全装置等について、点検しなければならない。また、1年ごとに1回、定期自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。 2 会員は、前項の点検及び自主検査の結果、異常がある場合には、当該木材加工用機械及びその安全装置等について、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。	防災規程独自のもの	木材加工用機械等の作業開始前点検と1年に1回の定期自主検査の実施を規定し、併せて実施結果の記録と異常箇所の補修について規定した。	平成20年度 (新規)
第117条	(コンクリートの打設) 会員は、コンクリートを打設する場合には、型枠支保工に偏荷重がかからないように打設計画を定め、かつ、当該計画により作業を行わなければならない。	防災規程独自のもの	災害発生状況に鑑み、コンクリートの打設にあたっては、偏荷重がかからないようにあらかじめ打設計画を定めて行うよう規定した。	平成20年度 (一部改訂)

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第118条	(取扱い及び保守) 会員は、型枠支保工に用いる部材の取扱い又は保守管理を行う場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。 (1) 損傷、曲り等が生じるような乱暴な取扱いをしないこと。 (2) 損傷又は変形の著しいものは、取替え又は修理すること。 (3) さびを落とし、塗装すること。 (4) ねじ部分の付着物を取り除き、塗油すること。	防災規程独自のもの	仮設機材(型枠支保工の部材)の経年変化による災害を防止するため、仮設機材の管理について規定した。	平成20年度 (一部改訂)
第120条	(作業計画等) 会員は、足場を組み立てる場合には、足場の倒壊等を防止するため、あらかじめ、作業の方法、順序等の作業計画を定め、かつ、当該計画にしたがって作業を行わなければならない。	防災規程独自のもの	足場の組み立て等の作業の安全施工を図るうえで、事前に組立て手順等の作業計画を定めておくことは極めて重要なものであるため。	平成20年度 (新規)
第121条	(筋かいを取り外す際の補強) 会員は、枠組足場の壁面側の筋かいを取り外すことにより倒壊するおそれがある場合には、あらかじめ、その箇所上下に布、水平筋かい又は布枠を設けなければならない。	防災規程独自のもの	枠組み足場については、その強度を低下させないよう、あらかじめ筋かいを取り外す箇所を検討し、補強する必要があるため。	平成20年度 (一部改訂)
第123条	(壁つなぎの取付方法) 会員は、壁つなぎを設ける場合には、建地と布との交差部に接近した位置で、足場面に対して直角に取り付けなければならない。	防災規程独自のもの	壁つなぎの取り付け方法について、強度上交差部に近接した位置に直角に取り付けることを規定したものである。	平成20年度 (一部改訂)
第128条	(計画の変更) 会員は、作業中に解体する工作物が、設計図書と異なり又は著しい劣化等が判明した場合には、工事を一時中止し、作業計画を修正し、当該作業計画により作業を行わなければならない。	防災規程独自のもの	災害発生状況等から、作業変更時の措置について、規程を定めた。	平成20年度 (新規)
第131条	(爆破の際の警報措置) 会員は、爆破により解体又は破壊の作業を行う場合には、あらかじめ、火薬の点火時刻を定め、サイレン、笛等を用いて警報しなければならない。	防災規程独自のもの	発破による解体工事は、国内では極めて限られているが、危険性の高さから自主基準として規定した。	平成20年度 (一部改訂)
第132条	(控え等) 会員は、コンクリート、煉瓦等で作られた壁、塀等を解体若しくは破壊し、又は電柱、煙突等を倒す場合には、不意の落下又は倒壊を防止するための控え、やらず等を設けて作業を行わなければならない。	防災規程独自のもの	災害発生状況、危険性の高さから自主基準として規定した。	平成20年度 (一部改訂)
第133条	(鉄骨等の解体) 会員は、鉄骨等の解体の作業を行う場合には、その一端をつり、又は支持して上げ下ろしの作業を行わなければならない。	防災規程独自のもの	災害発生状況、危険性の高さから自主基準として規定した。	平成20年度 (一部改訂)
第134条	(合図者の指名) 会員は、解体した部材等を上げ下ろしする場合には、あらかじめ、合図者を指名し、その者に合図を行わせなければならない。	防災規程独自のもの	災害発生状況、危険性の高さから自主基準として規定した。	平成20年度 (一部改訂)
第135条	(幅木等) 会員は、材料等が落下するおそれのある箇所に材料等を置く場合には、作業床の端に幅木を設け、材料等をワイヤロープ等で結束する等の方法により、落下を防止しなければならない。	防災規程独自のもの	災害発生状況、危険性の高さから自主基準として規定した。	平成20年度 (一部改訂)
第136条	(朝顔、防網等) 会員は、材料等が落下するおそれがある箇所には、次の各号に掲げる事項を満たす朝顔、防網等を設けなければならない。 (1) 著しい損傷、腐食等がないこと。 (2) 縦ぎ目はすき間がないこと。	安衛則537条では、防網を規定している。 朝顔等を設け、その性能を規定している部分は防災規程独自のもの	物体の落下による危険の防止のため、防網の他に朝顔等の設置とその性能を規定することで、より安全性を高めた。	平成20年度 (一部改訂)
第140条	(道路工事等の走行路上の作業場所での災害防止対策) 会員は、道路工事等の走行路上の作業場所では、走行車両が現場内に進入する危険を防止するため、適切な交通整理員を配置し、囲い、柵、ガード等を設置しなければならない。	防災規程独自のもの	道路等走行路上の作業場所(例えば、道路の改修工事や橋梁の架け替え工事等の作業場所)において、第三者の通行車両が作業場所に進入することによる交通労働災害の防止を図るため。	平成20年度 (一部改正)
第141条	(作業者の送迎の際の災害防止対策) 会員は、作業者の送迎のためにマイクロバス、ワゴン車等を使用する場合には、安全な運行経路を指定し、あらかじめ、指名した者に運転をさせるよう努めなければならない。	防災規程独自のもの	マイクロバス等による作業場所まで労働者を送迎する際の交通労働災害の防止を図るため。	平成20年度 (一部改正)
第142条	(工事現場内での資材搬入等の車両に対する災害防止対策) 会員は、工事現場内で資材搬入等の車両を運行する場合には、運行経路を定め、誘導者を配置しなければならない。	防災規程独自のもの	工事現場内の工事車両等による災害の防止を図るため。	平成20年度 (一部改正)
第163条	(アーク溶接作業等) 会員は、アーク溶接作業等を行う場合には、作業者に粉じんの有害性を認識させるとともに、粉じん作業等の明示及び呼吸用保護具の適切な使用を徹底させなければならない。	防災規程独自のもの	粉じんによる健康障害防止のため、アーク溶接作業のほか、コンクリート構造物の解体、はつり作業等も粉じん防止対策の対象作業として規定した。	平成20年度 (新規)
第175条	(振動による健康障害の防止) 会員は、振動による健康障害を防止するため、「振動障害総合対策要綱」(平成5年3月31日付け基発第203号)の遵守の徹底に努めなければならない。	防災規程独自のもの	振動障害は建設業において多発しており、振動工具の選択、作業管理の実施により、健康障害の発生を防止するため。	平成20年度 (新規)
第176条	(熱中症の防止) 会員は、熱中症を予防するため、「熱中症の予防について」(平成8年5月21日付け基発第329号)の遵守の徹底に努めなければならない。	防災規程独自のもの	建設業において、暑熱環境下が多くなる夏季の屋外での作業、狭隘で換気不十分な場所での作業における熱中症による労働災害を防止するため。	平成20年度 (新規)
第177条	(一酸化炭素中毒の防止) 会員は、一酸化炭素中毒の防止のため、「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」(平成10年6月1日付け基発第329号)の遵守の徹底に努めなければならない。 2 会員は、コンクリート養生作業において、練炭等を用いる場合には、十分な換気をした後でなければ関係作業者を立ち入らせてはならない。	防災規程独自のもの	屋内等における内燃機関の使用、冬季の暖房、コンクリート打設時の養生に使用する練炭コンロ等による一酸化炭素中毒による災害を防止するため。	平成20年度 (新規)
第178条	(騒音障害の防止) 会員は、騒音障害の防止のため、「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)の遵守の徹底に努めなければならない。	防災規程独自のもの	建設業において解体、掘削等の作業において使用する、機械、工具類から発生する騒音による労働災害の防止のため。	平成20年度 (新規)

労働災害防止規程の法令以上の上乗せ規定

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第10条の2	●自主的な安全衛生活動 (自主的な安全衛生活動の促進) 会員は、事業場におけるリスクの低減を図ること等による安全衛生水準の向上を図るため、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施並びに労働安全衛生マネジメントシステムの導入に努めなければならない。	自主的な安全衛生活動として、リスクアセスメント導入の努力義務を課している。(安衛法第28条の2第1項)	陸運業における労働災害を更に減少させていくためには、安全衛生マネジメントシステムも含めた自主的な安全衛生活動の実施が不可欠であると考えらるから。	平成23年度 (認可申請中。以下23年度は同じ。)
第11条3項から6項まで、第15条、第16条、第19条	●安全衛生教育 会員が行う安全衛生教育として、①危険有害業務従事者安全衛生教育、②能力向上教育、③作業指揮者教育、④交通労災防止担当者教育、⑤自動車運転業務従事者教育、⑥腰痛予防教育を追加した。	事業主が行わなければならない安全衛生教育として、雇い入れ時教育、作業変更時教育、特別教育がある。(安衛法第59条)	交通労働災害や荷役作業に係る労働災害の防止等にこれらの教育が重要な役割を果たすと考えられるから。	昭和61年度 (左記①～③)、平成12年度(左記④～⑥)
第20条	●教育計画等 (安全衛生教育計画) 会員は、第11条各号の安全衛生教育について次の各号に掲げる事項を定める事項を定めた計画を作成するものとする。 ①教育対象、②教育実施の時期、③教育内容、④教育方法	法令上はこのような規定はない。	会員が実施する安全衛生教育について、その適切かつ有効な実施のために必要な事項を定めたものである。	昭和61年度
作業服装第28条	●通則(安全基準) (作業服装) 会員は、作業員に安全作業に適した服装で作業させるものとする。	法令上はこのような規定はない。	労働災害防止の観点から、このような規定を設けたものである。	昭和61年度
第29条、第30条	●通則 (安全な履物の使用) 会員は、従業員に作業を行わせるときは、滑りやすい履物又は脱げ易い履物を使用させないものとする。 会員は、従業員にスクラップ、鋼材、石材、原木、ドラム缶の取り扱いその他足を負傷するおそれのある作業を行わせるときは、安全靴その他安全な履物を使用させなければならない。	法令上はこのような規定はない。	労働災害防止の観点から、このような規定を設けたものである。	昭和41年度 (第29条) 昭和61年度 (第30条)
第31条3号、4号	●通則 (保護帽の着用) 会員は、従業員に次の各号に掲げる作業を行わせるときは、当該作業に適した保護帽を正しく着用させなければならない。 ①貨物自動車の荷台上又は積荷上の作業 ②はい作業 ③玉掛け作業 ④前各号のほか墜落又は物体の飛来若しくは落下の危険のある場所での作業	法令上は、保護帽の着用を、貨物自動車の荷台上又は積荷上の作業(1号)、はい作業(第2号)のみ義務付けている。	労働災害防止の観点から、保護帽着用の範囲を広げたものである。	昭和41年度
第34条1項5号、7号、8号	●通則 (作業開始前点検) 会員は、従業員に次の各号に掲げる機械器具を用いて作業を行わせるときは、作業を開始する前に、当該機械器具の異常の有無を点検させなければならない。 ①車両系荷役運搬機械等 ②クレーン等 ③コンベヤー ④玉掛け用具 ⑤手車、手押し車及びコロ等 ⑥繊維ロープ、ワイヤロープ又はつりベルト ⑦フレキシブルコンテナのつりロープ又はつりベルト ⑧手かぎ、とび等の補助具	1号、3号、6号については安衛則第151条の25、34、41、57、63、69、75、82で、2号、4号についてはクレーン則第36条、第78条、第121条、第220条で、作業開始前点検を義務付けている。	労働災害防止の観点から、作業開始前点検の範囲を広げたものである。	昭和41年度(5号、8号) 平成3年度(7号)
第36条	●通則 (危険物の荷役運搬作業) 会員は、危険物の荷役運搬作業を行うときは、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。 ①荷の種類、性状等を確認し、これに適合した作業方法を従業員に指示すること。また、当該物質の危険性を周知させること。 ②～⑦省略	法令上は「⑦の安衛則第287条(静電気の除去)」を除き、このような規定はない。	危険物を搭載したタンク自動車の重大災害等が発生したため、その防止を図る観点から、このような規定を設けたものである。	昭和61年度 平成12年度(1項7号追加)
第37条	●通則 (安全作業マニュアル) 会員は、危険性の大きい作業又は頻度の高い作業について、安全作業マニュアルを作成し、安全な作業方法の徹底を図るものとする。 2 前項の安全作業マニュアルの作成に当たっては、リスクアセスメントを行うように努めるものとする。	法令上はこのような規定はない。	1項は、従業員に危険な作業等を行わせる際には、安全作業マニュアルに基づき行わせることが、災害防止上より有効なため。2項は、リスクアセスメントを当該マニュアルに活かすことが特に効果的であるため、。	昭和61年度(1項) 平成23年度(2項)
第40条	●貨物自動車等の積卸し作業 (飛乗り及び飛降りの禁止) 会員は、従業員に貨物自動車等への飛乗り又はこれからの飛降りをさせてはならない。	法令上はこのような規定はない。	貨物自動車等への飛乗り、飛降りによる打撲、捻挫等の災害が多いことから、これらの行為を禁止したものである。	昭和41年度
第41条	●貨物自動車等の積卸し作業 (積卸し作業) 会員は、従業員に荷を貨物自動車に積み作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。(抜粋) (1) 荷姿及び荷の重量並びに作業箇所について、作業開始前に下見すること。 (5) ドラム缶等は、原則として立積みとすること。ただし、やむを得ず立積み以外とする場合は確実な歯止めをする等荷の移動を確実に防止すること。 (8) フレキシブルコンテナ入りの荷は、2段積み以下とし、目落し積みとすること。	法令上はこのような規定はない。ただし、9号の類似規定として、安衛則第151条の10第2号に「荷崩れ・・・による労働者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートをかける等必要な措置を講ずること」という規定がある。	貨物自動車への荷積み作業際の災害が多いことから、その際の安全確保のための措置を規定したものである。	昭和41年度 昭和61年度(8号) 平成23年度(5号但し書き)
第42条	●貨物自動車等の積卸し作業 (貨物自動車等からの荷卸し作業) 会員は、従業員に荷を貨物自動車等から卸す作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 荷姿及び荷の重量並びに荷を卸す箇所の状況について、作業開始前に下見すること。(以下省略)	貨物自動車については、2号の類似規定として、安衛則第151条の71に、荷の中抜き禁止規定がある。	貨物自動車等からの荷卸し作業際の災害が多いことから、その際の安全確保のための措置を規定したものである。	昭和41年度
第43条	●貨物自動車 (補助具の使用) 会員は、従業員に、手かぎ、とび等を用いて積卸し作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせるものとする。 (1)手かぎ、とび等が荷に完全にかかっていることを確認すること。 (2)切れやすい荷縄に手かぎをかけないこと。	法令上はこのような規定はない。	手かぎやとび等を使って積卸し作業をする場合の仕事の段取りと、手かぎやとび等の使い方について定めたものである。	昭和41年度
第44条2号、3号	●貨物自動車 (繊維ロープの廃棄基準) 会員は、次の各号のいずれかに該当する繊維ロープを荷掛けに使用してはならない。 (2)よりの戻りがなくなったもの (3)著しく変色し、かつ、継ぎ目のあるもの	ストランドが切断したり(1号)、著しい損傷又は腐食した(4号)繊維ロープについては、安衛則第151条の68	荷掛け用具として使ってはならない繊維ロープの廃棄基準を定めたものである。	昭和41年度
第45条	●貨物自動車 (ワイヤロープの廃棄基準) 会員は、次の各号のいずれかに該当するワイヤロープを荷掛けに使用してはならない。(以下省略)	法令上はこのような規定はない。玉掛け用具としてのワイヤロープの規定を準用している。(クレーン則第215条)	荷掛け用具として使ってはならないワイヤロープの廃棄基準を定めたものである。	昭和41年度
第46条	●貨物自動車 (ロープ掛け作業) 会員は、従業員にロープ掛け作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 作業を開始する前に荷が安定していることを確認し、不安定な荷があるときは、積み直しを行い、又は荷受台等を用いて安定させること。(以下省略)	法令上はこのような規定はない。	ロープ掛け作業を行う場合の仕事の段取りと作業の方法について定めたものである。	昭和41年度

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第49条4号、6号、7号	●フォークリフト等 (フォークリフトの使用) 会員は、従業員にフォークリフトを用いて作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (4) 進行方向を見通せないかさ高な荷を運搬するときは、後進運転をするか、又は誘導者に誘導を行わせて前進運転をすること。 (6) 燃料を補給するときは、原動機を止めて行うこと。 (7) フォークリフトを従業員の昇降に使用しないこと。	1号、2号、3号、5号、7号は、安衛則第151条の9、11、13、14、20に規定されている。なお、7号に関しては、第151条の14の但し書き「ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。」という文言がないため、この部分について上乗せ規定となっている。	フォークリフト作業を行う場合の作業方法について定めたものである。	昭和42年度(4号) 平成3年度(6号) 平成23年度(7号)
第50条1項(第49条6号、7号但し書きの準用)	●フォークリフト等 (ショベルローダー等の使用) 前条の規定は、ショベルローダー等を用いて作業を行わせるときに準用する。(「フォーク等」を「ショベル又はフォーク」と読み替える。)	1号、2号、3号、5号、7号は、安衛則第151条の9、11、13、14、29、30に規定されている。なお、7号に関しては、第151条の14の但し書き「ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。」という文言がないため、この部分について上乗せ規定となっている。	ショベルローダー等の作業を行う場合の作業方法について定めたものである。	平成3年度(6号) 平成23年度(7号)
第51条	●フォークリフト等 (フォークリフトの運転の業務) 会員は、従業員にフォークリフトの運転を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。(各号省略) 2 会員は、従業員にフレキシブルコンテナのつりロープ等をつつてフォークリフトの運転を行わせるときは、前項各号に定める事項のほか、次に掲げる事項を行わせなければならない。(各号省略)	法令上はこのような規定はない。	フォークリフトの運転方法について定めたものである。	昭和42年度(第51条1項) 平成3年度(第51条2項)
第52条(第51条1項の準用)	●フォークリフト等 (ショベルローダー等の運転) 前条第1項の規定は、ショベルローダー等の運転を行わせるときに準用する。	法令上はこのような規定はない。	ショベルローダー等の運転方法について定めたものである。	昭和62年度
第55条1号、5号、7号から11号	●クレーン等 (クレーン等の運転の業務) 会員は、従業員にクレーン等の運転を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。(各号省略) (1) 安全装置、警報装置等が確実に作動することを確認すること。(以下省略)	2号、3号、4号、6号は、クレーン則第23条、25条1項、第26条、第32条に規定されている。	クレーン等の運転方法について定めたものである。	昭和42年度
第57条	●クレーン等 (玉掛け作業) 会員は、2人以上の従業員で玉掛け作業を行わせるときは、当該作業の指揮を行う者を指名するものとする。	法令上はこのような規定はない。	玉掛け作業における指揮者指名について規定したものである。	昭和42年度
第58条	●クレーン等 (スリング通し) 従業員に荷を仮づりしてスリング通しをさせる際の作業方法について、会員に義務付けたもの。	法令上はこのような規定はない。	スリング通しの作業方法について規定したものである。	昭和42年度
第59条	●クレーン等 (運転の合図) 会員は、従業員にクレーン等を用いて作業を行わせるときは、合図者を指名し、その者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。ただし、玉掛けを要しない場合であって、クレーン等の運転者に単独で作業を行わせるときは、この限りでない。	合図者の指名はクレーン則第25条1項にあるが、合図の方法については、クレーン則にはない。	クレーン等を用いて作業を行わせる際の合図者の指名と合図の方法について規定したものである。	昭和42年度
第62条	●クレーン等 (手車又は手押し車の使用) 会員は、従業員に手車又は手押し車を用いて作業を行わせるときは、接続する電路に、次の各号に掲げる性能を満たす感電防止用漏電しや断装置を接続させなければならない。(以下省略)	法令上はこのような規定はない。	手車又は手押し車を用いた作業の際の従業員の遵守事項について規定したものである。	昭和42年度
第64条	●はい付け作業 (はい付け作業) 会員は、従業員にはい付けの作業を行わせるときは、次の各号に掲げる(2項は、フレキシブルコンテナのはい付け作業)の際の従業員の作業方法について、会員に義務付けたもの。	法令上はこのような規定はない。	はい付け作業の際の従業員の作業方法について規定したものである。	昭和62年度
第67条2項1号、2号	●貨物自動車運行付随 (誘導) 会員は、誘導により貨物自動車を前進させ、又は後退させるときは、当該貨物自動車の誘導者及び運転者に次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 誘導者は、前項の合図を確実に行うこと。 (2) 誘導者は、安全な場所で誘導すること。	法令上はこのような規定はない。 (第67条1項は、一定の誘導合図を定めなければならないとした安衛則第151条の8第1項と、第67条2項3号は、運転者は合図に従わなければならないとした安衛則第151条の8第2項3号と同旨である。)	貨物自動車の誘導者の誘導方法について規定したものである。	昭和41年度
第70条	●貨物自動車運行付随 (積荷の確認) 会員は、貨物自動車を運行する途中において、従業員に積荷の状態を確認をさせる必要があるときは、安全な場所に貨物自動車を停止させた後にこれを行わせるものとする。	法令上はこのような規定はない。	積荷の確認方法について規定したものである。	昭和41年度
第71条	●交通労働災害の防止 (会員が講ずる措置) 従業員に自動車等の運転を行わせる会員は、交通労働災害防止対策の積極的な推進を図るため、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準とあいまって、「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成20年4月3日厚生労働省基発第0403001号)に定められた、交通労働災害防止のための管理体制の確立、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育の実施、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚などの事項を徹底するように努めるものとする。	法令上はこのような規定はない。	交通災害の防止のために会員が講ずる措置について規定したものである。	平成13年度 平成23年度
第73条	●作業環境管理・作業管理 (有害物の荷役運搬作業) 会員は、有害物の荷役運搬作業の荷役運搬作業を行うときは、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。 (1) 荷の種類、性状、荷に表示されている注意事項等を確認し、これに適合した作業方法を従業員に指示すること。また、当該物質の有害性を周知させること。(以下6号まで省略)	法令上はこのような規定はない。	有害物の荷役運搬作業の作業方法について規定したものである。	昭和61年度 平成23年度
第74条	●作業環境管理・作業管理 (重量物の取扱い作業) 第74条 会員は、人力により重量物を取り扱う作業を行うときは、次の各号に掲げる事項を行うよう努めなければならない。 (1) 荷姿を改善し、荷の重量や重心の位置を明示すること。(以下5号まで省略)	法令上はこのような規定はない。	人力による重量物取扱い作業の作業方法について規定したものである。	昭和61年度
第75条2項	●作業環境管理・作業管理 (倉庫内等の作業) 第75条 2 会員は、倉庫、地下室の内部等の屋内作業場において内燃機関を有するフォークリフト等を使用するときは、内部の換気を十分行わなければならない。	法令上はこのような規定はない。 (第75条1項の臭化メチル等を用いて燻蒸を行う倉庫等における作業については、特化則第38条の14)	倉庫内等で内燃機関を有するフォークリフト等を使用する際の作業方法について規定したものである。	昭和61年度

労働災害 防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第83条2 項、5項、6 項	●健康の保持増進 (健康の保持増進) 第83条 2 会員は、従業員に職場体操を行わせるよう努めなければならない。 5 会員は、中高年齢者の年齢、体力等に応じた作業方法等の適正化に努めるものとする。 6 会員は、常時50人未満の従業員を使用する場合においては、地域産業保健センターを利用することにより、従業員に対する健康指導、健康相談等の充実に努めるものとする。	法令上はこのような規定はない。 (1項については安衛法第69条、3項、4項については安衛法第70条)	従業員の健康の保持増進のための方法について規定したものである。	昭和61年度(2 項、5項) 平成13年度(6 項)

労働災害防止規程の法令以上の上乗せ規定

林業・木材製造業労働災害防止協会

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第4条の2	●安全衛生管理体制 (リスクアセスメントの実施) 会員は、作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき等関係法令の定める時期に、建設物、設備、原材料、工具等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、関係法令、通達及びこの規程に定める措置を講ずるほか、作業者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。	自主的労働災害防止活動の一つとして、リスクアセスメント導入の努力義務を課している（安衛法第28条の2第1項）。	林業及び木材製造業における労働災害を更に減少させていくためには、危険の芽を事前に摘み取る仕組みであるリスクアセスメントを自主的労働災害防止活動として実施が不可欠であると考えるから。	平成20年
第7条	●安全衛生管理体制 (危険予知活動等) 会員は、危険予知ミーティング、指差し呼称を行う等の自主的労働災害防止活動の実施に努めなければならない。	自主的労働災害防止活動として、危険予知ミーティング、指差し呼称を行う等を努力義務として課している。	林業及び木材製造業における労働災害を更に減少させていくためには、自主的労働災害防止活動の実施が不可欠であると考えるから。	平成4年
第10条 第48条 第102条 第110条	●伐木・造材作業、林業架線作業、林内作業車による集材作業及び造林作業 (服装) 会員は、伐木又は造材の作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1) 袖締まり、裾締まりのよい作業服を着用する等安全な作業を行うことができる服装とすること。 (2) 保護帽を着用すること。 (3) 略 2 会員は、蜂刺されのおそれのある場所で作業させる場合は、あらかじめ作業者に医師による蜂アレルギーの検査又は診察を受けさせ、重篤なアレルギー反応を起こす可能性のある作業者には、アドレナリンの自己注射器の処方及び交付を受けさせた後、当該作業地に携行させるよう努めなければならない。	第1項については、法令上このような規定はない。 第2項については、法令上このような規定はない。	労働災害防止の観点から、このような規定を設けた。 想定される事柄であるために設けた。ただし、当分の間は、努力目標とした。	昭和41年ほか 平成20年
第160条	●木材加工作業 (服装) 会員は、木材加工用機械作業及びこれに伴う作業を行う場合には、服装について、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1) 袖締まり、裾締まりのよい作業服を着用する等安全な作業を行うことができる服装とすること。 (2) 滑るおそれがなく、かつ、脱げにくい履物を使用すること。 (3) 作業帽を着用すること。ただし、飛来、落下、転倒、墜落等のおそれのある作業については、保護帽を着用すること。 (4) 巻き込まれるおそれのある作業については、手袋、前掛け、手ぬぐい等を着用しないこと。	法令上はこのような規定はない。	労働災害防止の観点から、このような規定を設けた。	昭和42年
第16条	●伐木・造材作業 (近接作業の禁止) 会員は、立木を伐倒する場合には、立木の樹高の1.5倍の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせてはならない。	法令上はこのような規定はない。	労働災害防止の観点から、このような規定を設けた。 抽象的な言い方ではなく、具体的な数値での表現とした。	昭和41年
第17条	●伐木・造材作業 (危険標識の設置) 会員は、伐木又は造材の作業を行う場合には、危険が予想される通路、搬出路等の近くに作業中等の危険標識を設けなければならない。	法令上はこのような規定はない。	伐木、造材作業を実施している山に入る者は、林業作業者以外の者もいるので、その者への注意喚起を行う必要があるために設けた。	昭和41年
第19条	●伐木・造材作業 (指示を要する伐木) 会員は、次の各号に掲げる業務に就かせる場合には、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を選考のうえ、会員が指名した者に、伐倒による危害を防止するための必要な事項を指示させなければならない。 (1) 控索を使用して行う伐木の業務 (2) 安全帯を使用して行う伐木の業務 (3) 伐倒の際に危害を及ぼすおそれのあるあばれ木又は空洞木の伐木の業務 (4) 重心が伐倒方向に対して著しく偏在している木の伐木の業務 (5) かかり木となるおそれのある木の伐木の業務 (6) かかり木の処理の業務	法令上はこのような規定はない。	危険な作業については、熟練労働者の起用を明確にした。	昭和41年
第20条	●伐木・造材作業 (かかり木の処理) 会員は、かかり木が生じた場合には、作業者に、速やかに次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。ただし、やむを得ずかかり木を一時的に放置する場合は、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に作業者等が近づかないよう、標識の掲示、テープを回すこと等の措置を講じさせなければならない。 (1) 事前踏査の際に、かかり木に係る事項についても実地調査を行い、その結果に基づき、携行が必要な機械器具等を決定する等必要な準備を行うこと。 (2) 作業前には十分な打合せを行い、安全な作業方法を決定すること。 (3) 作業は、できるだけ2人以上の組で行うこと。 (4) 機械器具等は、次のイからハまでに掲げる場合にに応じて使用し、安全な作業方法により処理すること。 イ かかっている木の胸高直径が20センチメートル未満であって、かつ、かかり木が容易に外れることが予想される場合は、木回し、フェリングレバ、ターニングストラップ、ロープ等を使用して、かかり木を外すこと。 ロ かかっている木の胸高直径が20センチメートル以上である場合又はかかり木が容易に外れないことが予想される場合は、けん引具等を使用し、かかり木を外すこと。 ハ 林内作業車、機械集材装置、高性能林業機械等を使用できる場合には、原則として、これらを使用して、かかり木を外すこと。	第3号については、かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン（平成14年3月28日付け基安安発第0328001号の別添）にこのような規定はない。	1人作業は、危険なことから、2人以上の組で実施することとした。	平成12年
第21条	●伐木・造材作業 (枝がらみの木、つるがらみの木の伐倒) 会員は、枝がらみの木を伐倒する場合には、作業者に、できる限り伐倒前かららんでいる枝を取り除かせなければならない。取り除くことができない場合には、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 枝がらみの木が斜面の上下に位置しているときは、下方の木から伐倒すること。 (2) 枝がらみの木が斜面の左右に位置しているときは、小さい方の木から、枝がらみの反対の方向へ伐倒すること。 2 つるがらみの木を伐倒する場合には、作業者に、できる限り伐倒前につる類を取り除かせなければならない。事前に取り除くことができない場合には、同じ方向に同時に伐倒することとし、まず、伐倒方向の側にある木の受け口を大きめに作り、追いつき口を切り、くさびを打って重心を移動させておき、次に他の木を、先にくさびを打ったままにしておいた木の方向に倒し、同時に伐倒させなければならない。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和41年
第24条	●伐木・造材作業 (退避路の整理) 会員は、前条の退避場所に通ずる退避路について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 枝葉、さき等で退避の際に危害を及ぼすおそれがあるものを取り除くこと。 (2) 積雪がある場合には、雪を十分踏み固め、退避が円滑にできるようにすること。	法令上はこのような規定はない。	避難場所の選定を行うだけでは、不十分であるため、退避路の整理についても規定した。	昭和41年

労働災害 防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第 2 5 条	●伐木・造材作業 (受け口及び追い口) 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、それぞれの立木について、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)受け口の深さは、伐根直径（根張りの部分を除いて算出するものとする。）の4分の1以上とすること。ただし、胸高直径が70センチメートル以上であるときは、3分の1以上とすること。 (2)受け口の下切り面と斜め切り面とのなす角度は、30度以上45度以下とすること。 (3)追い口の位置は、受け口の高さの下から3分の2程度の高さとする。	第1号のただし書き及び第3項については、法令上このような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和41年
第 2 6 条	●伐木・造材作業 (くさびの使用) 会員は、伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和41年
第 2 7 条	●伐木・造材作業 (伐倒合図) 会員は、伐木の作業を行う場合には、伐倒について予備合図、本合図、終了合図を定め、かつ、作業者に、これらの合図を周知させなければならない。	法令上はこのような規定はない。	安全のために、合図の種類を定めた。	昭和41年
第 2 8 条	●伐木・造材作業 (合図確認と指差し呼称) 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)予備合図を行うこと。 (2)他の作業者が退避したことを応答合図により確認すること。 (3)本合図及び指差し呼称による確認を行った後、伐倒すること。 (4)伐倒を完了した後、終了合図をすること。	法令上はこのような規定はない。	安全のために、合図の種類を定めた。	昭和41年
第 2 9 条	●伐木・造材作業 (作業者の指名) 会員は、安衛則第36条第8号に係る特別教育修了者のうちから技能を考慮のうえ、会員が指名した者でなければ風雪等により転倒した木、又は折損した木であって、乱積（やがら）になったものの造材の業務に就かせてはならない。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業については、熟練労働者の起用を明確にした。	昭和41年
第 3 1 条	●伐木・造材作業 (障害物の取り除き) 会員は、造材の作業を行う場合には、作業者に、おの、のこぎり、チェーンソー等の操作を阻害するおそれのあるかん木、枝条等を、あらかじめ、取り除かせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	安全に作業を実施するため、設けたものである。	昭和41年
第 3 2 条	●伐木・造材作業 (作業者の位置等) 会員は、斜面で玉切りの作業を行う場合において、材を切り落とすときは、作業者に、材の上方で作業を行わせ、かつ、作業者に、足先を材、チェーンソーの下に入れさせてはならない。	法令上はこのような規定はない。	安全に作業を実施するため、設けたものである。	昭和41年
第 3 3 条	●伐木・造材作業 (支え枝の処理) 会員は、枝払いの作業を行う場合には、作業者に、地面に接して材を支えている枝は、玉切りをし、材を安定させた後に、切り払わせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	安全に作業を実施するため、設けたものである。	昭和41年
第 3 4 条	●伐木造材機械による作業 (安全教育の実施) 会員は、伐木造材機械（フェアラバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ等をいう。以下同じ。）の運転を行う者に対し、次の事項について安全教育を行わなければならない。 (1)伐木造材機械の構造及び機能に関する事項 (2)伐木造材機械の操作に関する事項 (3)伐木造材機械の保守管理に関する事項	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第 3 5 条	●伐木造材機械による作業 (作業計画の作成) 会員は、伐木造材機械による作業を行う場合には、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形並びに当該伐木造材機械の種類及び能力に応じて、伐木造材機械の走行経路、作業方法等を内容とする作業計画を定め、作業者に周知徹底させなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第 3 6 条	●伐木造材機械による作業 (作業の指揮) 会員は、伐木造材機械による作業を行う場合には、当該作業の指揮者を定め、その者に前条の作業計画に基づく作業の指揮を行わせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第 3 7 条	●伐木造材機械による作業 (立入禁止) 会員は、次に掲げる箇所に、作業者を立ち入らせてはならない。 (1)伐木造材機械による作業を行っている場所の下方で、材の転落又は滑りによる危険を生ずるおそれのある箇所 (2)作業中の伐木造材機械又は扱っている材に接触するおそれのある箇所 (3)伐倒作業中は、運転席から伐倒する木の高さの2倍を半径とする円の範囲内 (4)造材作業中は、運転席からアーム・ブームを伸ばした距離の2倍を半径とする円の範囲内と材を送る方向	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第 3 8 条	●伐木造材機械による作業 (作業の合図) 会員は、伐木造材機械による作業を行う場合には、一定の合図を定め、運転者及び作業者に、この合図を行わせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第 4 0 条	●伐木造材機械による作業 (点検、整備) 会員は、伐木造材機械による作業を行う場合には、伐木造材機械について、点検項目を定め、その項目について、作業者に、始業時、1月を超えない期間ごとに1回及び1年を超えない期間ごとに1回、定期に、それぞれの点検を行わせなければならない。ただし、使用しない期間においては、この限りでない。 2 会員は、前項の点検により異常が認められたときは、直ちに補修、その他必要な措置を講じなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第 4 1 条	●伐木造材機械による作業 (走行) 会員は、伐木造材機械による作業を行う場合には、走行について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)伐木造材機械の走行に当たっては、走行する林内の勾配、斜面の状況及び荷重に応じた安全な操作及び速度で走行すること。 (2)林内の傾斜地を走行するときは、走行部の前進及び後進の方向を確認すること。 (3)斜面を下りるとき、積雪時又は凍結時には、緩い斜面でも横滑りをするので、特に低速度で、ゆっくり走行すること。 (4)作業機は、走行方向に向け、斜面や伐根に作業機が当たらない程度に低く下ろした姿勢で走行すること。 (5)林内の傾斜地をくり返し上り・下りする走行路は、凹凸のないように地ならしをし、根株、岩石等で走行の支障になるものは、あらかじめ除去しておくこと。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年

労働災害 防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第 4 2 条	(旋回) 会員は、伐木造材機械による作業を行う場合には、旋回について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)適正な速度を保って旋回し、高速での旋回は行わないこと。 (2)傾斜地において、下部走行体を等高線方向に配置した状態で旋回すると、作業機が傾斜下方に向いたときに横転するおそれがあるので、注意すること。 (3)林内で作業機又は車体を旋回させるときは、作業機等が立木等に当たらないよう、十分なスペースがあるところを選び、周囲を確認すること。 (4)林内で作業機又は車体を旋回させるときは、旋回の範囲内に、他の作業者がいないことを確認すること。 (5)つかんでいる伐倒木や材が、車体に接触しない程度に、作業機を車体に近づけた状態で旋回すること。 (6)造材する土場で、材をつかんだ状態で旋回するとき、材や車体後部が他の機械や作業者に当たることのないよう、周囲を確認すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成 1 2 年
第 4 3 条	●伐木造材機械による作業 (伐倒作業) 会員は、伐木造材機械による作業を行う場合には、伐倒作業について、作業者に、次の事項を行わせなければならない。 (1)伐倒する立木及び林地の状態から倒す方向を見定め、確実に伐倒を行うこと。 (2)伐倒する立木の周囲にある障害物は、あらかじめ除去しておくこと。 (3)運転席から伐倒する木の高さの 2 倍を半径とする円の範囲内に、他の作業者がいないことを確認すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成 1 2 年
第 4 4 条	●伐木造材機械による作業 (集積作業) 会員は、伐木造材機械による作業を行う場合には、集積作業について、作業者に、次の事項を行わせなければならない。 (1)材が転落又は滑落しない箇所に集積すること。 (2)作業機がつかんだ材を下ろす際の衝撃によって、すでに集積された材が滑落等を起こさないように注意すること。 (3)つかんだ材を回転移動するときに、材の元口の部分が運転席などの部分に接触しないよう確認しながら行うこと。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系建設機械、林内作業車等の規程、通達に準拠して規定した。	平成 1 2 年
第 4 9 条	●林業架線作業 (危険標識の設置) 会員は、林業架線作業を行う場合には、危険が予想される通路、搬出路等の近くに作業中等の危険標識を設けなければならない。	法令上はこのような規定はない。	伐木、造材作業を実施している山に入る者は、林業作業以外の者もあるので、その者への注意喚起を行う必要があるために設けたものである。	昭和 4 3 年
第 5 1 条	●林業架線作業 (退避) 会員は、林業架線作業中の非常の場合には、作業者を、あらかじめ、定めた安全な場所へ速やかに退避させなければならない。	法令上はこのような規定はない。	伐木、造材作業の「退避場所の選定」に準じて規定を設けた。	昭和 4 3 年
第 5 2 条	●林業架線作業 (柱上作業) 会員は、柱上作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1)柱の昇降には安全な用具又は器具を使用すること。 (2)墜落による危害を受けるおそれがあるときは、安全帯を使用すること。 (3)柱上より器具、工具類を投下しないこと。 (4)降雨、降雪、結氷等により滑るおそれのあるときは、作業を行わないこと。	法令上はこのような規定はない。	作業の安全を図る観点から設けた。	昭和 4 3 年
第 5 4 条	●林業架線作業 (立入禁止箇所) 会員は、林業架線作業を行う場合には、次の各号のいずれかに該当する箇所には、立ち入りを禁止する旨の明確な表示を行い、第 2 項に定める場合を除き、作業者を立ち入らせてはならない。 (1)主索の下であって、荷の落下又は降下により危害を受けるおそれのある箇所 (2)作業索の内角側であって、台付け索の切断、ガイドブロックの脱落等により危害を受けるおそれのある箇所 (3)柱上作業中の支柱の周辺 (4)その他作業者に危害を及ぼすおそれのある箇所 2 会員は、前項の箇所に作業者を立ち入らせる必要がある場合には、あらかじめ、林業架線作業主任者に連絡し、機械の運転を停止させる等の措置を講じ、危害発生のおそれのないことを確認させなければならない。	第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項については、法令上このような規定はない。	他の作業車の安全を確保する観点から設けた。	昭和 4 3 年
第 5 5 条	●林業架線作業 (盤台) 会員は、盤台を作設する場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)荷重に対して十分に耐え得る構造とすること。 (2)盤台を構成する支柱、けた、はり等は、鉄線、ボルト等により確実に固定すること。 (3)高さが 2 メートル以上の盤台であって、広さが十分あるものにあつては、墜落による危険のおそれのある端部から 1 メートルの箇所に表示をすること。 (4)相当の高さの盤台であって、広さが十分ないものにあつては、適当な墜落防止設備を設けること。 (5)適当な退避場所を設けること。	法令上はこのような規定はない。	作業の安全を確保する観点から設けた。	昭和 4 3 年
第 5 7 条	●林業架線作業 (クリップの使用) 会員は、クリップの使用について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)クリップの種類及び取付個数は、次の表の左欄に掲げるワイヤロープの直径に応じて、同表の中欄に掲げるクリップの種類及び同表の右欄に掲げる取付個数とすること。 (表、省略) (2)クリップの U 字側をワイヤロープの端末側にすること。 (3)クリップのナットは、各ナットに均一に力が作用するように十分締め付けること。 (4)クリップの取付間隔はワイヤロープの 1 よりの長さ（おおむねワイヤロープの直径の 6.5 倍）とすること。また、末端のクリップとワイヤロープの端末との間隔はワイヤロープの直径の 6 倍以上とすること。なお、6×7 ワイヤロープの場合は 8 倍とすること。 (5)ワイヤロープを根株、立木等の固定物に取り付けるときは、当該固定物とその直近のクリップとの間隔を当該固定物の直径の 1.5 倍以上とすること。	法令上はこのような規定はない。	労働細が防止のため、グリップを使用してワイヤロープを止める方法について、具体的な規定がなかったことから規定した。	昭和 4 3 年
第 5 8 条	●林業架線作業 (試運転) 会員は、機械集材装置の組立て又は主索の張力に変更を及ぼすような変更をする場合には、主索の緊張度を検定し、かつ、最大使用荷重の荷重で試運転を行わせなければならない。 2 会員は、試運転終了後に、林業架線作業主任者に、点検をさせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	設置後いきなり本運転をすることは、危険でありことから、規定した。	昭和 4 3 年
第 6 1 条	●林業架線作業 (最大使用荷重等の指示) 会員は、機械集材装置を設置しようとする場合には、あらかじめ、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を示さなければならない。 (1)集材機、支柱、盤台等の配置の場所 (2)主索、作業索の種類及びその直径 (3)支間距離の合計 (4)支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比 (5)最大使用荷重 (6)集材機の最大けん引力	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年

労働災害 防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第 6 2 条	●林業架線作業 (集材機の据付け箇所) 会員は、集材機を据え付ける場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる要件を具備した箇所を選定させなければならない。 (1) 機体を水平に安定できること。 (2) 堅固なアンカーが取れること。 (3) 主索の直下でないこと。 (4) 合付け索の切断又はガイドブロックの脱落等により、作業索又はガイドブロックが反ばつ又は飛来するおそれがないこと。 (5) 落石、出水等による危険のないこと。 (6) 直近のガイドブロックからドラム幅の 1 5 ～ 2 0 倍程度の距離があること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 6 3 条	●林業架線作業 (集材機の据付け) 会員は、集材機の据付けの作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 集材機のドラムを直近のガイドブロックに正対させること。 (2) 振動により横揺れし、又は張力により浮き上がり、若しくは引き出されることがないようにアンカーに確実に固定すること。 (3) 集材機に小屋がけを行うときは、運転に支障をきたさないものとする。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 6 4 条	●林業架線作業 (立木支柱の選定) 会員は、立木支柱の選定を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 索張り方式に適した十分な負担力を有する立木を選定すること。 (2) 前号に定める立木が存在しないときは、なるべくこれに近い負担力を有する立木を選定し、十分な探索、添え木等によりその強度を補強すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 6 5 条	●林業架線作業 (木製支柱の組立て) 会員は、木製支柱の組立ての作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 十分な負担力のある丸太材又は組立て柱を使用すること。 (2) 支柱の根元を地盤に十分に埋め込むこと。ただし、地盤が軟弱なときは、根かせを付け、又は砕石等を十分突き固めること。 (3) 探索で確実に固定すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 6 6 条	●林業架線作業 (当て木) 会員は、作業者に、立木支柱又は木製支柱のブロック及び探索の取付け位置には、当て木を取り付けさせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 6 7 条	●林業架線作業 (鋼製支柱の組立て) 会員は、鋼製支柱の組立て作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 工作仕様書に基づいて正しく組み立てること。 (2) 支柱の根元に負担力に耐えるような工作を施すこと。 (3) 探索で確実に固定すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 6 8 条	●林業架線作業 (探索の方向) 会員は、元柱又は先柱の探索を張る作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 支柱と支間側の主索とのなす角（以下「前方角」という。）より、支柱と固定された側の主索とのなす角（以下「後方角」という。）が小さいときは、後方に張ること。 (2) 前方角より、後方角が大きいときは、前方に張ること。 (3) 前方角と後方角とが等しいときは、主索に 9 0 度程度に張ること。 (4) 探索と主索を含む鉛直面との角度は、4 5 度程度とすること。 (5) 材の横取り等により、支柱にかかる張力が付加するおそれがあるときは、探索を二段に張る等の補強措置を講ずること。 2 会員は、向柱の探索を張る作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、向柱にかかる力の方向の反対方向の延長線を中心として、その両側に 4 5 度程度に張らせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 6 9 条	●林業架線作業 (探索の支柱への取付け位置及び数) 会員は、支柱に探索の取付けの作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 各ブロックの取り付け箇所より上方の位置に取り付けること。 (2) 各探索が各ブロックに接触しないようにすること。 (3) 探索の数は、人工支柱のときは 7 本以上、立木支柱のときは 2 本以上とし、支柱の強度により 2 本つつ増すこと。 (4) 支柱と探索とのなす角度は、4 5 度以上 6 0 度未満とすること。ただし、地形の関係でこの角度が 4 5 度未満又は 6 0 度以上となるときは、探索の数を増すこと。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 7 0 条	●林業架線作業 (探索のアンカー) 会員は、林業架線作業主任者に、探索のアンカーとして十分な支持力のある根株、岩石等を選定させなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 7 1 条	●林業架線作業 (主索の固定) 会員は、主索を固定する作業を行う場合には、作業者に、主索の端部を立木、根株等の固定物であって堅固なものに 2 回以上巻き付け、クランプ、クリップ等を用いて確実に緊結させなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 7 2 条	●林業架線作業 (作業索の取付け) 会員は、作業索の取付け作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 作業索の端部をクランプ、クリップ等を用いて集材機のドラムに確実に取り付けること。 (2) 作業索は、2 巻以上ドラムに残るようにすること。 (3) 作業索の他の端部を搬器、荷かけフック等にシャックル又はクリップを用いて確実に取り付けること。 (4) 作業索が岩石その他の障害物に触れて摩擦を生ずるおそれのある箇所には、索受けローラーを設置すること。 (5) 固定物に取り付ける作業索は、立木、根株等の固定物で堅固なものに 2 回以上巻き付け、クランプ、クリップ等を用いて確実に取り付けること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 7 3 条	●林業架線作業 (最大使用荷重等の表示) 会員は、集材機の据付け箇所の作業が見やすい位置に、次の各号に掲げる事項を明示した表示板を設置しなければならない。 (1) 支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比 (2) 最大使用荷重 (3) 主索及び作業索の種類及び直径 (4) 林業架線作業主任者及び機械集材装置の運転に係る特別教育修了者（以下「集材機運転者」という。）の氏名 (5) 予定使用期間	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年

労働災害 防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第74条	●林業架線作業 (台付け索の取付け) 会員は、台付け索を支柱、根株等に取り付ける場合には、作業者に、少なくとも腹側1回は巻き付けさせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第75条	●林業架線作業 (ガイドブロックの取付け) 会員は、台付け索にガイドブロックを取り付ける場合には、作業者に、台付け索の両端のアイの部分に、ガイドブロックのシャックルの部分を通さなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第76条	●林業架線作業 (集材機の運転) 会員は、集材機の運転を行う場合には、集材機運転者に、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 (1)運転中は、運転位置を離れないこと。 (2)急激な発進又は制動を行わないこと。ただし、やむを得ずこれを行ったときは、直ちに安全な箇所について点検を行うこと。 (3)運転中、集材機に異常な張力がかかったときは、直ちにドラムの回転を停止し、林業架線作業主任者に連絡し、点検を行わせること。 (4)ワイヤロープを乱巻き状態で巻きとらないこと。 (5)集材機が異常音を発するときは、直ちに運転を停止し、点検すること。 (6)巻過ぎ防止の表示を超えて巻き込まないこと。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第77条	●林業架線作業 (荷かけ作業) 会員は、荷かけ作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)巻き上げの前に、荷が抜けるおそれがないかを確かめること。 (2)巻き上げの際には、安全な箇所に退避した後、巻き上げの合図をすること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第78条	●林業架線作業 (荷はずし作業) 会員は、荷はずし作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)荷が降下するときは、安全な箇所に退避すること。 (2)荷はずしは、荷が盤台又は地面に完全におりたことを確かめた後、行うこと。 (3)盤台に墜落を防止するための表示があるときは、表示の外に出て作業をしないこと。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和43年
第79条	●林業架線作業 (機械の据付け) 会員は、タワーヤードによる作業を行う場合には、機械の据付けについて、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)タワーヤードの据付け場所は、地盤の堅固なところとし、かつ、タワーが垂直に起立できる場所を選ぶこと。 (2)アウトリガー等の支持装置を設置する箇所については、地ならし又は敷板の使用によって水平な地面を確保し、不同沈下を防止すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第80条	●林業架線作業 (架設作業) 会員は、タワーヤードによる作業を行う場合には、架設作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)タワーの起立操作後には、タワーの垂直状態及び先柱への向きを確認し、起立固定装置によって確実に固定すること。 (2)タワーを確実に保持するため、控索は2本以上とし、先柱と逆方向に左右対象に、かつ、それらの最大開度が40度から60度の範囲で配置し、また控索のタワーとのなす角度は45度から60度の範囲とすること。 (3)先柱の控索は2本以上とし、控索と支柱とのなす角度は45度から60度の範囲とすること。 (4)主索、控索及び作業索を固定するときは、立木、根株等の堅固なものに2回以上巻き付け、かつ、クリップ等の緊結具を用いて確実に取り付けること。あるいは、これらの索の端部にアイ加工を施し、立木、根株等に巻き付けた台付け索とシャックル等で結合することによって確実に取り付けること。 (5)作業索の端部を搬器又はフックに取り付けるときは、クリップ止め、アイスブライス等の方法により確実に取り付けること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第81条	●林業架線作業 (運転) 会員は、タワーヤードによる作業を行う場合には、運転について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)荷かけ作業を行っているときは、集材ウインチを停止すること。(作業者から合図があり安全が確認された場合に行う作業索を緩める操作を除く。) (2)荷かけ作業を完了したときは、合図を受けてから巻き上げ又は引き寄せの操作を行うこと。 (3)荷かけフックが搬器に接近したときは、目視によりそれを確認して、巻き上げ操作を停止すること。 (4)材が地表障害物等に引っかかったときは、巻き上げを停止すること。 (5)作業索の巻き取りは、作業索の乱巻きやからみつき等に注意して行うこと。 (6)集材ウインチの急激な発進又は制動の操作は、行わないこと。 (7)荷はずし作業を行っているときは、集材ウインチ及び搬器を停止すること。 (8)タワーヤードの周辺で他の機械による作業が行われるときは、それぞれの作業者間で合図を定め、連携を図り安全に作業を行うこと。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第82条	●林業架線作業 (荷かけ作業) 会員は、タワーヤードによる作業を行う場合には、荷かけ作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)巻き上げの前に、荷が抜けるおそれがないことを確認すること。 (2)巻き上げの際には、安全な箇所に退避した後、巻き上げの合図をすること。 (3)荷かけを行う作業者が、集材ウインチ又は搬器の操作を遠隔操作装置により行うときは、安全な箇所に退避して行うとともに、その誤操作に注意すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年
第83条	●林業架線作業 (荷はずし作業) 第83条 会員は、タワーヤードによる作業を行う場合には、荷はずし作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1)集材中は、安全な箇所に退避しておくこと。 (2)荷はずしは、材が安定な状態で接地したことを確認してから行うこと。 (3)荷はずしを行う作業者が、集材ウインチ又は搬器の操作を遠隔操作装置により行うときは、安全な箇所に退避して行うとともに、その誤操作に注意すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	平成12年

労働災害 防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第 8 3 条 の 2	●林業架線作業 (機械の据付け) 会員は、スイングヤーダによる作業を行う場合には、機械の据付けについて、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) スイングヤーダの据付け場所は、地盤が堅固なところとし、かつ、水平な場所を選ぶこと。 (2) ブレードや作業機等の装置を接地させる箇所については、地ならし又は敷板を使用することにより、水平な地面を確保し、不同沈下を防止すること。 (3) 機体の下部（走行部）を先柱又は向柱に向けて設置すること。やむを得ずその他の方向に向けて作業を行うときは、転倒及び転落防止の措置を講ずること。 (4) 材の落下や落石等の危険があるときは、向柱を設け、安全な場所に機械を設置すること。 (5) 安全装置を具備したスイングヤーダによる作業を行う場合には、安全装置を確実に作動させること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	平成 2 0 年
第 8 3 条 の 3	●林業架線作業 (架設作業) 会員は、スイングヤーダによる作業を行う場合には、架設作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 集材方向はできる限り林地傾斜方向とすること。 (2) 先柱の控索は 2 本以上とし、控索と支柱のなす角度は 4 5 度から 6 0 度の範囲とすること。 (3) 控索及び作業索を固定するときは、立木、根株等の堅固なものに 2 回以上巻き付け、かつ、クリップ等の緊結具を用いて確実に取り付けること。あるいは、これらの索の端部にアイ加工を施し、立木、根株等に巻き付けた台付け索とシャッフル等で結合することによって確実に取り付けること。 (4) 作業索の端部を搬器又はフックに取り付けるときは、クリップ止め、アスプライス等の方法により確実に取り付けること。 (5) 集材作業時に材が衝突するおそれのある根株や転石等は、できるだけ取り除いておくこと。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	平成 2 0 年
第 8 3 条 の 4	●林業架線作業 (運転) 会員は、スイングヤーダによる作業を行う場合には、運転について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 安全装置が装備されている場合には、その装備目的に従って使用すること。 (2) 荷かけ作業を行っているときは、集材ウインチを停止すること。（作業者から合図があり安全が確認された場合に行う作業索を緩める操作を除く。） (3) 荷かけ作業を完了したときは、合図を受けてから巻き上げ又は引き寄せの操作を行うこと。 (4) 材を必要以上に持ち上げず、材の一端を地面につけた状態で、集材すること。 (5) 材が地表障害物に引っかかったときは、巻き上げを停止すること。 (6) 作業索の巻き取りは、作業索の乱巻きやからみつぎ等に注意して行うこと。 (7) 集材ウインチの急激な発進又は制動の操作は、行わないこと。 (8) 荷はずしのため機体を旋回させるときは、作業索の状態と機体の周囲の状況を確認してから行うこと。 (9) 荷はずし作業を行っているときは、集材ウインチを停止すること。 (10) スイングヤーダの周辺で他の機械による作業が行われるときは、それぞれの作業者間で合図を定め、連携を図り安全に作業を行うこと。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	平成 2 0 年
第 8 3 条 の 5	●林業架線作業 (荷かけ作業) 会員は、スイングヤーダによる作業を行う場合には、荷かけ作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 巻上げの前に、荷が抜けるおそれがないことを確認すること。 (2) 巻上げの際には、安全な箇所に退避した後、巻上げの合図をすること。 (3) 荷かけを行う作業者がスイングヤーダの操作を遠隔操作装置により行うときは、安全な箇所に退避して行うとともに、その誤操作に注意すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	平成 2 0 年
第 8 3 条 の 6	●林業架線作業 (荷はずし作業) 会員は、スイングヤーダによる作業を行う場合には、荷はずし作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 集材中は、安全な箇所に退避しておくこと。 (2) 荷はずしは、材が安定な状態で接地したことを確認してから行うこと。 (3) 荷はずしを行う作業者がスイングヤーダの操作を遠隔操作装置により行うときは、安全な箇所に退避して行うとともに、その誤操作に注意すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	平成 2 0 年
第 8 4 条	●林業架線作業 (最大使用荷重等の指示) 会員は、運材索道の組立てを行う場合には、あらかじめ、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を示さなければならない。 (1) 積込み場、おろし場、制動機、運材機及び支柱の位置 (2) 主索、復索及びえい索の種類及びその直径 (3) 最長支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比並びに支間斜距離の合計 (4) 最大使用荷重及び搬器ごとの最大積載荷重	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 8 5 条	●林業架線作業 (積込み場) 会員は、積込み場を設ける場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 積込み又は集積に適当な広さを有する箇所を選定すること。 (2) 集積及び集積箇所から荷かけ箇所への運搬作業を行うときは、材の転落による危害が発生することのないよう防護措置を講ずること。 (3) 機械集材装置と交差するときは、作業索が積込み場を通らないようにすること。ただし、地形上やむを得ず作業索が積込み場を通るときは、接触防止の措置を講ずること。 また、作業索の内角側とならないようにすること。ただし、地形上やむを得ず内角側となるときは、ガイドブロックの台付け索切断によるガイドブロック、作業索等の飛来による危害が発生することのないよう防護措置を講ずること。 (4) 荷かけ等を行うときは、墜落による危害が発生することのない箇所を選定すること。ただし、やむを得ず墜落による危害が発生するおそれのある箇所では荷かけ等を行うときは、適切な防護措置を講ずること。 (5) 搬器を発進させるときは、積荷が盤台、支柱等の障害物に接触するおそれのないようにすること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 8 6 条	●林業架線作業 (おろし場) 会員は、おろし場を設ける場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 荷おろし又は集積に適当な広さを有し、かつ、トラックへの積込みに適当な箇所を選定すること。 (2) 荷おろし等を行うときは、墜落による危害が発生することのない箇所を選定すること。ただし、地形上やむを得ず墜落による危害が発生するおそれのある箇所に荷おろし場を設けるときは、適当な防護措置を講ずること。 (3) 搬器の暴走の際に、容易に退避し得る箇所を、あらかじめ、選定しておくこと。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年

労働災害 防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第 8 7 条	●林業架線作業 (支柱) 会員は、木製支柱、鋼製支柱又はサイドケーブルを設ける場合には、林業架線作業主任者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 構造は、設計に示されたとおりのものとする。 (2) 部材は、設計に基づき、十分な強度のあるものを使用すること。 (3) 各支柱の中心線は、曲線索道の曲線部を除き、一直線とすること。 (4) 支柱の根元は、移動及び沈下するおそれのないよう確実に施工すること。 (5) 索支持金具は、その金具に適した方法により、脱落するおそれのないよう確実に取り付けすること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 8 8 条	●林業架線作業 (主索等の固定及び支持) 会員は、主索、復索及びサイドケーブルを固定する作業を行う場合には、林業架線作業主任者に、主索、復索及びサイドケーブルの張力に十分耐え得る強度を有する立木、根株等を選定させ、又はこれらを十分な強度を有するよう補強させなければならない。 2 会員は、主索、復索及びサイドケーブルを固定する作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 主索、復索及びサイドケーブルの端部を前項の立木、根株等のアンカーに 2 回以上巻き付け、クランプ、クリップ等の緊結具を用いて確実に固定させなければならない。 (2) 主索及び復索の径に適した支持器を使用させなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 8 9 条	●林業架線作業 (えい索の支持) 会員は、えい索を取り付ける作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) えい索が制動機又は運材機の滑車の溝からはずれるおそれのあるときは、制動機又は運材機の前方に案内のための滑車を取り付けること。 (2) えい索が他の障害物に触れるおそれのある箇所には、えい索受けローラを設置すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 9 0 条	●林業架線作業 (制動機等の固定) 会員は、制動機又は運材機及び遊導車を固定する作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 制動機又は運材機及び遊導車が、固定されたアンカーからえい索の張力により離脱することのないようにすること。 (2) えい索が制動機又は運材機及び遊導車の溝面を正しく通るようにすること。 (3) 小屋がけするときは、制動操作に支障をきたさないものとする。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 9 1 条	●林業架線作業 (制動装置) 会員は、荷重、勾配等に適合する十分な制動能力のある制動機を使用しなければならない。 2 会員は、制動機を使用しないで、丸太をワイヤロープに直接摩擦させて制動する装置を使用してはならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 9 2 条	●林業架線作業 (最大使用荷重等の表示) 会員は、積込み場の作業者の見やすい位置に、次の各号に掲げる事項を明示した表示板を設置しなければならない。 (1) 最長支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比 (2) 支間斜距離の合計 (3) 最大使用荷重 (4) 搬器ごとの最大積載荷重 (5) 主索、復索及びえい索の種類及び直径 (6) 搬器間隔 (7) 林業架線作業主任者及び制動機又は運材機の運転者の氏名 (8) 予定使用期間	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 9 3 条	●林業架線作業 (搬器の取付け) 会員は、運材作業を行う場合には、作業者に、搬器を確実にえい索に取り付けさせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 9 4 条	●林業架線作業 (荷かけ作業) 会員は、荷かけ作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 搬器ごとの最大積載荷重を超えて荷かけをしないこと。 (2) 荷が抜け落ちるおそれのないよう確実に緊結すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 9 5 条	●林業架線作業 (荷はずし作業) 会員は、荷はずし作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 荷が停止してから荷はずし作業を開始すること。 (2) 荷をおろすときは、材の転動により危害の生ずるおそれのない位置で行うこと。 (3) 荷吊り索を長く下げたまま空搬器の返送をしないこと。 (4) おろし場における材の整理は、えい索の動きに注意して行うこと。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 9 6 条	●林業架線作業 (運材索道の運転作業) 会員は、運材索道を運転する場合には、制動機を操作する作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 運転中は、運転位置を離れないこと。 (2) 急制動をしないこと。ただし、やむを得ず急制動を行ったときは、全線にわたって点検すること。 (3) ブレーキを加熱させないこと。 (4) 異常を認めたときは、直ちに運転を中止し、点検すること。	法令上はこのような規定はない。	既存の規程がないことから、車両系荷役運搬機械、その他の規程、通達に準拠して規定した。	昭和 4 3 年
第 1 1 2 条	●造林作業 (作業用具の点検等) 会員は、くわ、なた、梯子等の作業用具を用いて作業を行う場合には、作業者に、異常の有無を点検させなければならない。 2 会員は、点検により異常が認められたときは、直ちに補修、その他必要な措置を講じなければならない。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和 5 2 年
第 1 1 3 条	●造林作業 (作業用具の整理) 会員は、作業者が作業中又は休憩時等に機械器具を置くときは、滑らないように安定させ、かつ、危険な部分は見えやすい状態にさせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和 5 2 年
第 1 1 4 条	●造林作業 (歩行動作) 会員は、作業地への往復及び作業中の歩行について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 互いに十分な距離を保つこと。 (2) 機械器具等の携行運搬に当たっては、危険な部分に覆いをする。 (3) 急傾斜地や滑りやすいところでは、機械器具の保持、携行について十分に注意すること。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和 5 2 年

労働災害 防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第 1 1 5 条	●造林作業 (環境の整備) 会員は、作業環境の整備のため、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 落下するおそれのある浮石、末木枝条等不安定なものは、あらかじめ、取り除くこと。 (2) つる類は、根元から切り離し、石、根株等の障害物及びくぼみに気をつけ、転倒、踏み抜き等危害が発生することのないよう足元を整えること。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和 5 2 年
第 1 1 6 条	●造林作業 (上下作業の禁止) 会員は、斜面で、地ごしらえ、植付け、下刈り等の作業を行う場合において、物体の落下等により作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、各作業者の作業位置が上下にならないよう、かつ、十分な間隔を保つようにさせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和 5 2 年
第 1 1 7 条	●造林作業 (作業中の打合せのための接近) 会員は、作業者が作業中、打合せ等のため、相手に近づくときは、合図をしながら後方から近寄るようにさせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和 5 2 年
第 1 1 8 条	●造林作業 (地ごしらえ) 会員は、地ごしらえ作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1) なたは、なるべく逆なや膝から上の位置で使用しないようにすること。 (2) 作業中に、なた、かま等が跳ねたり、それたりしないように、周囲の切株、つる等に注意すること。 (3) 跳ね返るおそれのある枝条、かん木、笹等は事前に処理すること。 (4) 傾斜地では、落下物による危害を受けないよう斜面の上方から刃物を当てること。 (5) 伐倒又は刈払いの切り口は、なるべく低く、かつ、平滑になるようにすること。 (6) 筋置き又は巻落としの枝条集積に当たっては、枝条の跳ね返り又は石等の落下による危害が発生することのないことを確認すること。 (7) 筋置きしたときは、筋が崩壊しないよう杭止め等の措置を講ずること。 (8) 火入れ作業については、責任者の指示に従って行動すること。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和 5 2 年
第 1 1 9 条	●造林作業 (植付け) 会員は、植付け作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) くわを使うときは、根株、つる、石等の反ばつにより、危害発生のおそれのないよう注意すること。 (2) 根は、くわでこじって引つ張ることなく、なた等で切り除き、掘り出した石等は下方に転落をさせないこと。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和 5 2 年
第 1 2 0 条	●造林作業 (下刈り) 会員は、下刈り作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) かまの大振りや、片手振り用のかま以外のかまの片手振りをしないこと。 (2) 夏期炎天下の作業では、休息及び休憩時間を十分にとり、疲労回復を図ること。 (3) 刈払機を用いて作業を行うときは、作業者から 5 メートル以内を危険区域とし、この区域に他の作業者を立ち入らせないこと。 (4) 刈払機を用いて作業を行うときは、急斜面では、斜面の下方に向かって刈り進まないこと。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和 5 2 年
第 1 2 1 条	●造林作業 (枝打ち等の高所作業) 会員は、枝打ち、採種、採穂の作業で高所作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) 梯子等は、はずれないように確実に据え付けること。 (2) 作業中は、必要に応じて安全帯を使用すること。 (3) 支え手又は足をかける枝は、生枝を利用すること。 (4) 高所作業の直下の危険区域には、他の作業者を立ち入らせないこと。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和 5 2 年
第 1 2 2 条	●造林作業 (薬剤散布) 会員は、除草剤等の薬剤を取り扱う場合には、関係法令に定めるところに従うとともに、作業責任者を選任しなければならない。 2 会員は、薬剤散布作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1) 露出部の少ない服装とすること。 (2) 散布は風上より風下に向かって行うこと。 (3) 作業終了後は、顔、腕等の露出部をよく洗い、かつ、うがいをすること。 (4) 薬剤の使用後、残留が生じたときは、必ず返納すること。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和 5 2 年
第 1 2 5 条	●チェーンソー取扱作業 (保護具等の備付け) 会員は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、次の各号に掲げる保護具を備え付けなければならない。 (1) 防振及び防寒のための手袋 (2) 耳覆い等の防音具 (3) その他滑り止め等必要な保護具 2 会員は、チェーンソーによる切り傷防止のための防護衣を備え付けるよう努めなければならない。	第 1 項第 3 号及び第 2 項については、法令上このような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和 5 2 年
第 1 2 8 条	●チェーンソー取扱作業 (作業方法等) 会員は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、その作業方法等について、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1) チェーンソーを始動させるときは、ソーチェーンに接触する物がないことを、あらかじめ、確認すること。 (2) 燃料その他の可燃性の物の付近では、チェーンソーを運転しないこと。 (3) 筋の緊張が継続することを避けるよう、肘及び膝を軽く曲げてチェーンソーを持つこと。 (4) 造材等に当たっては、チェーンソーの重量を木で支えるようにし、かつ、チェーンソーを無理に木に押し付けないこと。 (5) 高速度での空運転は、できる限り避けること。 (6) 作業中に移動するときは、チェーンソーのエンジンを止めること。 (7) チェーンソーに燃料を補給するときは、エンジンを止め、かつ、チェーンソーを水平な場所で安定した状態に置くこと。 (8) チェーンソーのエンジンがかかっている間は、防振のための手袋を着用するとともに耳覆い等の保護具を用いること。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和 5 2 年

平成 2 0 年
標とした。

労働災害 防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第129条	●チェーンソー取扱作業 (バーの長さ等) 会員は、チェーンソーを用いて作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1) チェーンソーのバーは、鋸断に適合する長さのものを用いること。 (2) 大型のチェーンソーは、大径木の伐倒等やむを得ないとき以外は使用しないこと。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和52年
第136条	●刈払機取扱作業 (目立て機器の備付け) 会員は、刈払機を用いて作業を行う場合には、刈刃の目立てのための機器を備え付けなければならない。	法令上はこのような規定はない。	作業の安全を確保する観点から設けた。	昭和52年
第140条	●刈払機取扱作業 (刈払機の取扱い) 会員は、刈払機の取り扱いについて、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1) 刈払作業は、身体のパランスに常に配慮した正しい姿勢で行うこと。特に足の位置は、刈刃に近寄らないよう注意すること。 (2) 刈刃で打つ、たたく等の方法での刈払いは行わないこと。 (3) 刈払いの対象物に当てる刈刃の位置は、安全に切断できる箇所とすること。 (4) 刈刃が岩石等の障害物等に当たったときは、直ちにエンジンを止め、刈刃が止まったことを確認のうえ、刈刃を点検すること。 (5) 飛散防護装置等の周辺部に雑草、つる等がからまったときは、エンジンを止め、刈刃が止まったことを確認のうえ取り除くこと。 (6) 刈刃が止まってもエンジンの回転中は、刈刃に近づいたり、他の作業者を近づけたりしないこと。 (7) 高速度での空運転は、できる限り避けること。 (8) 作業中又は休息時に刈払機を置くときは、滑らないように安定させ、刈刃は見えやすい状態にしておくこと。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和52年
第141条	(刈払機の持ち運び等) 会員は、刈払機を持ち運ぶ場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。 (1) 作業地への往復等においては、刈刃をはずすか又は覆いをかけるとともに歩行者間の距離を十分に保つこと。 (2) 作業地内にある浮き石等不安定なものの上を歩かないこと。また、雨中や雨上がりのときの歩行及び湿っている場所での歩行では、転倒しないよう必要に応じ履物に滑り止め用具を使用すること。 (3) 作業地内で刈払い場所を変えるため等移動するときは、エンジンを停止すること。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和52年
第142条	(目立て) 会員は、作業者に、目立て機器を用いて刈刃の目立てを行わせなければならない。	法令上はこのような規定はない。	危険な作業であるため、具体的な作業方法を明記した。	昭和52年
第201条	●フォークリフト作業等 (空車の運転) 会員は、フォークリフトを空車で走行させる場合は、運転者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) フォークの下端が地上から30センチメートル程度の高さに保つこと。 (2) 道路を走行するときは、フォークにパレット等を取り付け、又はフォークの先端に標識を付けること。	第1項及び第2項については、法令上このような規定はない。	「30cm程度」との規定はどこにもない。抽象的な言い方ではなく、具体的な数値での表現とした。	昭和52年
第202条	●フォークリフト作業等 (実車の運転) 会員は、荷を積載したフォークリフトを走行させる場合には、運転者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。 (1) フォークの下端の地上高は、15～20センチメートルを標準とし、走行路の状態等でこれにより難しいときでも、フォークの上面が30センチメートルを超えないこと。 (2) 急激な発進、停止、旋回をしないこと。 (3) 傾斜地では斜め又は真横に走行しないこと。 (4) 走行中にフォークの上げ下げをしないこと。 (5) 走行中に旋回するときは、速度を落とし、積荷及び車体の後部が、はい、建物等に接触、衝突等しないよう十分注意すること。 (6) 勾配5パーセント以上の坂道を下るときは、後退運転とし、エンジンブレーキを使用すること。 (7) 進行方向を見通せない高さの荷を運搬するときは、後退運転をし、又は誘導者をつけること。	第1項については、法令上このような規定はない。	「フォークの下端の地上高は、15～20センチメートルを標準とし、走行路の状態等でこれにより難しいときでも、フォークの上面が30センチメートルを超えないこと。」との規定はどこにもない。抽象的な言い方ではなく、具体的な数値での表現とした。	昭和52年

労働災害防止規程の法令以上の上乘せ規定

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第2条第4項 第6条 第97条	●労働者に協力求め遵守の指導(通則、船内、沿岸) 会員は、危険を防止するため必要な措置を講じ、作業員に協力を求め、必要な措置に応じて必要な事項を守らせなければならない。	安全衛生法第4条は労働者の協力の努力義務を規定するが、更に守らせることまで規定した法令はない	労働者が労働災害防止に関する措置に協力して遵守しなければ労働災害防止の目的を達することができないため。	昭和41年度 昭和42年度
第10条 第101条	●設備管理者への要請(船内、沿岸) 1 会員は、会員以外の者が管理する設備等を使用して作業を行う場合は、当該設備等の安全措置の状態を照会し、その安全を確認しなければならない。 2 会員は、前項の設備等に異常を認めたとき又は当該設備等の使用中に異常を生じたときは、当該設備等の管理者に整備、補修等の措置を講ずるよう要請するものとする。	法令上はこのような規定はない	設備について港湾荷役業者に管理権限がない場合であっても、安全を担保するため。	昭和41年度 昭和42年度
第11条 第102条	●設備の運転の要請(船内、沿岸) 会員は、荷役作業の安全及び衛生を確保するため必要とする場合は設備されている換気装置等の設備であって、その運転が会員に委ねられていないものについて、当該設備の責任者にその運転を行うよう要請するものとする。	同 上	会員である港湾荷役業者に、船舶設備の管理権限がない場合であっても安全衛生を担保するため。	昭和41年度 昭和42年度
第12条 第103条 第221条 第249条	●照度の保持の要請(船内、沿岸、検数・検定、関連) 会員以外の者が管理する照明設備については、十分な照度が保持されるよう要請するものとする。	同 上	会員である港湾荷役業者に照明設備の管理権限がない場合であっても照度を保持するため。	昭和41年度 昭和42年度 昭和43年度
第13条 第104条 第220条 第247条	●混在・近接作業の調整(船内、沿岸、検数・検定、関連) 近接して修理、燃料の補給等の業務が行われるときは船舶等施設責任者と協議して業務の調整を図らなければならない。	同 上	近接作業の危険を防止するためには施設責任者と協議することが必要のため	昭和41年度 昭和42年度 昭和43年度
第14条 第105条 第248条	●船舶等施設の利用(船内、沿岸、関連) 船内荷役作業等開始前に船舶等施設責任者から、作業員が使用するための施設内の洗面所、便所、休憩場所、喫煙場所等の指定を受け、これを作業員に使用させるものとする。 2 会員は、作業員を前項により指定された場所以外の場所に立ち入らせてはならない。 3 会員は、作業員に安全な作業の周知を図るため、船舶等施設責任者から指定を受けた場所に安全作業についての表示等を行うよう努めなければならない。	同 上	施設を利用して作業を行うためには施設の利用について予め施設責任者に要請する等の措置が必要であるため	昭和41年度 昭和42年度 昭和43年度
第15条 第106条	●第三者の立入り(船内、沿岸) 会員は、船内荷役等作業を行っている場所に作業員以外の者が立ち入るときは、その者に保護帽の着用その他危険を防止するための措置を講ずるよう要請するものとする。	同 上	船内荷役等の作業を行っている場所に、当該業務を行う作業員以外の者が立ち入るときは、作業による危険を防止するため、保護帽の着用その他必要な措置を講ずるよう要請することを定めたもの	昭和41年度 昭和42年度
第29条 愛81条 第118条 第160条 第179条 第202条 第246条	●安全な作業計画の作成(船内、クレーン、沿岸、玉かけ、はしけ、いかだ、関連) 会員は、船内荷役作業等を行うときは、あらかじめ、当該作業の行われる船舶等の構造、作業場所及び設備の状況並びに荷役される荷の種類、形状、荷姿等の条件に対応し、安全な作業を行うための作業計画を定め、かつ、当該作業計画に従って作業を行わなければならない。	同 上	災害防止のためには、作業条件に応じた作業計画を定め、その計画に基づいて安全に作業を実施することが必要のため	昭和41年度 昭和42年度 昭和43年度
第31条 第120条	●非定常作業(船内、沿岸) 会員は、定期的に行う作業以外の作業を臨時に行わせるときは、船内荷役作業主任者等作業主任者を通じて当該作業を行う作業員に、安全な作業について具体的に作業方法を示して当該作業を行わせなければならない。	同 上	非定常作業は安全な作業方法が十分に周知徹底されていないことから作業主任者を通じて徹底することが必要のため	昭和41年度 昭和42年度
第36条 第125条	●作業員の点呼確認(船内、沿岸) 会員は、作業場所を移動するとき又は作業を終了して作業場所を離れるときは、点呼等を行って、作業員が船倉、冷凍室等のなかに残っていないことを確認しなければならない。 2 会員は、作業員が単独又は少人数で船倉内、冷凍室内等で作業を行っているときは、随時当該作業員と連絡をとり合い、所在の確認に努めなければならない。	同 上	船倉等に置き去りされる災害を防ぐため	昭和41年度 昭和42年度
第39条	●荷の移動等による危険の防止(船内) 会員は、船倉内、甲板の上等に置かれている荷が移動し、又は転倒することにより荷の付近にいる作業員に危険を及ぼすおそれがあるときは、荷の移動又は転倒を防止する措置を講じなければ、荷が移動し、又は転倒するおそれのある場所に作業員を立ち入らせてはならない。	同 上	甲板又は船倉内に積んである荷が、ヒーリング等により、横すべり、転倒等をするることによる危険を防止するための措置を定めたものである。	昭和41年度
第40条 第127条	●荷崩れの防止(船内、沿岸) 会員は、荷崩れによる危険を防止するため、作業員に荷の深掘り又は荷の中抜きを行わせてはならない。 2 会員は、必要に応じ船舶責任者等と協議して、荷崩れによる危険を防止するための措置を講じなければならない。	同 上	荷役作業中の荷崩れによる危険防止対策の徹底が必要のため	昭和41年度 昭和42年度

労働災害 防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第42条	●(はしけ内の作業(船内)) 会員は、作業員がはしけ内で作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。 一 はしけ乗組員と作業手順について十分に連絡を行うこと。 二 船舶とはしけとの間を昇降する通行設備は、波浪等による動揺で外れることのないよう確実に取り付けること。 三 はしけへの荷の積み卸しは、荷が片寄り、はしけが不安定にならないよう順序よく行い、また、重量物の積み込みに当たっては、荷重が極端に偏らないよう積み込むこと。 四 はしけ内の積荷の荷崩れを防止するため、必要により固縛し、又は防網を張る等の措置を講ずること。 五 円管状の重量物は、転動しないようはしけの土間板にダンネージ等を敷いて、荷の安定を図ること。 六 はしけの船倉への昇降には、滑り止めを設けた移動はしごを使用すること。 七 はしけのビーム、屋根板、フリカパー等が取り外され、とも屋根上に整理、固定されていることを確かめて作業を行うこと。	法令上はこのような規定はない	船内荷役の作業員が、はしけ内で本船とはしけの間の荷の積み卸しの作業を行うときは、特に注意が必要なため、作業を安全に行うための措置を定めたもの	昭和41年度
第43条 第130条 第234条 第258条	●コンテナ荷役(船内、沿岸、検数・検定、関連) (コンテナ荷役) 会員は、船内荷役等において、作業員にコンテナ荷役を行わせるときは、次の措置を講じなければならない。 一 作業員をコンテナの上に昇降させるときは、移動はしご又はコンテナに取付けられた昇降設備等を使用させること。ただし、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーン等のつり具に設備された専用の搭乗設備を使用させることができる。 二 作業員にコンテナの上で作業を行わせるときは、滑ることによる危険を防止するため滑り止めに有効な履物を使用させること。 四 作業員に冷凍コンテナの積卸しを行わせるときは、冷凍コンテナに取付けられている電源が取り外されていることを確認した上で作業を行わせること。 五 作業員にコンテナのラッシング用具の着脱の作業を行わせるときは、不安定な姿勢で行わせないこと。 六 作業員にコンテナの積卸しを行わせるときは、コーン等の脱着状況を確認させ、コンテナの移動範囲内にいる他の作業員等の立ち退き状況を確認させること。	同 上	コンテナ荷役は荷の6割から7割を占める作業であり、昇降やコーンの着脱等に係る墜落、落下災害が多く、これらの災害を防ぐため。	昭和41年度 昭和42年度 昭和43年度 平成12年度
第45条 第132条 第196条 第237条 第261条	●危険物又は有害物の荷役(船内、沿岸、はしけ、検数・検定、関連) 会員は、船内荷役作業に係る荷の中に、爆発性、発火性又は引火性の物、急性中毒を起こすおそれのある物、腐食性の物その他法令等により特別の措置を必要とする物(以下「危険物又は有害物」という。)があるときは、次の措置を講じなければならない。 一 あらかじめ荷主等から協会を通じて第292条に規定する危険物又は有害物事前連絡表により通報を受け、当該荷の種類、性状、数量、荷姿等に応じた安全な荷役作業の実施方法及びこれらの危険物又は有害物が発散し、又はこぼれた際の処置について第29条の作業計画に具体的に記載し、船内荷役作業主任者に指示すること。 二 第29条の作業計画に基づき安全な作業を実施するため、荷役機械、作業用具、保護具、救急用具等を整備し、当該危険物又は有害物の取扱いに習熟した作業員の配置を行うこと。 三 荷役作業の開始前に、船舶責任者との連絡及び作業の調整を行い、必要があるときは、非常の場合に備えた救急体制をとり、及び当該危険物又は有害物の危険防止に関して専門的知識を有する者の立会い又は指導を要請すること。 2 会員は、危険物又は有害物の荷が置かれている場所に近接した場所において船内荷役作業を行うときは、当該危険物又は有害物の荷の状態に注意を払い、当該荷に接触しないように慎重に作業を行わなければならない。この場合において、荷役作業を行うため当該危険物又は有害物の移動、積直し等を行う必要があるときは、前項の措置を講じなければならない。	同 上	船舶内で積み卸しする危険物又は有害物の荷の性状等から生ずる危険又は作業員の健康障害を防止するための措置を定めたものである。法令においては、作業開始前に危険物又は有害物が存するかどうかを調べて安全対策を講ずるよう定めているが、万全の準備を整えるためには、できる限り早く危険物又は有害物を把握することが必要である。このため荷主等から事前の連絡を要請することとしている(第292条参照)。	昭和41年度 昭和42年度 昭和43年度 昭和55年度 昭和60年度
第52条 第180条 第203条	●点検(船内、沿岸、いかだ) 2 会員は、揚貨装置を運転する前に、船内荷役作業主任者又は会員が指名する者に、会員が定める自主点検基準に基づき、揚貨装置の作動状態について点検させ、異常がないことを確認した後でなければ揚貨装置運転士に運転の業務を行わせてはならない。 3 会員は、前項の点検の結果、異常を認めたときは、船舶責任者に対し、当該揚貨装置の整備、補修等の措置を講ずるよう要請し、当該措置が行われ異常がないことを確認した後でなければ作業員に運転の業務を行わせてはならない。 4 会員は、その日の作業が終了したときは、揚貨装置運転士から揚貨装置の作動状態について報告を受け、整備、補修等の必要があるときは、船舶責任者にその状態を通報し、必要な措置を要請するものとする。	同 上	他人が管理する施設内での作業が多いことからその施設の設備について点検の重要性を示すとともに特に船内については、改善を要請することが必要なことから規定している。	昭和41年度 昭和42年度 昭和43年度 昭和60年度
第55条	●運転の場所の整理(船内) 会員は、揚貨装置の運転を行う場所に通ずる通行設備及び運転作業を行う場所については、揚貨装置運転士の運転業務を行うのに障害のないように整理整頓し、かつ、作業中これを有効に保持しなければならない。	同 上	揚貨装置の安全な運転のためには、運転士の運転作業のための行動範囲内の場所の整理及び安全を確保するための措置が必要なことから定めたものである。	昭和41年度
第60条	●揚貨装置の運転業務 会員は、揚貨装置の運転士に、次の措置を行わせなければならない。 一 揚貨装置の運転は、船内荷役作業主任者又は運転の合図を行うことを指名された者の合図により運転すること。ただし、単独で作業する遠隔操作の揚貨装置については、この限りでない。 二 荷を巻き上げるときは横引き及び斜づり avoidance、旋回させるときは低速で運転を行う等急激な運転をしないこと。 三 ウインチドラムに乱巻きになったワイヤロープを巻き直すときは、単独で行わないこと。 四 揚貨装置の運転作業中に一時作業場所を離れるときは又は作業が終了したときは、船内荷役作業主任者に連絡し、その指示により荷を卸し、揚貨装置の運転停止の措置を確実に行ってから離れること。 五 つり荷を一時止めておく必要があるときは、船内荷役作業主任者等揚貨装置の運転の合図を行う者の指示により、デッキ上又は安定した場所に仮置きすること。 六 荷をつらない状態で揚貨装置を運転する必要があるときは、フック、スリング等が他のものに引っかからない位置で運転すること。 七 揚貨装置の運転士が交替するときは、当該揚貨装置の作動状態を次の運転士に確実に申し送りすること。	同 上	揚貨装置を用いて荷の揚げ卸しを行うことは、船内荷役作業における主要な業務であり、この運転に伴う合図は原則として、船内荷役作業主任者自らが担当しなければならないことから詳細に規定したものである。	昭和41年度 昭和60年度

労働災害 防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第61条	●揚貨装置の運転の合図 3 会員は、揚貨装置の運転の合図を行う者に、第1項により定めた合図の方法に基づき、次の要領により合図の業務を行わせ、かつ、関係作業員に、その合図に従って作業を行わせなければならない。 一 揚貨装置運転士、玉掛け作業員及びつり荷の状態を常に見通すことができる位置において、明確に合図を行うこと。 二 運転の合図を行うために行動する場所は、作業に支障のないよう常に整理をしておくこと。 三 船舶のブルワーク又はハッチコーミングの上で運転の合図を行ってはならないこと。ただし、通路として併用できる構造であって、安全な措置が講じられている場合はこの限りでない。 四 荷の巻き出し又は引き込みの作業を行う場所であって、つり荷の状態を見通すことが困難であるときは、合図の中継を行う者を指名して必要な場所に配置し、その者に中継させて合図を行うこと。 五 つり荷の下又はつり荷を移動させる方向に、作業員その他の者がいないことを確認し、かつ、運転作業中監視を続けること。 六 荷を巻き上げるときは、玉掛けが正しく行われたことを確認し、フックが荷の重心の真上になるまで徐々に巻き、つり荷の振れが静止したことを確認した後、巻き上げの合図を行うこと。 七 荷を巻き上げる場合、玉掛けのワイヤロープが緊張したとき及び地切れしたときは、揚貨装置の運転を一時停止する合図を行い、荷崩れ、荷の脱落のおそれがないことを確認した後に、運転再開の合図を行うこと。 八 つり荷を一時止めておく必要があるときは、デッキ上又は安定した場所を指定して仮置き合図を行うこと。	法令上はこのような規定はない	揚貨装置を用いて荷の揚げ卸しを行うことは、船内荷役作業における中心的な業務であり、危険度も高く重要度も高いため、的確に行われるよう定めたものである。	昭和41年度 昭和60年度
第62条	●玉掛けの作業 会員は、揚貨装置の玉掛けの作業を行うときは、玉掛けの作業を行う作業員に、次の事項を行わせなければならない。 一 作業中、玉掛け用具に異常を認めたときは、船内荷役作業主任者に報告し、その指示を受けて補修、取替え等必要な処置を行うこと。 二 玉掛けの作業を完了したときは、揚貨装置の運転の合図を行う者に連絡し、安全な場所に退避すること。 三 荷を仮つりしてスリング通しを行うときは、道具を用い、かつ、台木、枕等を使用して、つり荷の下及び荷のすき間に手、足等を入れないこと。 四 ワイヤロープにかかる荷重の算定に当たっては、玉掛けの際のつり角度の影響を考慮して行わせること。	同 上	揚貨装置の玉掛け作業を安全に行うためには玉掛け作業員は、揚貨装置運転の合図を行う者の合図に従って、作業を行わなければならないので詳細に定めた。	昭和41年度 昭和60年度
第119条	●沿岸荷役作業の災害防止 (沿岸荷役作業の指揮者) 沿岸荷役作業を行うときは沿岸荷役主任者を選任し、職務を行わせなければならない。	同 上	沿岸荷役作業においても災害が多く、沿岸作業を指揮する作業主任者が必要ため	昭和42年度
第186条	●はしけ運送作業の災害防止 (救命具の使用) はしけ作業員に作業を行わせるときは、常時救命具を着用させなければならない。	同 上	はしけ作業員の溺死災害が多発し同種災害を根絶するため。	昭和42年度
第230条 第256条	●単独作業の安全確認(検数・検定、関連) 船倉、倉庫、冷凍倉庫、コンテナ等の内部、積荷の陰等見通しができない場所において、検数・検定員が単独で作業を行うときは、関係者に連絡するとともに、常にその所在の確認を図らなければならない。	同 上	単独作業の検数・検定員、関連の作業員が荷役車両に巻き込まれる災害等が絶えず発生し、その防止を図るため。	昭和43年度
第277条	●職長(指揮監督者の教育) 指揮監督者に対して、一定の安全衛生教育を実施すること。	同 上	港湾貨物運送事業においては、船内等の現場において作業を行うことがほとんどで現場の職長による指揮監督が災害防止に大きな役割を果たすことから、その指揮能力を担保する必要があるため。	昭和60年度
第278条	●協会が代わって行う教育 協会は、会員が行う安全衛生教育について、必要あるときは、会員に代って教育を行うものとする。	同 上	雇入れ時及び作業内容の変更時における教育、危険有害業務に対する特別教育並びに前条の作業の指揮監督者の教育は、事業者が実施しなければならない事項であるが、会員の事業場における教育体制が整っていないため十分な教育を行うことが困難な場合には、会員に代って、当協会が、厚生労働省の通達に基づいて、教育を行うことを定めたものである。	昭和60年度
第279条	●教習等 協会は、第1項の技能講習又は教習のほか、安全衛生の確保を図るため必要と認める業務に従事する者に対し、協会が定める教習(第1項の教習を除く。)を行い技能知識を習得させ、協会の定める資格を付与するものとする。	同 上	また、法令に定められた業務のほか、沿岸荷役についても適切な作業指揮が不可欠で沿岸荷役主任者の教習が必要であることから厚生労働省からの通達に基づいて行うこととしているため。	昭和60年度
第280条	●会員の安全衛生研修 会員は、労働災害の防止を図り、安全衛生の水準の向上と快適な職場環境の実現を通して労働者の安全及び健康を確保するため、安全及び衛生に関する事項の研修に努めなければならない。 2 協会は、会員の事業場における経営首脳者及び総括安全衛生管理者等に対し、前項の目的を図るため必要な研修等を行うものとする。	同 上	港湾貨物運送事業における自主的安全衛生管理活動の促進に資するため。	昭和60年度
第282条	●能力向上等のための教育等 協会は、次に掲げる者の能力の向上等を図るため、一定の期間ごとに講習を行うものとする。 六 沿岸荷役主任者技能教習その他の第279条第4項の規定に基づき協会が行う技能教習を修了した者	同 上	沿岸の災害防止には沿岸荷役主任者の能力向上が必要ため	平成6年度

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第283条	●教育資料等の作成 協会は、安全衛生教育の教材に使用するテキストその他の教育資料を作成するものとする。 2 協会は、安全衛生教育資料等を常に見直し、技術の進歩、作業形態の変化等に即した改訂を図り、その内容の充実を期するものとする。 3 協会は、安全衛生教育の水準を高め、教育効果の徹底を図るため、教科ごとのカリキュラムを検討するものとする。	法令上はこのような規定はない	安全衛生教育の水準の向上に必要なため	昭和60年度
第284条	●教育担当講師等の育成 協会は、会員が行う安全衛生教育を担当する講師等に対し、教育手法の向上と教育水準の斉一化を図るため、体系的な研修を行うものとする。 2 協会は、安全衛生教育の充実及び効果的な教育目的の達成を図るため、講師の育成並びに講師の知識及び技能の向上を図るための再研修を必要に応じ行うものとする。	同 上	安全衛生教育の水準の向上に必要なため	昭和60年度
第284条の2	●危険性又は有害性等の調査等及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入の努力義務 会員は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、業務に起因する危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置、労働安全衛生マネジメントシステム等を実施する等会員の事業に適合した安全衛生活動の実施に努めなければならない。	同 上	港湾貨物運送事業における自主的安全衛生管理活動の促進に資するため。	平成20年度
第284条の3	●協会の労働安全衛生マネジメントシステム普及義務 協会は、労働安全衛生マネジメントシステムの普及に努めるものとする。	同 上	港湾貨物運送事業における自主的安全衛生管理活動の促進に資するため。	平成12年度 平成20年度
第285条	●災害速報等 会員は、次に掲げる労働災害又は事故が発生したときは、会員が所属する協会の支部に速報しなければならない。 一 死亡災害 二 重大災害（同一原因により、一時に3人以上の労働者の死傷者が発生した災害をいう。） 三 前2号に掲げるもの以外の火災、爆発、中毒等の事故が発生したとき。 2 協会本部、総支部及び支部並びに会員は、労働災害、健康障害等の発生又はそのおそれがある問題等についての情報を相互に連絡し、整合性のある対応を図るものとする。	同 上	協会が自主的に労働災害防止対策を推進するためには災害の状況の把握が必要なため	昭和41年度
第286条	●労働災害発生状況報告 会員は、事業場において発生した労働災害についての報告書を、別に定めるところにより、会員の所属する協会の支部に提出しなければならない。	同 上	労働災害の発生状況を把握し、分析することは、労働災害防止対策の樹立には、欠くことのできないものであることから、当協会発足の当初から、会員の事業場において発生した労働災害の報告を求めてきたところである。昭和53年1月からは様式を定め会員からの定期的な報告を要請し、昭和55年には本規程に盛り込まれた。また、平成13年からは、休業4日以上の労働災害については、その詳細の報告を求めている。 なお、行政官庁の統計では、当協会会員以外の者の労働災害が含まれており、また、事業の種別分類が異なる点があるなど、会員の実態は必ずしも明らかにできない。	昭和55年度
第288条	●規程の実施を確保させるための措置（監察及び指導） 協会は会員の港湾防災規程の順守状況について監察し、従わない場合は警告を発する。	同 上	会員の防災規程順守徹底を図るため。	昭和41年度 昭和60年度
第289条	●安全衛生に関する調査研究 協会は、港湾貨物運送事業における技術の進展、作業形態の変化等に対応した労働災害防止を図り、この規程の充実と円滑な運営を期するため、調査し研究を行うものとする。	同 上	技術の進展、作業形態の変化等に対応し、安全衛生を確保するに必要な措置、有効な労働災害防止対策をまとめ、その成果を労働災害防止活動に活用するため	昭和41年度 昭和60年度
第290条	●作業安全基準等の設定 協会は、労働災害防止に関する法令及びこの規程の円滑な実施を確保するために必要な荷役機械等、荷役用具、作業環境等の点検・検査基準、安全作業基準等を具体的に設定し、その普及を図るものとする。	同 上	労働災害防止関係法令及び本規程の円滑な実施を確保するため	昭和41年度 昭和60年度
第291条	●関係者に対する要請 協会は、船主団体その他船舶関係者に対し、この規程の実施について理解を求め、労働災害防止上必要な事項についての措置を要請し、その協力を得るよう努めなければならない。 2 協会は、港湾管理者、関係行政機関、関係団体、関係事業者等に対し、前項の措置と協力を要請するものとする。	同 上	港湾貨物運送事業は、会員の管理が及ばない本船、埠頭、上屋等において荷役機械等を使用して作業を行うことが多いので、本船関係者、埠頭設備等管理者等の協力がなければ、労働災害を防止することは困難である。 このため、会員が本船関係者、埠頭設備等管理者等に対し協力を要請すべきことは本規程の中でも触れているところであるが、協会としても、本船関係者等の協力を得よう努めるとともに、関係行政機関、関係団体等に本規程の実施について理解を求め、協力を要請することを定めたものである。	昭和41年度 昭和60年度
第292条	●規程の実施を確保させるための措置（危険物又は有害物の事前連絡制度） 協会は荷主、船主、元請事業者に対して、荷役される荷が危険物又は有害物である場合には定める様式により荷役作業の3日前までに通報するよう要請し、通報があった場合には、すべての関係の会員事業者に通報する。	同 上	危険物又は有害物による労働災害を防止するためには、これらを事前に把握することが必要であるため。	昭和60年度

労働災害防止規程の法令以上の上乗せ規定

鉱業労働災害防止協会

労働災害防止規程	上 乗 せ 規 定	法令水準	当該規定を設けた理由	設定年度
第5条 (危険予知活動等)	会員は、危険予知訓練(KYT)、危険予知活動(KYK)等の自主的な労働災害防止活動の実施に努めることとする。		採石業を会員になった際のヒアリング等から「採石業の自主安全活動意識はかなり低い。」ことが判明したため。	平成16年度
第22条 (採石作業計画)	()書きにてより明確な考え方を示した。 例:第22条第2項(1)……(ただし、傾斜面採掘法及びグローリホール法は、原則として行わないこと。)	労働安全衛生規則400条	採石法関係で各都道府県が技術指導している。	同上
第27条 (掘削面のこう配の基準)	追加:また、採石技術指導基準書に定める基準に留意して安全に作業を行うよう努めること。	労働安全衛生規則407条	同上	同上
第39条 (貯鉱槽内での安全帯の使用等)	会員は、労働者に貯鉱槽内で作業を行わせるときは、次の各号の規定によらなければならない。 (1)貯鉱槽内では必ず安全帯を使用させること。また、安全帯の取付設備等については、前条の規定によること。 (2)貯鉱槽外の関係作業と十分な連絡をとること。		採石業独特の貯鉱槽内作業等を追加した。	同上
第8章	周辺環境に配慮した事業運営、環境保全及び公害防止		労働災害ではないが、採石業の特性上、広く鉱害防止にも触れた。	同上
第120条 (労働災害発生状況報告)	災害の報告を求めた。		災害速報提出を求め、会員各社に広く知らせることによって、類似災害の防止を図る。	平成19年度
第121条 (実施を確保するための措置)	関係労働者への教育		関係労働者にも教育し、一層の労働災害防止を目指す	平成16年度

労働災害防止協会の法人概要

H24年10月現在

		中央 労働災害防止協会	建設業 労働災害防止協会	陸上貨物運送事業 労働災害防止協会	林業・木材製造業 労働災害防止協会	港湾貨物運送事業 労働災害防止協会
沿 革		昭和39年8月1日設立 【平成12年6月特別民間法人化】	昭和39年9月1日設立 【平成元年7月特別民間法人化】	昭和39年8月15日設立 【平成元年7月特別民間法人化】	昭和39年9月1日設立 【平成元年7月特別民間法人化】	昭和39年9月1日設立 【平成元年7月特別民間法人化】
法人の目的		事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動の促進並びに労働者の安全衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより労働災害の防止を図る。	各業種別の事業主及びその事業主の団体によって組織し、労働災害防止規程を制定し、並びに労働者の安全及び衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動を促進し、もって各業種における労働災害の防止を図る。			
設立の根拠		労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)				
所 在 地		本部所在地:東京都港区芝3－35－1 産業安全会館				
会 員 数		126団体 (社)日本経団連ほか各業界団体など	589団体、50,897事業場 建設事業者など	49団体、46,439事業場 陸運事業者など	887団体、10,318事業場 林業・木材製造事業者など	1,736事業場 港運事業者など
代 表 者		会長 米倉弘昌 【(社)日本経済団体連合会会長】	会長 銭高一善 【(株)銭高組代表取締役会長兼社長】	会長 川合正矩 【日本通運(株)代表取締役会長】	会長 佐藤重芳 【全国森林組合連合会会長】	会長 藤木幸夫 【藤木企業(株)代表取締役会長】
役 員	理事等 監事	107名(うち常勤3名) 2名(非常勤)	71名(非常勤) 3名(非常勤)	89名(うち常勤1名) 2名(非常勤)	55名(非常勤) 2名(非常勤)	63名(非常勤) 3名(非常勤)
職 員	常勤 非常勤	353名 28名	53名 1名	11名 0名	15名 1名	20名 1名
組 織	本部	7部・1センター	5部	2部	5課	3部
	出先機関	都道府県支部(47ヶ所) 地区安全衛生サービスセンター(7所・2支所) 安全衛生教育センター(2所) 労働衛生調査分析センター 大阪労働衛生総合センター 日本バイオアッセイ研究センター マネジメントシステム審査センター コンプライアンス室	都道府県支部(47ヶ所) 建設業安全衛生教育センター	都道府県支部(47ヶ所)	都道府県支部(47ヶ所)	総支部(13ヶ所) 支部(79ヶ所)
主な事業		事業主、事業主団体等が行う労働災害防止のための活動の促進、教育・技術的援助のための施設の設置・運営、技術的な事項についての指導・援助、情報・資料の収集及び提供、調査・広報 等	各業種に係る労働災害防止を図るため、労働災害防止規程の設定、技術的な事項についての指導・援助、安全衛生教育、情報・資料の収集及び提供、調査・広報、安全衛生物品の普及 等			
		【人材育成事業】 ・経営トップへのセミナー ・安全管理者・職長等への教育・研修 ・作業者等への教育・研修 【技術支援】 ・事業場の安全衛生状態の診断 ・作業環境測定 ・有害業務従事者に対する特殊健康診断 ・生活習慣改善・メンタルヘルスケアを促すためのヘルスアドバイスサービス ・化学物質のばく露実態調査、有害性調査 ・労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)の認定 【その他】 ・国際交流事業 ・表彰事業 ・全国産業安全衛生大会及び緑十字展 ・広報事業 ・安全衛生図書・用品の作成販売 ・調査研究事業 等	・安全衛生教育・研修 ・建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)の認定 ・専門家による技術指導・技術支援 ・建設作業現場の巡視・安全指導 ・建設業リスクアセスメント普及推進 ・国際交流事業 ・表彰事業 ・全国建設業労働災害防止大会 ・広報事業 ・安全衛生図書・用品の作成販売 ・調査研究事業 等	・安全衛生教育・研修 ・実効ある安全衛生管理体制の確立、計画的な安全衛生対策の推進 ・荷役運搬作業での墜落・転落等災害防止事業 ・交通労働災害防止ガイドラインの周知 ・定期健康診断、事後措置実施促進事業 ・表彰事業 ・全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 ・広報事業 ・安全衛生図書・用品の作成販売 ・調査研究事業 等	・安全衛生教育・研修 ・「林材業労災防止専門調査員」による労働災害防止活動支援事業 ・振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業 ・安全衛生教育訓練のための集団指導事業 ・林材業リスクアセスメントの普及推進 ・表彰事業 ・全国林材業労働災害防止大会 ・広報事業 ・安全衛生図書・用品の作成販売 ・調査研究事業 等	・安全衛生教育・研修 ・港湾荷役作業現場の巡視、安全指導 ・中小港湾事業者の安全衛生管理指導 ・表彰事業 ・全国港湾労働災害防止大会 ・広報事業 ・安全衛生図書・用品の作成販売 ・調査研究事業 等

各労働災害防止協会の財務状況

(注)表記を揃えるため、便宜的に一部決算書の項目と異なる整理としている部分がある。

▼収支状況(H23年度収支計算書)

(単位:円)

	中災防	建災防	陸災防	林災防	港湾災防
収入	5,635,596,852	4,202,354,166	2,044,235,599	1,191,017,803	736,163,181
会費収入	255,370,465	1,051,609,417	357,816,000	81,987,095	201,214,439
事業収入	4,113,732,115	2,819,207,307	1,476,494,770	978,942,043	272,335,937
受託収入	411,765,538	146,452,046	0	0	0
国庫補助金収入	802,763,816	173,952,124	179,865,000	129,762,363	153,446,333
その他(雑収入等)	51,964,918	11,133,272	30,059,829	326,302	109,166,472
支出	5,913,989,555	4,259,119,666	2,080,705,574	1,148,493,039	746,092,038
管理費(人件費)	2,948,513,754	474,003,913	208,570,524	102,429,591	290,603,586
管理費(管理諸費)	555,252,833	152,457,289	31,352,633	60,370,136	98,331,599
事業費	1,998,457,430	3,486,742,554	1,840,782,417	985,693,312	357,156,853
受託事業費	411,765,538	145,915,910	0	0	0
当期収支差	△ 278,392,703	△ 56,765,500	△ 36,469,975	42,524,764	△ 9,928,857

▼H23年度貸借対照表

(単位:円)

	中災防	建災防	陸災防	林災防	港湾災防
資産	5,007,767,475	2,813,901,185	243,552,023	354,270,172	662,819,318
流動資産	2,570,986,068	1,724,880,082	108,436,597	266,302,018	447,397,242
固定資産	2,436,781,407	594,942,603	6,174,726	1,485,354	6,626,908
特定資産		494,078,500	128,940,700	86,482,800	208,795,168
負債	4,177,937,866	554,602,073	195,310,775	136,369,463	311,447,618
流動負債	979,749,096	136,523,573	66,370,075	49,886,663	64,884,029
固定負債	3,198,188,770	418,078,500	128,940,700	86,482,800	246,563,589
基本金	829,829,609	2,259,299,112	48,241,248	217,900,709	351,371,700
繰越剰余金	1,107,570,033	2,324,301,883	87,512,554	173,196,356	360,853,281
当期増減	△ 277,740,424	△ 65,002,771	△ 39,271,306	44,704,353	△ 9,481,581

▼H23年度損益計算書

(単位:円)

	中災防	建災防	陸災防	林災防	港湾災防
収益	5,276,331,042	4,202,405,502	2,044,235,599	1,191,027,058	736,745,577
会費収入	255,370,465	1,051,609,417	357,816,000	81,987,095	201,214,439
事業収入	3,758,345,979	2,819,207,307	1,476,494,770	978,942,043	272,335,937
受託収入	411,765,538	146,452,046	0	0	0
国庫補助金収入	802,763,816	173,952,124	179,865,000	129,762,363	153,446,333
その他(雑収入等)	48,085,244	11,184,608	30,059,829	335,557	109,748,868
費用	5,554,071,466	4,267,408,273	2,083,506,905	1,146,322,705	746,227,158
管理費(人件費)	2,948,513,754	496,924,213	208,570,524	102,429,591	290,603,586
管理費(管理諸費)	589,975,160	152,457,289	31,352,633	60,245,136	98,331,599
事業費	1,601,244,839	3,462,937,105	1,841,580,756	983,355,838	342,968,646
受託事業費	411,765,538	145,915,910	0	0	0
その他	2,572,175	9,173,756	2,002,992	292,140	14,323,327
当期純利益、純損失	△ 277,740,424	△ 65,002,771	△ 39,271,306	44,704,353	△ 9,481,581

労働災害防止団体法（昭和三十九年六月二十九日法律第百十八号）

最終改正：平成二三年五月二五日法律第五三号

第一章	総則（第一条―第七条）
第二章	労働災害防止団体
第一節	通則（第八条―第十条）
第二節	中央労働災害防止協会（第十一条―第三十五条）
第三節	労働災害防止協会（第三十六条―第五十条）
第四節	監督（第五十一条―第五十三条）
第五節	補則（第五十四条―第五十六条）
第三章	雑則（第五十七条・第五十八条）
第四章	罰則（第五十九条―第六十三条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「労働災害」とは、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第一号に規定する労働災害をいう。

2 この法律において「指定業種」とは、厚生労働大臣が、労働災害の発生率その他の事情を考慮し、労働政策審議会の意見をきいて指定する業種をいう。

第三条 削除

第五条 削除

第六条 削除

第七条 削除

第二章 労働災害防止団体

第一節 通則

（種類）

第八条 この法律による労働災害の防止を目的として組織された団体（以下「労働災害防止団体」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 中央労働災害防止協会（以下「中央協会」という。）
- 二 労働災害防止協会（以下「協会」という。）

（人格、住所等）

第九条 労働災害防止団体は、法人とする。

2 労働災害防止団体の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

3 労働災害防止団体でないものは、その名称中に労働災害防止協会という文字を用いてはならない。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、労働災害防止団体に準用する。

（登記）

第十条 労働災害防止団体は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 中央労働災害防止協会

（業務）

第十一条 中央協会は、労働災害の防止に関し、会員間の連絡及び調整を図るほか、次の業務を行なうものとする。

- 一 事業主、事業主の団体等が行なう労働災害の防止のための活動を促進すること。

- 二 教育及び技術的援助のための施設を設置し、及び運営すること。
 - 三 技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。
 - 四 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。
 - 五 労働者の技能に関する講習を行なうこと。
 - 六 情報及び資料を収集し、及び提供すること。
 - 七 調査及び広報を行なうこと。
 - 八 その他必要な業務を行なうこと。
- 2 中央協会は、前項の業務のほか、国からの委託を受けて、次の業務を行うことができる。
 - 一 安全衛生教育に従事する指導員の養成及び資質の向上を図るための業務を行うこと。
 - 二 化学物質等で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の検査のための業務を行うこと。
 - 三 快適な職場環境の形成に関する情報及び資料の収集及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うこと。
 - 四 一般社団法人又は一般財団法人であつて、都道府県の区域内において事業者に対する快適な職場環境を形成するための措置に係る技術的な事項についての指導及び援助その他の快適な職場環境の形成の促進に関する業務を行うものに対して、相談、助言その他の援助を行うこと。
 - 3 第一項第三号の業務は、指定業種に属する事業以外の事業の事業主及びその事業主の団体に対して行なうものとする。
 - 4 中央協会は、第一項の業務を行なうにあつては、労働安全衛生法 に基づいて策定された労働災害防止計画に即応するように努めなければならない。

(安全管理士及び衛生管理士)

- 第十二条 中央協会は、前条第一項の業務のうち労働災害の防止に関する技術的な事項に係るものを行なわせるため、安全管理士及び衛生管理士を置かなければならない。
- 2 前項の安全管理士及び衛生管理士は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

(会員の資格)

- 第十三条 中央協会の会員の資格を有するものは、次に掲げる法人その他の団体とする。
- 一 協会
 - 二 全国的な事業主の団体で労働災害の防止のための活動を行なうもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、労働災害の防止のための活動を行なう団体で定款で定めるもの

(加入)

- 第十四条 協会は、すべて中央協会の会員となる。
- 2 中央協会は、前条第二号及び第三号の法人その他の団体が中央協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。

(会費)

- 第十五条 中央協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。

(設立)

- 第十六条 中央協会は、全国を通じて一個設立することができるものとする。

(発起人)

- 第十七条 中央協会を設立するには、その会員になろうとする五以上の法人その他の団体が発起人となることを要する。

(創立総会)

- 第十八条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の一月前までに公告して、創立総会を開かなければならない。
- 2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。
 - 3 創立総会の議事は、会員の資格を有する法人その他の団体がその会日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。
 - 4 第三十一条及び第三十一条の二の規定は、創立総会の議決に準用する。

(設立の認可)

- 第十九条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び厚生労働省令で定める事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(成立の時期等)

- 第二十条 中央協会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
- 2 中央協会は、成立の日から二週間以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(定款)

- 第二十一条 中央協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 業務
- 四 主たる事務所の所在地
- 五 会員の資格に関する事項
- 六 会員の加入及び脱退に関する事項
- 七 会員の権利及び義務に関する事項
- 八 会費に関する事項
- 九 役員に関する事項
- 十 参与に関する事項
- 十一 総会に関する事項
- 十二 会計に関する事項
- 十三 事業年度
- 十四 公告の方法

2 定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十二条 中央協会に、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2 会長は、中央協会を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、中央協会の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員の任免及び任期)

第二十三条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 会長の任期は、三年以内において定款で定める期間とし、理事及び監事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の会長の任期は、一年六月以内において創立総会で定める期間とし、設立当時の理事及び監事の任期は、一年以内において創立総会で定める期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

(監事の兼職の禁止)

第二十四条 監事は、会長、理事又は中央協会の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第二十五条 中央協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が中央協会を代表する。

(決算関係書類の提出等)

第二十六条 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、会長は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(参与)

第二十七条 中央協会に、参与を置く。

2 参与は、中央協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。

3 参与は、労働災害の防止に関し学識経験がある者のうちから、会長が委嘱する。

4 前三項に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、定款で定める。

(総会の招集)

第二十八条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

第二十八条の二 総会員の五分の一以上から総会の目的である事項を示して請求があつたときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集の通知)

第二十八条の三 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(総会の議決事項)

第二十九条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- 三 解散
- 四 会員の除名
- 五 その他定款で定める事項

- 2 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(総会の議事)

第三十条 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前条第一項第一号、第三号及び第四号の事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(会員の議決権)

第三十一条 各会員の議決権は、平等とする。

- 2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。
- 3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(議決権のない場合)

第三十一条の二 中央協会と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

(解散)

第三十二条 中央協会は、次の理由によつて解散する。

- 一 総会の議決
- 二 破産手続開始の決定
- 三 設立の認可の取消し

- 2 中央協会は、前項第一号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(中央協会についての破産手続の開始)

第三十二条の二 中央協会がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

- 2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の中央協会の能力)

第三十二条の三 解散した中央協会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十三条 清算人は、第三十二条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第三号の規定による解散の場合には厚生労働大臣が選任する。

(裁判所による清算人の選任)

第三十三条の二 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十三条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第三十三条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十三条の五 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十三条の六 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、中央協会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の中央協会についての破産手続の開始)

- 第三十三条の七 清算中に中央協会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。
- 2 清算人は、清算中の中央協会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
 - 3 前項に規定する場合において、清算中の中央協会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものとあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
 - 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(財産処分の方法等)

- 第三十四条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、厚生労働大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。
 - 3 残余財産は、労働災害の防止のための活動を行なう団体に帰属させなければならない。

(裁判所による監督)

- 第三十四条の二 中央協会の清算は、裁判所の監督に属する。
- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
 - 3 中央協会の清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
 - 4 厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第三十四条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十四条の四 中央協会の清算の監督及び清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十四条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十四条の六 裁判所は、第三十三条の二の規定により清算人を選任した場合には、中央協会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(検査役の選任)

- 第三十五条 裁判所は、中央協会の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
- 2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「中央協会及び検査役」と読み替えるものとする。

第三節 労働災害防止協会

(業務)

- 第三十六条 協会は、次の業務を行なうものとする。
- 一 労働災害防止規程を設定すること。
 - 二 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。
 - 2 協会は、前項の業務のほか、当該指定業種に係る労働災害の防止に関し、次の業務を行なうことができる。
 - 一 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。
 - 二 労働者の技能に関する講習を行なうこと。
 - 三 情報及び資料を収集し、及び提供すること。
 - 四 調査及び広報を行なうこと。

- 五 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。
- 3 協会は、前二項の業務のほか、厚生労働大臣の要請があつたときは、当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体会員でないものに対して第一項第二号の業務を行なうことができる。
- 4 第十一条第四項及び第十二条の規定は、協会に準用する。この場合において、第十一条第四項中「第一項」とあり、第十二条第一項中「前条第一項」とあるのは、「第三十六条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

(労働災害防止規程)

第三十七条 労働災害防止規程には、次の事項を定めるものとする。

- 一 適用範囲に関する事項
 - 二 労働災害の防止に関し、機械、器具その他の設備、作業の実施方法等について講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 三 前号の事項の実施を確保するための措置に関する事項
- 2 協会が労働災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに関する事項は、労働災害防止規程に定めなければならない。

(労働災害防止規程の認可)

第三十八条 労働災害防止規程は、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更についても、同様とする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の認可の申請に係る労働災害防止規程が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
- 一 内容が法令に違反しないこと。
 - 二 設定又は変更の手續が法令及び定款に違反しないこと。
 - 三 不当に差別的でないこと。
 - 四 労働者の利益を不当に害するおそれがないこと。
- 3 厚生労働大臣は、労働災害防止規程が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該協会に対してその労働災害防止規程を変更すべきことを命じ、又は第一項の認可を取り消さなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の認可に関する処分又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、労働政策審議会の意見を聞かなければならない。

(労働災害防止規程の廃止の届出)

第三十九条 協会は、労働災害防止規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(関係労働者等の意見の聴取)

第四十条 協会は、労働災害防止規程を設定しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者を代表する者及び労働災害の防止に関し学識経験がある者の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(会員の順守義務等)

第四十一条 会員は、労働災害防止規程を守らなければならない。

- 2 会員である事業主の事業に係る就業規則は、労働災害防止規程に反するものであつてはならない。
- 3 前二項の規定は、労働災害防止規程が会員の事業について適用される労働協約と抵触するときは、その限度においては、適用しない。

(会員)

第四十二条 協会の会員の資格を有するものは、当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体とする。

- 2 第十四条第二項及び第十五条の規定は、協会に準用する。

(設立)

第四十三条 協会は、指定業種ごとに設立することができるものとする。

- 2 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属する事業に常時使用する労働者の総数が、当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数に厚生労働省令で定める率を乗じて得た数をこえることとなるときでなければ、設立することができない。

(発起人)

第四十四条 協会を設立するには、その会員になろうとする二十人以上のものが発起人となることを要する。

(設立に関する準用)

第四十五条 第十八条から第二十条までの規定は、協会の設立に準用する。

(定款)

第四十六条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 業務
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 五 会員の資格に関する事項
 - 六 会員の加入及び脱退に関する事項
 - 七 会員の権利及び義務に関する事項
 - 八 会費に関する事項
 - 九 役員に関する事項
 - 十 参与に関する事項
 - 十一 総会及び総代会に関する事項
 - 十二 会計に関する事項
 - 十三 事業年度
 - 十四 公告の方法
- 2 第二十一条第二項の規定は、協会の定款の変更に準用する。

(役員等)

- 第四十七条 協会に、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。
- 2 協会に、参与を置く。
 - 3 第二十二條第二項から第四項まで及び第二十三條から第二十六條まで並びに第二十七條第二項から第四項までの規定は、協会の役員及び参与に準用する。

(総会)

- 第四十八條 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
 - 3 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
 - 一 定款の変更
 - 二 事業計画及び収支予算の決定又は変更
 - 三 労働災害防止規程の設定、変更又は廃止
 - 四 解散
 - 五 会員の除名
 - 六 その他定款で定める事項
 - 4 第二十八條の二、第二十八條の三、第二十九條第二項及び第三十條から第三十一條の二までの規定は、協会の総会に準用する。この場合において、第三十條ただし書中「前條第一項第一号、第三号及び第四号」とあるのは、「第四十八條第三項第一号及び第三号から第五号まで」と読み替えるものとする。

(総代会)

- 第四十九條 会員の総数が三百人をこえる協会は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。
- 2 総代は、定款で定めるところにより、会員のうちから選挙されなければならない。
 - 3 総代の定数は、その選挙の時における会員の総数の十分の二（会員の総数が千人をこえる協会にあつては、二百人）を下つてはならない。
 - 4 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。
 - 5 総会に関する規定は、総代会に準用する。ただし、総代会においては、解散の議決をすることができない。
 - 6 総代会においては、総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く。）をすることができない。

(解散及び清算に関する準用)

- 第五十條 第三十二條から第三十五條までの規定は、協会の解散及び清算に準用する。

第四節 監督

(決算関係書類の提出)

- 第五十一條 労働災害防止団体は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 労働災害防止団体は、前項の規定により同項に規定する書類を厚生労働大臣に提出するときは、当該書類に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(報告等)

- 第五十二條 厚生労働大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、労働災害防止団体に対して、その業務に関し必要な報告を命じ、又はその職員に、労働災害防止団体の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告等)

第五十三条 厚生労働大臣は、労働災害防止団体の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その労働災害防止団体に対してこれを是正すべきことを勧告し、及びその勧告によつてもなお改善されない場合に次の各号のいずれかに掲げる処分をすることができる。

一 業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二 設立の認可を取り消すこと。

2 厚生労働大臣は、協会が第四十三条第二項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その設立の認可を取り消すことができる。

第五節 補則

(補助)

第五十四条 政府は、労働災害防止団体に対して、労働保険特別会計の労災勘定の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。

(関係行政庁との連絡)

第五十五条 労働災害防止団体は、その業務を行なうにあつては、関係行政庁と密接に連絡するものとする。

(秘密保持義務)

第五十六条 安全管理士及び衛生管理士又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 労働災害防止団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者でその職務に関して前項の秘密を知り得たものも、同項と同様とする。

第三章 雑則

(鉱山に関する特例)

第五十七条 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条 に規定する鉱業に係る業種の指定に関しては、第二条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは「労働政策審議会及び中央鉱山保安協議会」とする。

2 鉱業法第四条 に規定する鉱業に係る協会に関しては、第二章（労働災害防止規程に係る部分及び第五十二条を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令、経済産業省令」と、第五十二条中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は経済産業大臣」とする。

(適用除外)

第五十八条 この法律は、国及び地方公共団体が行う事業については、適用しない。

2 第二章（労働災害防止規程に係る部分に限る。）の規定は、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項 及び第四項 の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。）に関しては、適用しない。

3 この法律は、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、適用しない。

第四章 罰則

第五十九条 第五十六条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 第五十二条第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした労働災害防止団体の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づいて労働災害防止団体が行うことができる業務以外の業務を行つたとき。

二 第十条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十四条第二項（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第三十二条の二第二項又は第三十三条の七第一項（これらの規定を第五十条において準用する

場合を含む。)の規定による破産手続開始の申立てをしなかつたとき。

五 第三十三条の五第一項又は第三十三条の七第一項（これらの規定を第五十条において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

六 第三十四条（第五十条において準用する場合を含む。）の認可を受けないで財産処分をしたとき。

七 第五十一条第一項に規定する書類を同項に規定する期間内に提出しなかつたとき。

八 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第六十三条 第九条第三項の規定に違反したもの（法人その他の団体であるときは、その代表者）は、十万円以下の過料に処する。

労働災害防止団体法施行規則（昭和三十九年七月三十一日労働省令第十九号）

最終改正：平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号

労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、労働災害防止団体等に関する法律施行規則を次のように定める。

（安全管理士の資格）

第一条 労働災害防止団体法（以下「法」という。）第十二条第二項（法第三十六条第四項において準用する場合を含む。以下次条において同じ。）の厚生労働省令で定める資格を有する者は、安全管理士については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下次条第二号において同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下次条第二号において同じ。）において産業安全に係る学科を修めて卒業した者で、その後七年以上の産業安全に係る実務の経験を有するもの
- 二 厚生労働大臣が別に定めるところにより、安全管理士の業務に関し前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

（衛生管理士の資格）

第二条 法第十二条第二項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、衛生管理士については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 医師、歯科医師又は薬剤師の免許を受けた者で、その後四年以上の労働衛生に係る実務の経験を有するもの
- 二 学校教育法による大学又は高等専門学校において労働衛生に係る学科を修めて卒業した者で、その後七年以上の労働衛生に係る実務の経験を有するもの
- 三 厚生労働大臣が別に定めるところにより、衛生管理士の業務に関し前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

（法第十九条の厚生労働省令で定める事項）

第三条 法第十九条（法第四十五条において準用する場合を含む。以下次条において同じ。）の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 発起人の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 役員となるべき者の氏名及び住所
- 三 定款並びに創立総会の会議の日時及び場所についての公告に関する事項
- 四 創立総会の議事の経過
- 五 中央労働災害防止協会にあつては、会員となる旨の申出をした法人その他の団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 六 労働災害防止協会にあつては、次の事項
 - イ 会員となる旨の申出をした事業主及び事業主の団体の数
 - ロ 会員となる旨の申出をした事業主が当該指定業種に属する事業に常時使用する労働者の総数

（設立の認可の申請）

第四条 法第十九条の設立の認可の申請は、定款及び前条各号の事項を記載した書面を添附した申請書を二通提出して行なわなければならない。

（成立の届出）

第五条 法第二十条第二項（法第四十五条において準用する場合を含む。）の成立の届出は、登記事項証明書を添附した届出書を提出して行なわなければならない。

（定款の変更の認可の申請）

第六条 法第二十一条第二項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の定款の変更の認可の申請は、次の事項を記載した書面を添附した申請書を二通提出して行なわなければならない。

- 一 変更の内容及び理由
- 二 変更の議決をした総会又は総代会の議事の経過

（解散の届出）

第七条 法第三十二条第二項（法第五十条において準用する場合を含む。）の解散の届出は、解散の議決をした総会の議事の経過を記載した書面を添附した届出書を提出して行なわなければならない。

（労働災害防止規程の認可の申請）

第八条 法第三十八条第一項の労働災害防止規程の設定又は変更の認可の申請は、当該労働災害防止規程（変更の場合にあつては、変更に係る部分に限る。）及び次の事項を記載した書面を添附した申請書を二通提出して行なわなければならない。

- 一 設定又は変更の理由
- 二 法第四十条の規定により意見を聞いた者の氏名及びその意見の概要
- 三 設定又は変更の議決をした総会又は総代会の議事の経過

（労働災害防止規程の廃止の届出）

第九条 法第三十九条の労働災害防止規程の廃止の届出は、前条第二号の事項及び次の事項を記載した書面を添附した届出書を提出して行なわなければならない。

- 一 廃止の理由
- 二 廃止の議決をした総会又は総代会の議事の経過

（関係労働者等の意見の聴取）

第十条 法第四十条の労働災害防止規程の設定、変更又は廃止についての意見の聴取は、当該労働災害防止規程（変更の場合にあつては、変更前のものを含む。）を記載した書面を提示して、第一号又は第二号に掲げる者及び第三号に掲げる者から行なわなければならない。

- 一 当該労働災害防止規程に係る労働者が組織する全国的規模をもつ労働組合（これに準ずると認められる労働組合を含む。）の代表者又はその委任を受けた者
- 二 前号に掲げる者がない場合には、当該労働災害防止規程に係る労働者を代表する者として適当であると認められる者
- 三 当該労働災害防止規程に係る事項に関し学識経験がある者

（法第四十三条第二項の厚生労働省令で定める率）

第十一条 法第四十三条第二項の厚生労働省令で定める率は、三分の一とする。

（証票）

第十二条 法第五十二条第二項の証票は、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）様式第二十一号の二によるものとする。

労働災害防止団体法第二条第二項の規定に基づく業種

(昭和三十九年七月十一日)(労働省告示第二十二号)

労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)第二条第四号の規定に基づき、同号の業種を次のとおり指定する。

一 建設業

二 陸上貨物運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第一項に規定する事業(貨物軽自動車運送事業を除く。))並びに貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第七項に規定する事業(鉄道運送事業者及び貨物自動車運送事業者の行う運送に係るものに限る。))及び同条第八項に規定する事業並びにこれらの事業に欠くことができない事業であつて労働災害の防止のための活動をこれらの事業と一体となつて行うことが適当であるものをいう。)

三 港湾貨物運送事業(港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)第三条第一号から第四号までに規定する事業及びこれらの事業に欠くことができない事業であつて労働災害の防止のための活動をこれらの事業と一体となつて行うことが適当であるものをいう。)

四 林業(木材製造業を含む。)

労働災害防止団体法第二条第二項の規定に基づく業種

(昭和三十九年八月十七日)(通商産業省／労働省／告示第一号)

労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)第二条第四号の規定に基づき、同号の業種を次のとおり指定する。

鉱業

第11次労働災害防止計画の 目標と重点対策

3つの 目標

- ①死亡者数について、平成24年において、平成19年と比して20%以上減少させること。
- ②死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させること。
- ③労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

計画における安全衛生対策に係る 基本的な考え方

労働災害全体を減少させるためのリスクの低減を進めるとともに、重篤な労働災害を防止するための対策の充実を図る

8つの重点対策

第11次労働災害防止計画では、8つの重点対策を定め、対策ごとの目標を設定して取組をすすめることとしています。

1 リスクアセスメント（危険性又は有害性等の調査）及び その結果に基づく措置の実施の促進

【目標】リスクアセスメントの実施率を着実に向上させる

- 作業内容等に即した具体的な実施方法を公表し、普及を図る
- 事業場内外の人材養成を促進する

〈主な指針等〉「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月10日公示第1号）

2 化学物質におけるリスクアセスメント及び その結果に基づく措置の実施の促進

【目標】化学物質におけるリスクアセスメントの実施率を着実に向上させる

- 化学物質等安全データシート（MSDS）等の活用を図る

〈主な指針等〉「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月30日公示第2号）

3 機械災害の防止

【目標】機械災害を更に減少させる

- 労働災害が多発又は重篤度の高い労働災害が発生している機械等の種類ごとの安全対策の充実を検討し、必要な措置を講じる

〈主な指針等〉「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）

4 墜落・転落災害の防止

【目標】墜落・転落災害を更に減少させる

- 災害が多い足場、建築物における作業、荷役に係る作業等における墜落・転落災害防止対策の充実を検討し、必要な措置を講じる

〈主な指針等〉「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成15年4月1日付け基発第0401012号）
「足場先行工法に関するガイドライン」（平成18年2月10日付け基発第0210001号）

5 粉じん障害の防止

【目標】じん肺新規有所見者数を減少させる

- トンネル建設工事、アーク溶接作業、金属等の研ま作業等に係る粉じん障害防止対策を重点とした総合的な対策を推進する

〈主な指針等〉「第7次粉じん障害防止総合対策」（平成20年3月19日付け基発第0319006号）
「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成12年12月26日付け基発第768号の2）

6 化学物質による健康障害の防止

【目標】化学物質による職業性疾病を減少させる

- 化学物質に係る有害業務における作業主任者の選任・職務遂行の徹底、作業環境管理の徹底、安全衛生教育の促進を図る

7 健康診断の推進

【目標】健康診断結果等に基づく健康管理措置の実施率を着実に向上させる

- 労働者の自主的な取組を促進する
- 健康診断結果に基づく措置を徹底する
- 高齢者医療確保法に基づく医療保険者が行う措置と連携する

8 メンタルヘルス対策の推進

【目標】メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を50%以上とする

- 過重労働による健康障害防止対策を講じる
- 労働者一人ひとりの気づきを促すための教育、研修等を実施する
- 事業場内外の相談体制の整備、職場復帰対策等を推進する

〈主な指針等〉「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号）
「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月31日公示第3号）